

みんなのでつくる
持続可能で
快適な生活環境都市

第三次

江南市 環境基本計画

令和4年度～令和13年度

令和4年3月
江南市

「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」を目指して

本市では、平成 24 年 3 月に「第二次江南市環境基本計画」を策定し、5 年後の平成 29 年 3 月に改訂を行い、快適で住みやすい都市環境の形成と環境の負荷の低減を目指した施策を展開してきました。

その間、平成 27 年 9 月に開催された国連サミットにて、『「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会』を 2030 年までに実現するため、17 の国際目標をもつ「SDGs：持続可能な開発目標」が採択されました。このことを受け、環境、経済、社会の一体化が強まり、さまざまな主体が協力し合いながら、国際目標の達成に向けて積極的に取り組みを行っております。

その中でも環境に関する問題は多く採り上げられており、特に地球温暖化対策において、わが国では、令和 2 年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを宣言しました。この宣言を受け、脱炭素社会の実現に向けての動きが加速化するなど、環境行政を取り巻く状況も変化しており、さまざまな環境問題に対応するためには、総合的な視野から解決していく姿勢が求められています。

このような中で、安心して快適に過ごせるまちにするためには、市民の皆さまと事業者の皆さま、そして市が連携、協働して取り組みを行うことが重要です。そこで、望ましい環境像を引き続き、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」とし、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民、事業者の皆さまを始め、熱心にご議論、ご審議をいただきました江南市環境審議会の委員の皆さま、並びに多くの関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。



令和 4 年 3 月

江南市長 澤田 和延

目 次

第1部	計画の基本的事項	1
第2部	計画の目指すもの	9
第1章	望ましい環境像	9
第2章	環境目標	11
第3部	環境像の実現に向けて.....	15
第1章	主体別取り組み.....	15
第2章	環境目標の達成に向けた取り組み.....	15
第1節	「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して.....	16
第2節	「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して.....	22
第3節	「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して.....	28
第4節	「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して.....	43
第4部	計画の推進に向けて.....	50
第1章	みんなの体制づくり及び推進体制の強化.....	50
第1節	推進体制	50
第2節	江南市環境審議会	50
第3節	重点的取り組みの推進.....	51
第2章	進行管理の手法.....	53
第1節	PDCAサイクル.....	53
第2節	評価方法	54
資料編	55

第1部 計画の基本的事項

1. 計画見直しの背景

1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しており、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性^{※1}の損失といったさまざまな環境問題が深刻化しています。

わが国でも、気候変動により豪雨等が頻発し、世界各地では記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害により多くの生き物の命が失われるなど、甚大な被害が生じています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、平成27（2015）年の気候変動枠組条約^{※2}第21回締約国会議において、すべての国が削減に努める「パリ協定」を採択し、わが国は、温室効果ガスを令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減するとの目標を提示しました。また、温室効果ガスの排出削減による緩和策だけでなく、気候変動に適応するため、平成30（2018）年12月には「気候変動適応法^{※3}」を施行し、多様な関係者が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

パリ協定が令和2（2020）年から本格運用を開始した中で、令和2（2020）年10月にわが国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル^{※4}を目指すことを宣言しました。それに伴い、令和2（2020）年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定とともに、国・地方脱炭素実現会議が開催され、脱炭素社会実現に向けたロードマップ作り等の検討が始まりました。

生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、わが国は、平成24（2012）年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020^{※5}」を策定し、取り組みを進めてきました。令和3（2021）年2月に取り組みの実施状況について最終評価を行った「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表し、次期生物多様性国家戦略に向けた検討がなされています。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになっています。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

わが国では現在、第五次環境基本計画（平成30（2018）年閣議決定）に基づき、環境施策が進められており、新たにSDGs^{※6}の考え方や連携させながら、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。

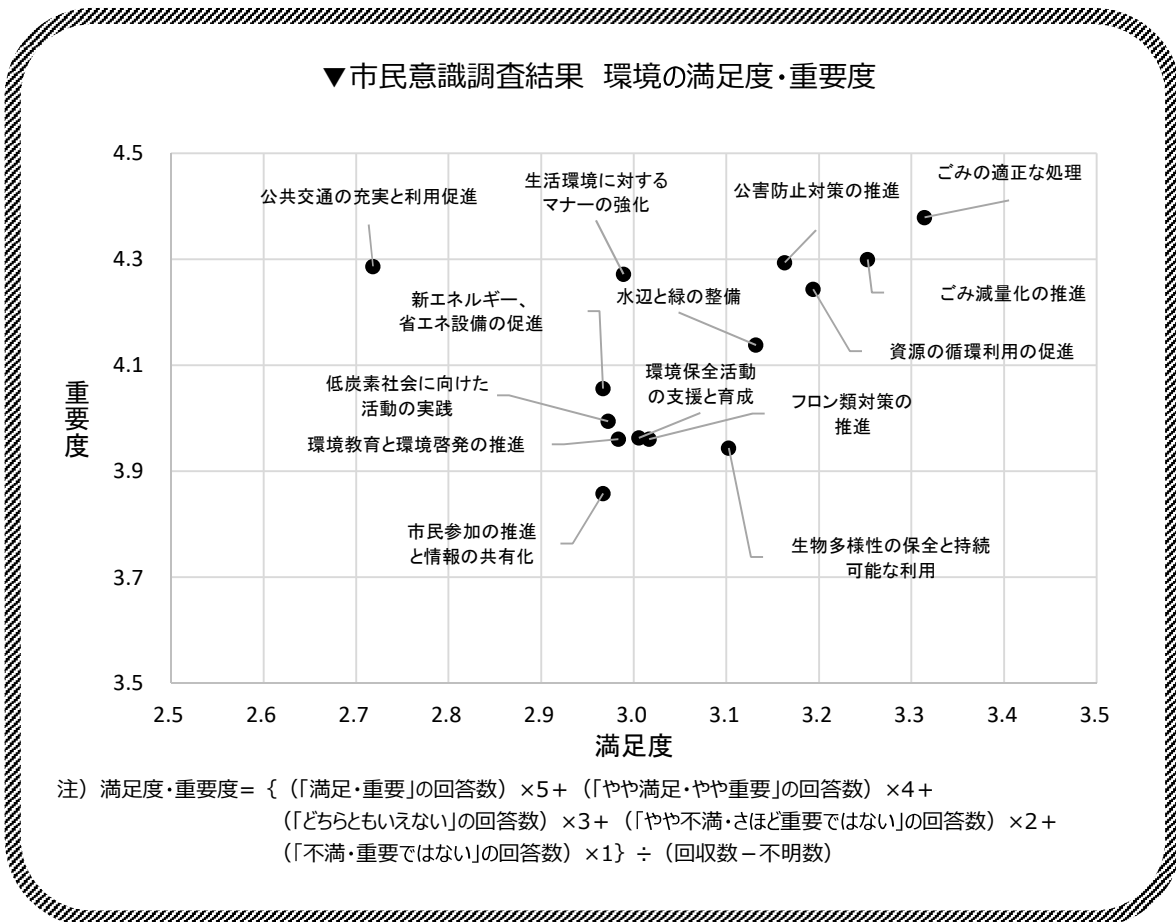
また、令和3（2021）年10月には国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、パリ協定ルールブックが完成したほか、気温上昇を1.5℃までに抑制することを世界の共通目標とする等、「グラスゴー気候合意」が採択されました。

- ※1 すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。
- ※2 正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、平成4（1992）年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。
- ※3 国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して気候変動適応策を推進するための法律。
- ※4 地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
- ※5 生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。
- ※6 平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

1.2 江南市における環境問題への評価

「改訂版第二次江南市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市、すべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成 29（2017）年 3 月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年、指標の評価・公表を行ってまいりましたが、目標達成が困難な指標も残っています。また、令和 3（2021）年度に実施した市民意識調査結果において、江南市の環境の重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という項目が多くあります（下図参照）。



市民意識調査結果によると、「ごみに関する取組」や「公害防止対策の推進」等に関する項目は、重要度、満足度ともに高く、市民の関心と施策が合っているといえます。しかし、「生活環境」や「公共交通」、「地球温暖化」、「環境教育」等に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くないことから、今後も対策を進める必要があります。

1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

江南市（以下、「本市」という。）ではこれまで、ごみ減量「57運動^{※1}」によるごみの減量と資源の循環利用などの取り組みによる1人当たりのごみ排出量の減少などで一定の効果上げてきました。一方で、公害に関して、大気質や水質では経年的に環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあります。

また、わが国では、近年の地球規模の環境問題として、地球温暖化の影響の一つである、気候変動問題があげられます。各地で発生している豪雨災害が今後も増えていくことが予想されることから、それらの対策が急がれています。地球温暖化の影響を可能な限り低減するため、温室効果ガス排出量の削減を進めて地球の平均気温の上昇を抑えるとともに、急激に温暖化が進む気候に暮らしを合わせる必要があります。平成30（2018）年には気候変動適応法が制定されるなど、気候変動対策には、緩和策のみならず、適応策に関しても地方公共団体の取り組みの強化が求められています。

生物多様性の問題に関しては、愛知県では平成22（2010）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10^{※2}）から10年を経た状況を総括し、令和12（2030）年度までに取り組む生物多様性保全の施策の方向性を示す「あいち生物多様性戦略2030^{※3}」が策定されました。生物多様性の保全は、自然環境保全にとどまらず、生物資源の持続可能な利用という観点から総合的に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中、本市では令和3（2021）年度に実施した市民意識調査でも示されるように、「地球温暖化」や「環境教育」に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くなく、今後も対策を進める必要があります。

さらに、環境行政を取り巻く状況も変化しています。環境、経済、社会の一体化が強まる中で、SDGsの考え方にに基づき、総合的な視野から環境課題を解決していく姿勢が求められています。

また、これらの環境課題を解決していく上で、市民一人ひとりの日常生活の見直しが必要です。より良い環境づくりには市民一人ひとりの行動が大きな要因であることから、より一層の見直しが重要といえます。

前計画は令和3（2021）年度に目標年度を迎えることから、環境の現況及び前計画の進捗状況を把握するとともに、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応した計画の見直しが必要となりました。

- ※1 焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9（1997）年度からスタートした運動で、平成8（1996）年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。
- ※2 生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的として平成4（1992）年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第10回締約国会議のこと。
- ※3 平成22（2010）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）から10年を経た愛知県の状況を総括し、SDGsに合致した生物多様性保全の取組指針として策定するもの。

2. 計画の役割

「第三次江南市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の基本的な理念とルールに基づき、第6次江南市総合計画（平成30（2018）年度策定）の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像を実現するために、市民、事業者、市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

(1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民、事業者、市の共通認識が得られます。

(2) 市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割

市民、事業者、市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

(3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市総合計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また、計画推進のため、市民、事業者、市の三者の連携を定めており、各主体を構成するさまざまな立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

3. 計画の目標年度

本計画の

開始年度は令和4（2022）年度とし、目標年度は令和13（2031）年度とします

4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民、事業者、市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。

なお、第3部第2章第3節1.「脱炭素社会に向けた活動の実践」及び2.「再生可能エネルギーの普及促進」は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の地方公共団体実行計画（区域施策編）に、第3部第2章第3節3.「気候変動の影響に対する適応策の推進」は、気候変動適応法第12条の地域気候変動適応計画に、第3部第2章第4節4.「生物多様性の保全と持続可能な利用」は、生物多様性基本法第13条第2項の生物多様性地域戦略に該当します。

5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

1 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの**地域環境**

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

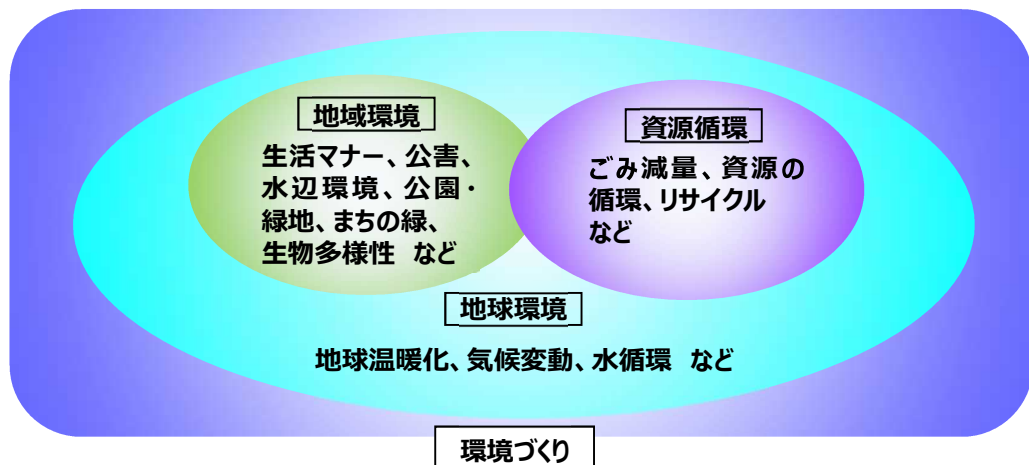
2 市民の暮らしに関わる**資源循環**

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

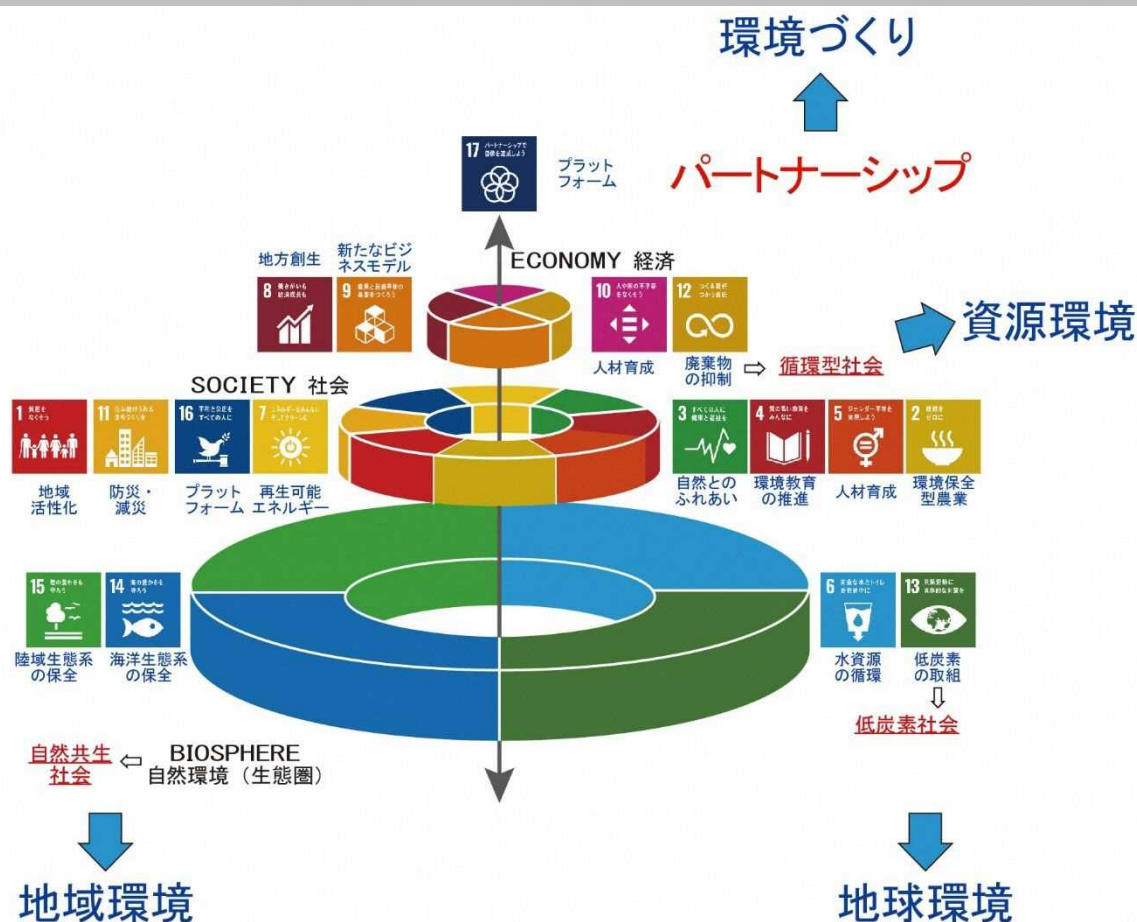
3 地球規模で影響の現れる**地球環境**

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、気候変動などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

▼ 第三次江南市環境基本計画の対象とする環境



7. 計画と SDGs の関連性



資料：「森里川海からはじめる地域づくりー地域循環共生圏構築の手引きーVer2.0」（環境省）
ストックホルム・レジデンス・センターの図に環境省が追記

上記の図は、ストックホルム・レジデンス・センターが作成した、SDGs ウエディングケーキモデルであり、SDGs17 のゴールを「経済(ECONOMY)」、「社会(SOCIETY)」、「自然環境 (生態圏) (BIOSPHERE)」の三つの層に分類し、「経済」、「社会」、「自然環境 (生態圏)」の三側面が互いに関連し合いパートナーシップのような助け合いができていくことを表現しています。土台となっているのは「自然環境 (生態圏)」で、その上に「社会」があり、さらにその上には「経済」が乗る形となっているため、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境 (生態圏)」に支えられていることを表し、一番下で全体を支える役割を担う「自然環境 (生態圏)」の持続可能性がなければ、「社会」や「経済」の持続的な発展は成り立たないことを示しています。また、環境省ではこのモデルに「自然共生社会^{※1}」、「低炭素社会^{※2}」、「循環型社会^{※3}」というワードを追加し、今までの環境施策との関わりを示しています。

このことから、このモデルの考え方は、本市の環境の範囲である「地域環境」「資源循環」「地球環境」「環境づくり」と重なる部分が多いため、本計画は、新たに SDGs の考え方と関連させながら推進します。

- ※1 生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。
- ※2 化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。
- ※3 資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取組により、新たに採取する資源をできるだけ少くした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

▼SDGs（持続可能な開発目標）とは

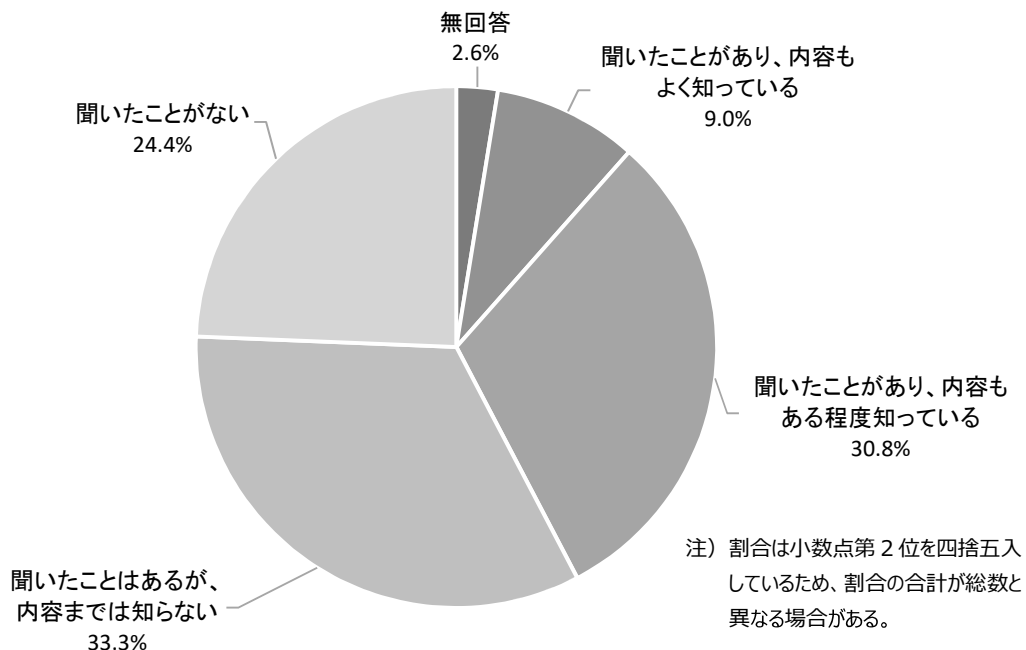
- ・平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- ・17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
- ・SDGs の目標とターゲットはお互いにつながり分けられないものであり、持続可能な開発の 3 つの側面、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを保つものです。
- ・発展途上国のみならず、先進国を含む全ての国に目標が適用されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



参考：「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
「首相官邸 SDGs 推進本部ホームページ」

▼市民意識調査結果 SDGs の認知度について



- ・「聞いたことがあり、内容もよく知っている」、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」と答えた人は、全体の 39.8%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」、「聞いたことがない」と答えた人は全体の 57.7%を占めています。

8. 推進主体及びその役割

私たちの日常の行動すべてが、環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民、事業者、市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

9. 計画の構成

第1部 計画の基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・計画とSDGsの関連性
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

第2部 計画の目指すもの

【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、令和13（2031）年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。

【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法

第2部 計画の目指すもの

第1章 望ましい環境像

みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市

本計画の上位計画である江南市総合計画では、本市が目指す都市の将来像を、「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市」と掲げ、社会経済情勢の変化に対応し、地域の魅力を高め、本市が持続的に発展していくための都市構造の実現を市民と行政が協働で目指すための計画が進められています。

平成 24（2012）年 3 月に策定した「第二次江南市環境基本計画」以降、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」を望ましい環境像とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指してきました。

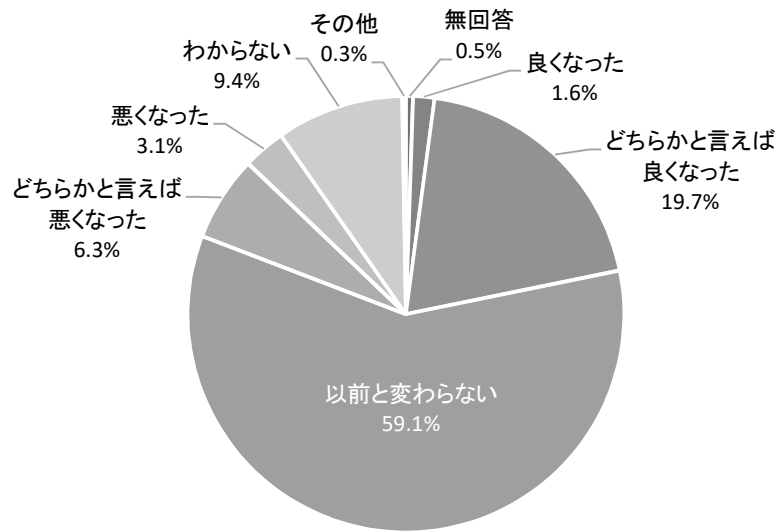
市民意識調査によると、現在の市の環境を 5 年前と比べると、「良くなった」、「どちらかと言えば良くなった」と答えた人は全体の 21.3%であり、「以前と変わらない」が 59.1%と最も多くなっていました。一方、「悪くなった」、「どちらかと言えば悪くなった」と答えた人は全体の 9.4%であり、江南市の環境が悪くなっていると感じる市民の割合は少ないものの、現在の環境については、改善していく必要があることが伺えます。

ベッドタウンとして発展してきた本市において、市民の関心は、身近な生活空間が安心して快適に過ごすことができ、かつ安全に暮らすことができることに向いていると考えられます。市民による現状の評価は高くはありませんでしたが、市内で大きな環境問題は発生していないことから、市民、事業者がマナーに気をつければ、快適な生活環境都市へ一歩ずつ近づいていくことができます。また、その快適な環境を持続するには、地球温暖化のような大きな問題に対しても、一人ひとりが小さな努力を積み重ねていくことが必要です。加えて、温暖化による急激な気候変動へ対応することが求められる中、今日の世代が快適さを求めるあまり、将来の世代の環境を損なってしまうことがないよう、持続可能なしくみでなければなりません。

また、持続可能な社会に向けた新たな道筋として掲げられた SDGs の考えを活用し、本市として、持続可能で快適な生活環境都市の実現に向けて取り組んでいく姿勢に変わりはありません。

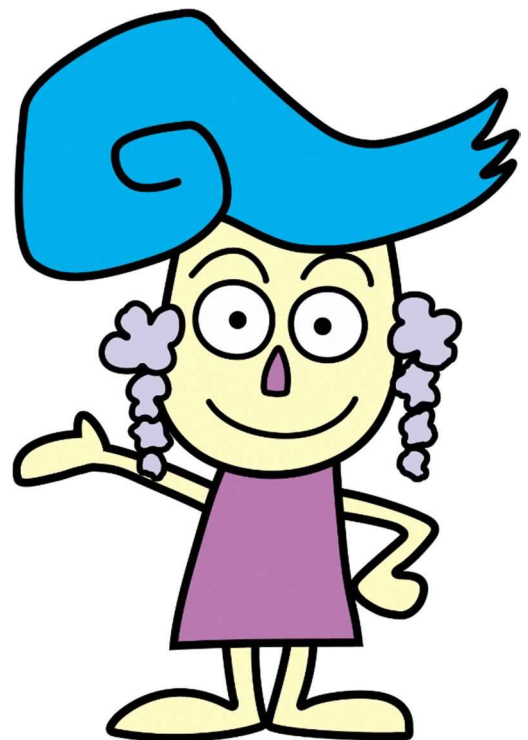
本計画を実現するには、私たち一人ひとりの力が重要です。そこで、望ましい環境像を引き続き、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指します。

▼市民意識調査結果 本市の環境について（5年前との比較）



現在の市の環境を5年前と比べると、「以前と変わらない」という回答が最も多くなっています。次いで「どちらかと言えば良かった」となっており、「良かった」と合わせても、「以前と変わらない」が最も多い回答です。

「（どちらかと言えば）悪くなった」は「（どちらかと言えば）良かった」と比べると、小さい割合となっています。



第2章 環境目標

望ましい環境像である「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」を実現するために、以下の4つの環境目標を設定しました。さらに、環境目標の達成に向け、13個の基本的取り組みをあげています。

本計画はSDGsの考え方と関連させながら望ましい環境像を目指すため、それぞれの環境目標を達成するうえで関連性が強い「SDGsの目標」を示しています。



※1 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出をゼロにすることを実現した社会のこと。二酸化炭素の排出を低く抑える「低炭素社会」が主流だったが、パリ協定をきっかけに現在は「脱炭素社会」を目指している。

※2 自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがある。

1. 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して

地域の環境づくりには、市民、事業者、市の日常的な取り組みの積み重ねが重要です。市民意識調査によると、「環境学習の場や情報の多さ」の重要度は、決して高くはなく、満足度も低い結果でした。

市民意識調査によると SDGs の認知度について、「聞いたことがある」と答えた人は全体の 73.1%を占めていました。一方、事業所意識調査では、「持続可能な開発目標に関する取組」を「実施している」、「今後、実施していく予定である」と答えた事業所は全体の 21.2%でした。市民の環境保全に関わる意識が高まっているとともに、事業者及び市による環境保全活動の推進が求められていることから、市民、事業者、市それぞれが各自の意識を高め、役割・立場において、自主的に実行する必要があります。

そこで、計画で最も重要なこととして、基本計画の 1 つ目に人を対象とした基本目標を定め、地域の環境づくりをみんなが自主的に取り組んでいくまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.市民参加の推進と情報の共有化
- 2.環境教育と環境啓発の推進
- 3.環境保全活動の支援と育成



2. 「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して

各種リサイクル法が制定され、回収・リサイクルの体制が構築されたことや、ごみ減量「^{コウナン}57運動」により、本市におけるごみの排出量は減少していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しており、ごみ減量が大切な課題であることに変わりありません。

新ごみ処理施設建設事業を進めています。新施設の完成までは、老朽化した江南丹羽環境管理組合（環境美化センター）の焼却施設を使うこととなります。また、最終処分場の確保は、全国的に困難な状況にあることから、現在の最終処分場をできる限り長い期間使うことが求められます。

このため、引き続きごみの排出を抑制することに加え、徹底的に資源を分別・回収・利用し、ごみとして処理される量を減らさなくてはなりません。また、企業には、資源の有効利用を考慮した製品・サービスを開発・提供することが求められています。

そこで、基本目標の 2 つ目に循環型社会の構築に関することを定め、市民、事業者、市が一体となって、ごみの減量化、資源の循環利用に取り組むまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.ごみ減量化の推進
- 2.資源の循環利用の促進
- 3.ごみの適正な処理



3. 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して

わが国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年までに平成 25（2013）年から 26%削減するという中期目標が定められ、令和 2（2020）年 10 月には令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことから、温室効果ガスの削減に向けた取り組みがより一層強化されると考えられます。

本市でも、引き続き温室効果ガスの排出削減に向けて一人ひとりの行動を見直し、青い地球を守るため脱炭素社会の構築を目指す必要があります。また、豪雨や記録的な猛暑等といった気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対し、被害を回避・軽減する「適応策」の取り組みを進める必要性が高まっています。

そこで、基本目標の 3 つ目に、地球温暖化を始めとする地球環境問題や気候変動への適応対策に関することを定め、一人ひとりが日常の行動を見直し、また、その思いをつないで、青い地球を守るまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

1. 脱炭素社会に向けた活動の実践
2. 再生可能エネルギーの普及促進
3. 気候変動の影響に対する適応策の推進



4. 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して

今日、私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それがごみ問題や身近な公害となっています。市民意識調査によると、環境に対する満足度及び重要度では日常のマナーに係る項目の重要度が高いものの、満足度は低い結果でした。

また、市役所へ寄せられる苦情を見ると、今や事業者対市民の公害問題ではなく、市民対市民の生活環境問題が中心であることから、日常のささいな行動が思いがけず生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、行動を見直す必要があります。さらに、水辺や緑といった自然環境や生物多様性に対する市民の意識が高まっている一方で、そういった環境の保全や維持、創出していくための取り組みを進める必要があります。

そこで、基本目標の 4 つ目に、私たちの暮らすまちを快適に保つことを定め、汚れのないさわやかな空気、水、そしてあちらこちらに緑がある快適なまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

1. 生活環境に対するマナーの強化
2. 公害防止対策の推進
3. 水辺と緑の整備
4. 生物多様性の保全と持続可能な利用

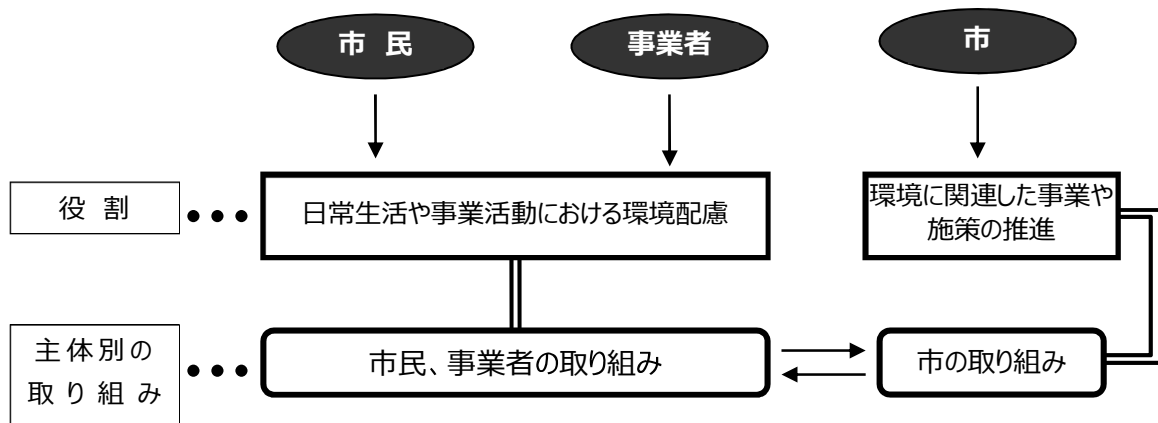




第3部 環境像の実現に向けて

第1章 主体別取り組み

環境目標の達成に向けて、基本的取り組みごとに取り組みの方針を示すとともに、主体別の取り組みを示します。



第2章 環境目標の達成に向けた取り組み

次ページ以降に、主体別の取り組みに加えて、現状と課題、市民、事業者、市の取り組みの進捗状況を把握しやすくするための指標と現状値（令和2（2020）年以下、R2という）及び5年後（令和5（2023）年以下R8という）、10年後（令和13（2031）年以下、R13という）の目標値を示します。なお、新型コロナウイルス感染症^{※1}拡大により影響を受けているものについては、現状値に令和元（2019）年度の値を記載しています。

※1 令和元（2019）年12月に中国武漢市で感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間に世界的な流行となり、翌年3月11日に世界保健機関（WHO）がパンデミックとの認識を示した。感染を予防するため、手洗いなどの基本的感染対策や不要不急の外出の自粛、密閉空間・密集場所・密接場面（3密）を避けることが重要とされた。新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、テレワークやウェブ会議など、新しいライフスタイルへの転換が推奨されている。

第1節 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して

1. 市民参加の推進と情報の共有化



1.1 現状と課題

- ・これまでの環境保全対策は、地域全体で取り組むというよりも、市が主体となって規制などによって実施することが多く見られました。
- ・近年では、自動車の排出ガスによる大気汚染、化石燃料の使用による地球温暖化、生活排水による水質汚濁など、誰もが環境問題の要因に関わる可能性があることから、多くの市民や事業者の積極的な参加がなければ環境問題の解決は難しい時代となってきています。
- ・不法投棄や大量消費から生じるごみ問題、自然保護など、環境問題は多岐にわたりますが、どのような問題でも解決するためには、草の根的な活動を継続することが大切であり、市民や事業者が環境保全活動に参加することは、環境を通じた対話、交流を行うための第一歩といえます。
- ・現在、市内では、区・町内会などで清掃活動が行われているほか、ごみ減量活動を行っている団体もあり、今後もこのような活動が、より一層活発に行われることが期待されます。

1.2 目標と指標

目 標	市民一人ひとりが環境保全に取り組みます
-----	---------------------

環境保全活動が市域全体に根付き自主的に進むよう、市民・市民団体や事業者と協力して環境保全活動を進めるとともに、自主的な活動を行う団体への支援などに努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
環境保全関係のNPO、ボランティア、アダプト団体数 ^{※1}	68 団体	68 団体	68 団体	環境保全関係の団体数が多くなるほど、活動が活発で多様になっていることを示します
環境に関するイベントの参加者数	10 人 (R1 197 人)	260 人	260 人	環境に関するイベントの参加者数が多くなるほど、環境保全に取り組む市民が多くなっていることを示します

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会やパブリックコメントなど市民が参加できる制度を活用し、地域住民・事業者・市が連携した取り組みに参加します。 ○市内環境や環境問題、市民活動に関する情報の収集に努め、イベントに積極的に参加します。 ○NPOやボランティア団体などの各種環境団体間の交流を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会やパブリックコメントなど事業者が参加できる制度を活用し、地域住民・事業者・市が連携した取り組みに参加します。 ○市内環境や環境問題、市民活動に関する情報の収集に努め、イベントに積極的に参加します。 ○事業者間の交流の実施や環境保全上の情報を積極的に公表し、情報を収集しやすくします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会やパブリックコメントなど市民・事業者が参加できる制度を形成し、地域住民・事業者・市が連携した取り組みや協力体制を推進するとともに、これらの拡充に努めます。 ○市内環境や環境問題、環境保全活動に関する情報の収集、提供及び啓発に努めます。 ○各種環境団体の活動報告の機会の提供や、情報共有のためイベントを開催します。

※1 アダプトは英語で「養子縁組をする」という意味。公共の場所を養子にみたくて、愛情をもって定期的に除草などの清掃活動を行う団体のこと。

▼江南市の環境に関するイベント

令和元（2019）年12月に、こうなんエコチャレンジ推進協議会主催のストップ温暖化キャンペーン「みんなで楽しくエコチャレンジ～学ぼう 地球温暖化防止～」を初めて開催しました。

地球温暖化防止に関する展示やクイズ、手回し発電機を体験し電気の仕組みを知ってもらうなど、楽しみながら地球温暖化対策について学べるイベントです。

【アピタ江南西店にて開催したストップ温暖化キャンペーンの様子】



<展示>



<手回し発電機>

▼こうなんエコチャレンジ推進協議会

愛知県の地球温暖化防止の県民運動『あいちエコチャレンジ 2.1※』をうけ、平成20（2008）年3月に市内の環境に関する団体が集まり結成しました。

現在では、環境学習アドバイザー及び環境登録団体（NPO・ボランティアガイド登録団体）、愛知県地球温暖化防止活動推進員などが集まる協議会となっており、それぞれが行っている環境保全活動の情報交換や、それぞれが連携して環境保全に関する啓発やイベント開催などを行っています。

※現在は『あいち COOL CHOICE』に名称を変更しています。

2. 環境教育と環境啓発の推進



2.1 現状と課題

- ・環境問題に市全体で取り組んでいくためには、市民一人ひとりが環境についての興味や知識を持つことが大切です。
- ・市内で環境問題に関して活躍している方々を講師として迎え、学校や講座などを通じて環境教育に協力していただいています。特に、将来を担う子供たちへの環境学習は、保育園から中学校まで幅広い年齢層にわたっており、充実したものとなっています。
- ・現在、広報や市のホームページなどで情報提供、啓発を行っていますが、環境教育・環境学習に参加したことがないという人もいることから、本計画の推進にあたっては、引き続き積極的に環境教育・環境学習を進めるとともに、家族やその周囲の方々にも伝えていただけるような内容の発信に努める必要があります。
- ・環境学習の場や情報に関しては、市民の満足度はやや低く、一般的な情報のほかにも、市の取り組みの現状などを誰にでも分かりやすく提供する必要があります。

2.2 目標と指標

目 標	市民がお互いに学び合う体制をつくります
-----	---------------------

環境に関する情報提供のより一層の充実、市民が気軽に学ぶことのできる機会や場所の提供などを行うことにより、環境意識の向上に努めます。また、情報提供する際には、環境保全活動を行う団体との協力を努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
環境学習会の参加者数	50人 (R1 235人)	250人	250人	市が開催する環境学習会への参加者数が多くなるほど、市民の環境学習への意欲が高まったことを示します
環境学習アドバイザー※1による環境学習講座の延べ参加者数	延べ参加者数 1,242人 (R1 3,056人)	3,000人	3,000人	環境学習アドバイザーによる環境学習講座への参加者数が多くなるほど、市民の環境学習への意欲が高まったことを示します

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○生物調査等の環境に関する講座に積極的に参加します。 ○人材登録制度の活用や環境学習に関する環境教育活動に協力します。 ○環境問題について情報を収集し、家庭で話し合いを行うなど関心を高めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○生物調査等の環境に関する講座に積極的に参加します。 ○環境保全に関する人材を育成し、事業所の環境対策を進めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園や小学校で学外講師を活用します。 ○小中学生を対象とした環境学習会を開催します。 ○環境教育の情報提供に努めます。 ○職員の環境に対する自己啓発を含めた研修、講座を受講します。

※1 環境カウンセラーや市内のボランティア団体の会員などから、環境保全、生活環境、自然環境、生物多様性など環境に関する学習プログラムを行う能力がある者を市長が委嘱するもの。

▼環境学習会

本市では、市内の子供達に向けて自然を大切に思える「人づくり」と生物多様性の保全に繋がる「緑づくり」を進めるため、自然観察、生物観察、外来生物の採取、植栽など様々なテーマで環境学習会を主催しています。



五条川に岸边をつくり、植栽を行っています。

<五条川生物調査及び多自然化作業>



江南団地のコンポストにて、かぶとむしの幼虫の観察を行っています。

<かぶとむし幼虫教室>

3. 環境保全活動の支援と育成



3.1 現状と課題

- ・環境保全活動には、一人ひとりの日常的な行動も大切ですが、団体などで行うことで一層の効果が得られる場合があります。
- ・本市でも、環境保全やごみ減量に関するNPOやボランティア団体を中心に、さまざまな団体が地域環境を良くするために活動しています。
- ・事業者には、企業の社会的責任（CSR）の一つとして、地域社会に貢献することが求められています。
- ・平成 20（2008）年度から各種団体や市民の自主的かつ自発的な市民活動の場として「市民・協働ステーション」が整備され、多くの皆さまに活用をいただいています。

3.2 目標と指標

目 標	市民、事業者の環境活動を活発にします
------------	--------------------

現状の団体の活動を支援するとともに、新たな団体の育成を推進し、市民、事業者の情報交換と活動の支援に努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
ボランティア分別指導員養成講座※1の参加者数	12人 (R1 45人)	50人	50人	分別指導員養成講座の参加者数が多くなるほど、ごみ分別への関心が高くなったことを示します
環境学習アドバイザー養成講座の参加者数	5人 (R1 2人)	3人	3人	環境学習アドバイザー養成講座の参加者数が多くなるほど、環境教育への関心が高くなったことを示します

3.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習アドバイザーやボランティア分別指導員養成講座等に積極的に参加します。 ○保育園・学校の環境保全活動へ協力をします。 ○清掃活動等の環境保全活動の機会を積極的に利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○講習会や環境保全活動に積極的に参加し、人材の育成に努めます。 ○周辺環境に配慮しながら事業活動を行い、地域の環境保全活動に参加します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習アドバイザーやボランティア分別指導員養成講座に関する取り組みを推進します。 ○保育園・学校の環境保全活動への協力の要請及び活動の場を提供します。 ○環境保全活動に関する情報提供及び普及・啓発を行い、活動に取り組む人材の育成を推進します。 ○環境保全やリサイクル意識を形成するため、子どもたちが参加できる取り組みを広く実施します。

※1 市民参加によりごみ減量運動「57運動」を推進するため、市民の方を対象にしたボランティア分別指導員を養成する講座を開設している。

▼環境学習アドバイザー

本市では、平成 25（2013）年度から環境学習アドバイザーの派遣制度を開始しました。環境学習アドバイザーとは、市長が委嘱した環境保全に関する環境学習プログラムを行う講師です。申込のあった市内の団体等が主催する参加者が概ね 10 名以上の環境学習講座や自然観察会等に派遣され、環境学習プログラムを実施しています。

また、平成 30（2018）年度からは環境保全活動に興味ある方を対象に、環境学習アドバイザー養成講座を開始し、新たなエコ人材の発掘に努めています。

▼環境学習アドバイザー派遣の様子



<プログラム「道路に落ちている このごみ（プラスチック）どこいくの」>



<プログラム「廃プラスチックを使って万華鏡づくり」>

第2節 「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して

1. ごみ減量化の推進



1.1 現状と課題

- ・本市では、ごみ減量「57運動」^{コウナン}を実施しており、その結果、市民1人1日当たりのごみ排出量及び市全体のごみ処理量は減少していましたが、近年はほぼ横ばいです。
- ・具体的な取り組みの実行度をみると、「買い物袋の持参」や「詰め替え可能商品の利用」、「食品ロスを出さない様にする」等ごみ減量化に関する取り組みの実行度は高いものの、「生ごみの堆肥化」や「環境に配慮した家電製品の購入」についての実行度は、高くありません。
- ・事業者においても、「使い捨て製品の使用や購入を抑制」や「省エネ・リサイクル可能な製品を製造・販売」等のごみ減量とリサイクルの推進に関する取り組みを実行していますが、平成28（2016）年度と比較すると、実行度が低下していることから、市は、市民、事業者と協力して全体の実行度を上げる必要があります。
- ・まだ食べられるのに捨てられてしまうもったいない食品、いわゆる「食品ロス」を削減するためフードドライブ^{※1}をはじめとした食品ロス削減のための取り組みについても継続していく必要があります。

1.2 目標と指標

目 標	4R ^{※2} を合言葉に市民1人1日当たりのごみ排出量を削減します
-----	---

市民、事業者に対するごみ減量に関する情報提供や啓発などにより、ごみの発生・排出抑制に努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
ごみ排出量	家庭系可燃ごみ 394g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	市民・事業者が4Rに取り組むことによる、ごみの排出量の削減状況を示します
	事業系可燃ごみ 6.2t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.1t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.0t/年・事業所	

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量「57運動」^{コウナン}を実践し、ごみ減量化に努めます。 ○プラスチックごみゼロへの取り組みを実施していきます。 ○ごみの減量に関するアイデアや行動を家庭で話し合うなど、ものを大切にする心をはぐみます。 ○雑がみの分別、不用品の交換、フードドライブといったごみの排出を減らす行動に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○包装の簡素化や買い物袋持参の推奨、詰め替え式商品への転換など、ごみの削減取り組みの実施や推進によりごみ減量化に努めます。 ○プラスチックごみゼロへの取り組みの実施や推進をしていきます。 ○廃棄物問題に関する人材を育成し、研修、教育を徹底します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量「57運動」^{コウナン}に基づき、ごみ減量化の推進、資源の循環利用の促進、ごみの適正な処理を推進しており、特にごみの減量化について、江南市ごみ処理基本計画（改訂版）及びエコシティ江南行動計画を中心に実施していきます。 ○ごみの削減取り組みの推進について、市民、事業者、市の連携を強化します。 ○プラスチックごみゼロへの取り組みを推進します。 ○ごみの適正処理に関する市民、事業者の役割などについて啓発します。

※1 各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。
 ※2 「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ（Refuse = ごみの回避）」「リデュース（Reduce = ごみの減量）」「リユース（Reuse = 再使用）」「リサイクル（Recycle = 再生利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

▼プラスチックごみゼロへの取り組み

プラスチックごみゼロへの取り組みについて、愛知県では令和2（2020）年1月25日開催のごみゼロ推進あい知県民大会にて「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表しました。

本市でも、多くの方々に「プラスチック問題」を知っていただくため、啓発ポスターの作成等を行っています。



＜プラスチックごみゼロへの取り組み啓発ポスター＞

▼レジ袋削減における取り組み

全国では令和2（2020）年7月1日よりプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化などの取り組みが始まっています。

本市では、全国に先駆けて、市内の25店舗と「レジ袋削減・有料化に関する協定」を締結し、平成20（2008）年より、レジ袋の有料化を開始しました。レジ袋削減・有料化で得た収益の一部は、環境フェスタ江南や緑のカーテン事業などに利用され、市民へ還元されています。

2. 資源の循環利用の促進



2.1 現状と課題

- ・本市では、ごみを 29 種類に細分化して分別収集を行っており、ごみ収集量の約 20%が資源ごみです。リサイクル率は、県下でもいち早くごみ減量対策に取り組んできたこともあり、全国的に見ても高い水準を維持しています。
- ・今後も、収集する前の段階から、より一層、ごみを減らす努力が必要です。そのためには、まだ使える資源を再利用し、循環利用に取り組まなければなりません。
- ・市では、保育園、小・中学校、街路樹、公園などの植栽の剪定枝や落ち葉を堆肥化し、活用する取り組みも進めています。
- ・国では、令和 3（2021）年 6 月にプラスチックごみの削減とリサイクルの推進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。
- ・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置が求められています。

2.2 目標と指標

目 標	資源のリサイクルに努めます
------------	----------------------

市民団体や自治会などと協力しながら、資源の循環利用に関する情報提供や啓発などを行い、法改正などにも柔軟に対応しながら資源の循環利用を促進します。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
リサイクル率 ※(資源化量 + 集団回収量) ÷(収集ごみ量 + 直接搬入 ごみ量 + 集団回収量) × 100	24.2% (R1 25.2%)	25.2%	25.2%	発生した全てのごみ量の 内、資源化されたごみ量 の割合を表すもので、ご みの資源化が進むと、リ サイクル率が上がります

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○紙類やプラスチックごみをはじめとした資源ごみの分別を徹底します。 ○こども会や PTA などによる集団資源回収活動に協力します。 ○リサイクル製品の利用に努めます。 ○リサイクルの定着した生活習慣を身につけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○再生品を積極的に製造、販売し、消費者への浸透、需要拡大を図ります。 ○再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして物品を購入します。 ○プラスチック製品について、製造・販売を見直します。 ○販売ルートを利用して取扱商品の容器などの拠点回収を行うなど、リサイクル市場を積極的に整備し、回収ルートの拡大を図ります。 ○リサイクルしやすい材質や、分解しやすい形状など、リサイクルしやすい製品を製造・販売します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○江南市ごみ処理基本計画（改訂版）及びエコシティ江南行動計画に基づき、資源回収や再資源化の体制、リサイクルの取り組み推進及び情報提供を充実させます。 ○グリーン購入制度^{※1}を推進します。 ○紙類やプラスチックごみなどの資源ごみが可燃ごみに混入しないよう、分別方法を啓発します。 ○ボランティア分別指導員と協働で、分別指導を強化します。 ○市民、事業者への意識の啓発に努めます。

※1 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負担ができるだけ小さいものを優先的に購入する制度のこと。

▼プラスチック資源循環に関する国の取り組み

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の課題に対応するため、令和元（2019）年5月に3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略である「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

また、多様な物品に使用されているプラスチックに関して、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、令和3（2021）年6月にプラスチックごみの削減とリサイクルの推進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

▼3R+Renewable（再生可能資源への代替）

<p>リデュース等の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチック^{※1}の使用削減 (レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ・石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 ・モノのサービス化 ・修繕・メンテナンス等による長寿命化、再使用 等
<p>効果的・効率的で 持続可能な リサイクル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ・最新のIoT^{※2}技術を活用した効果的・効率的な回収方法の検討 ・漁具等の陸域回収徹底 ・分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用における各主体の連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ・アジア各国の輸入規制を受けた国内資源循環体制の構築 ・再生材・バイオマスプラスチックの利用などのイノベーションが促進される公正・最適なリサイクルシステムの検討 等
<p>再生材・バイオ プラスチック^{※3}の 利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオプラスチックの利用ポテンシャル向上 (技術革新・インフラ整備支援) ・再生材・バイオプラスチックの需要喚起策の実施 (政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置、消費者への普及促進等) ・繰り返しの循環利用ができるよう、化学物質含有情報の取扱いの整理・検討 ・可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ・バイオプラスチック導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 等

資料：「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年5月 消費者庁 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省）

※1 使い捨てされるプラスチックのこと。

※2 Internet of Things（インターネット オブシングス）の略称。様々な物がインターネットにつながること。

※3 微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及び再生可能なバイオマス資源を原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称である。

3. ごみの適正な処理



3.1 現状と課題

- ・ごみ減量、資源の循環利用を進めても、ごみは必ず発生します。可能な限りごみの減量化と徹底した分別による資源化を行った後の廃棄物は、環境汚染を生じることのないよう、適正に処理しなければなりません。
- ・いまだに家庭や事業所での違法あるいは不適切な焼却や不法投棄に関する苦情や相談があるため、適切な対策が求められています。

3.2 目標と指標

目 標	不法投棄を防止します
-----	------------

ごみ処理に関する問題点と課題に関する情報を提供し、適正なごみの出し方を周知することにより、ごみの適正処理に努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
特定家庭用機器などの不法投棄台数	21 件	10 件	10 件	ごみの適正な処理について、理解が深まると、不法投棄件数が減少すると考えられます

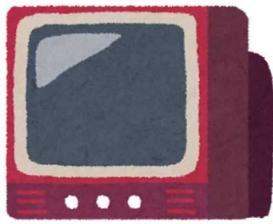
3.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄やごみのポイ捨てはしません。 ○ごみは適切に処理し、環境美化に努めます。 ○ごみ処理施設の見学などにより、ごみ処理システムへの理解を深めます。 ○「ごみカレンダー」、「ごみの正しい分け方・出し方小事典」、「ごみ分別アプリ」などを参考に、ごみの適切な処理の情報収集に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの責任において、排出したごみを適正に処理します。 ○適正な処理をしやすい製品を製造・販売します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄の防止を目的とした土地管理の指導や、啓発活動、監視等を行います。 ○ごみ収集・管理事業を適切に実施し、適正処理に関する意識啓発を実施します。 ○必要に応じてごみの分別品目や収集体制を見直します。

▼ 特定家庭用機器の紹介

「特定家庭用機器再商品化法」に基づき、家電製品を中心とする家庭用機器のうち、市町村によるリサイクルが難しいものでリサイクルが特に必要なもの等を特定家庭用機器の対象とし、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンが指定されています。

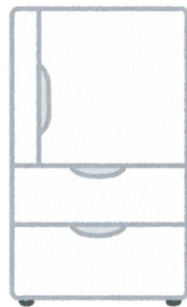
また、平成 21（2009）年 4 月以降は、液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機も対象機器として追加されました。



テレビ（ブラウン管式・液晶式など）



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫



エアコン

▼ ごみ分別アプリ「江南市ゴミチェッカー」

「江南市ゴミチェッカー」とは、本市のごみの分別区分や収集日を調べるができるウェブアプリです。インストールの必要は無く、スマートフォン・タブレット端末・パソコンなどからアクセスして利用することができます。また、多言語に対応しています。

※利用料金は無料（別途、通信料は必要）です。

＜ゴミチェッカーの表示例＞



第3節 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人の活動に伴って排出された二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが原因となって、地球の平均気温が上昇することです。近年の急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、気候変動に伴うマラリアなどの熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活への影響などが懸念されています。

IPCC^{※1} 第5次評価報告書によると、世界の地上気温の年平均は明治13（1880）年から平成24（2012）年で0.85℃上昇したとされています。

また、気候変動監視レポート2020によると、令和2（2020）年の日本の年平均気温は年平均気温の基準値（昭和56（1981）年から平成22（2010）年の30年平均値）より0.95℃上昇しており、統計を開始した明治31（1898）年以降最も高い値となっています。また、上昇率は100年あたり1.26℃となっています。

▼ 日本における年平均気温偏差の経年変化



出典) 気候変動監視レポート2020（気象庁）
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）より

※1 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織である。

(2) 地球温暖化対策の動向

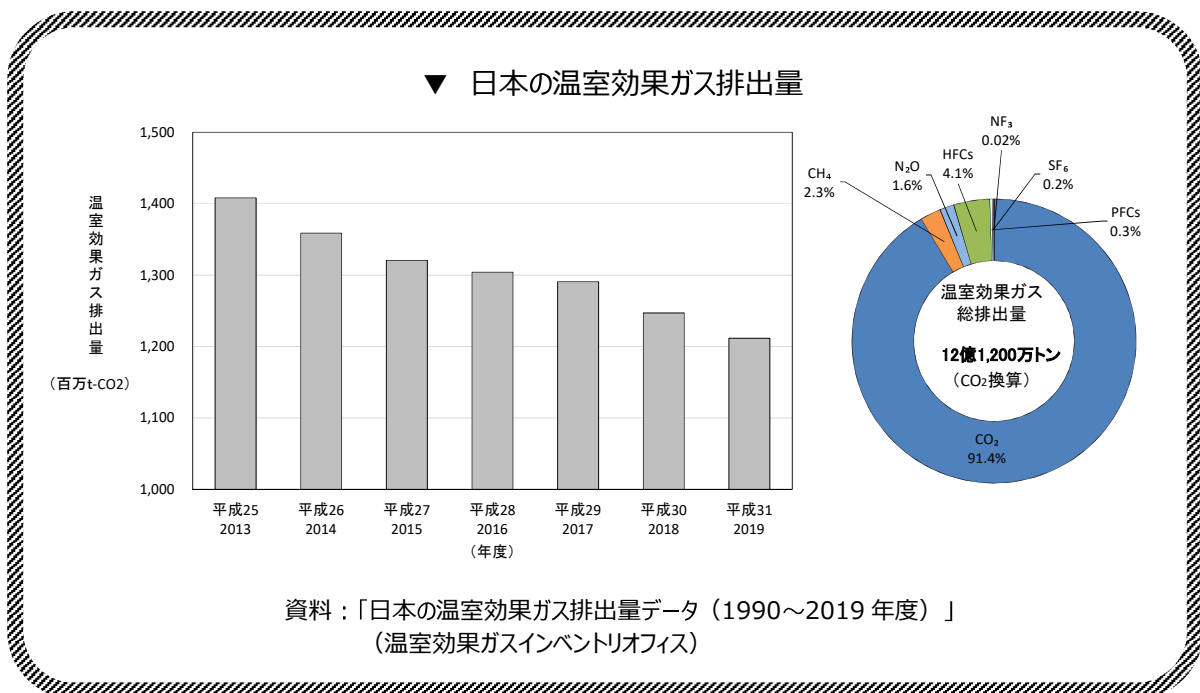
平成 27 (2015) 年にパリで開催された COP21^{※1} では、世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を 2℃未満に抑える目標を設定しました。すべての国に対し、令和 2 (2020) 年以降の自国が決定する貢献を 5 年ごとに提出・更新するとともに、温暖化に対する適応策の策定も求めています。なお、我が国は、令和 12 (2030) 年度の削減目標を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減するという中期目標が定められ、令和 2 (2020) 年 10 月には令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことから、温室効果ガスの削減に向けた取り組みがより一層強化されると考えられます。

また、愛知県では平成 30 (2018) 年 2 月に 2030 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減することを目標とした「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を、同年 10 月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定し、温室効果ガス排出量の一層の削減を促進することとしています。また、国のカーボンニュートラル宣言を受けてカーボンニュートラルの実現に向けた新たな取組を検討しています。

(3) 我が国の温室効果ガス排出量の現状

日本の令和元 (2019) 年度の温室効果ガスの総排出量は、12 億 1,200 万トン (CO₂ 換算) であり、国連気候変動枠組み条約事務局に提出した「日本の約束草案」における基準年 (平成 25 (2013) 年度) の総排出量 (14 億 800 万トン) を 13.9% (1 億 9,600 万トン) 下回っています。また、平成 30 (2018) 年度と比べると 2.9% (3,558 万トン) の減少となっています。

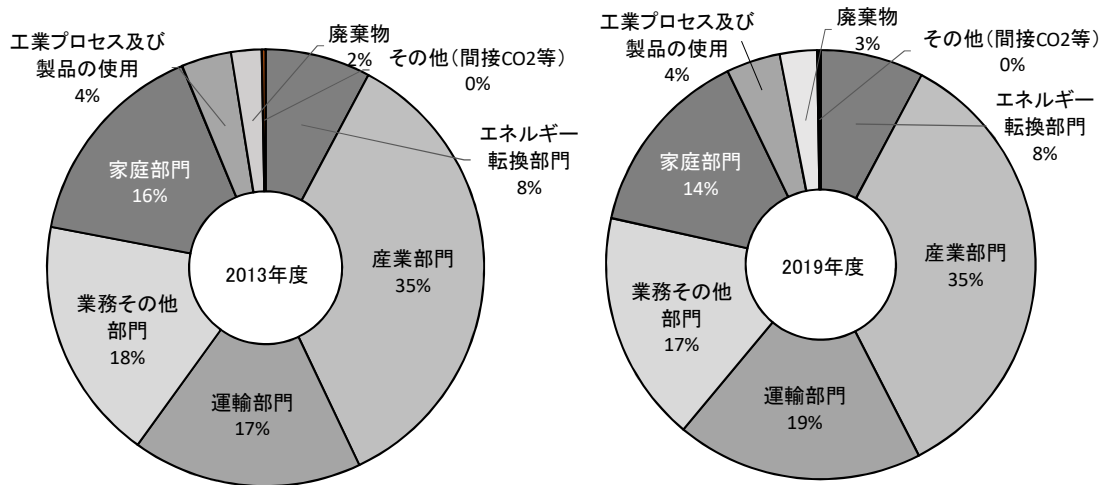
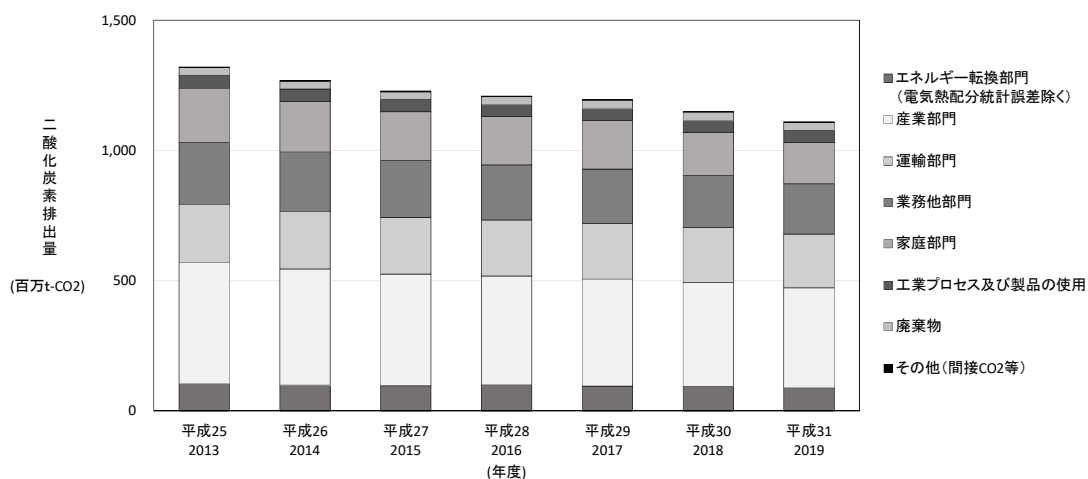
温室効果ガス総排出量の内訳は、二酸化炭素 (CO₂) が最も多く 91.4%を占めており、次いでハイドロフルオロカーボン (HFCs) が 4.1%、メタン (CH₄) が 2.3%、一酸化二窒素 (N₂O) が 1.6%等となっています。



※1 条約における締約国の会議の略称を COP という。パリで開催された気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議は、COP21 と呼ばれる。

排出量の最も多い二酸化炭素の内訳は、平成 25（2013）年度は産業部門の割合が最も高く 35%であり、令和元（2019）年度においても変化はありません。運輸部門の割合がわずかに増加しており、平成 25（2013）年度は 17%であったのが、令和元（2019）年度には 19%となっていますが、部門ごとの割合に大きな変化はありません。

▼ 日本の二酸化炭素排出量内訳



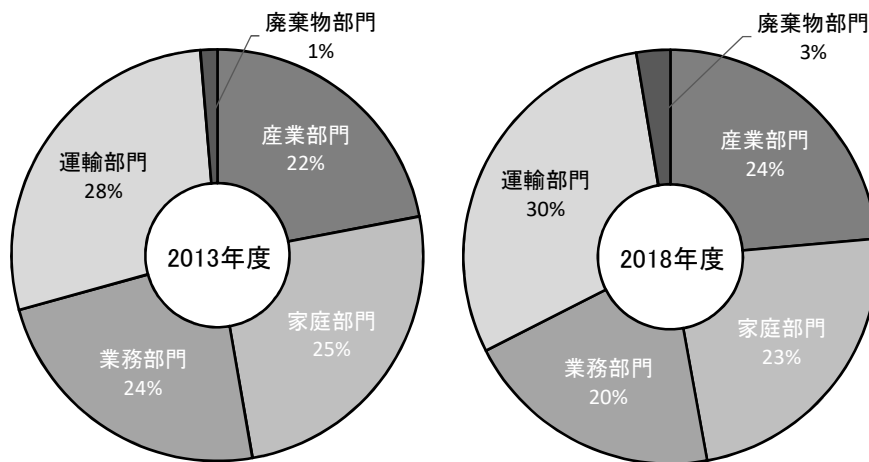
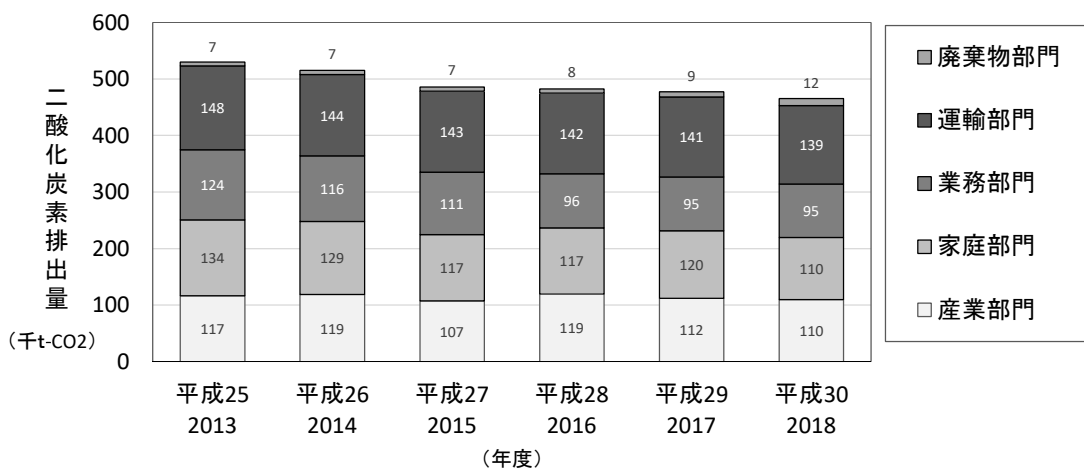
資料：「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019 年度）」
 (温室効果ガスインベントリオフィス)

(4) 江南市の現状

環境省が全国の市町村別、部門別に二酸化炭素排出量の推計を行った結果を毎年公表しています。その結果によると、平成 30（2018）年度の江南市の二酸化炭素排出量は、約 46 万 6 千トンで、平成 25（2013）年度の約 53 万トンより約 6.4 万トン減少しています。

内訳として、平成 25（2013）年度において、運輸部門が最も多く 28%を占めており、平成 30（2018）年度においても、運輸部門は最も多く 30%と増加しました。一方で、平成 30（2018）年度における家庭部門、業務部門については、いずれも平成 25（2013）年度から減少し、最大で 4%の減少となっています。

▼ 本市の二酸化炭素排出量



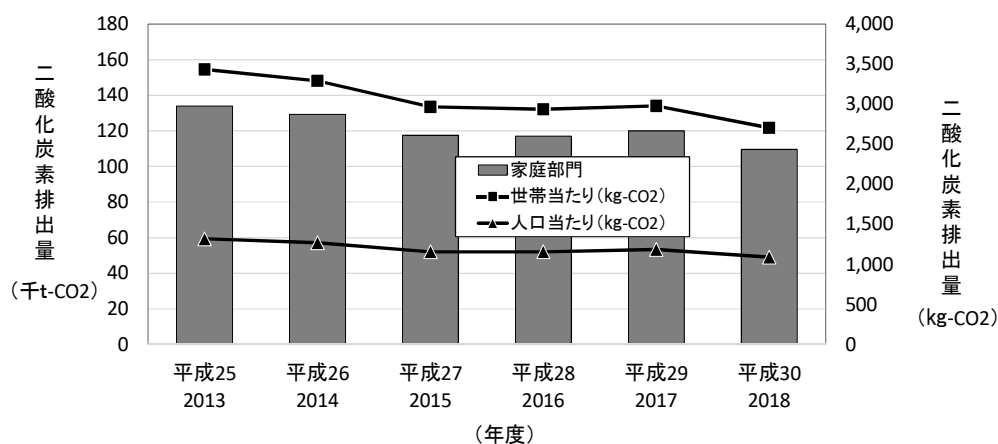
資料：「部門別 CO₂排出量の現況推計」（環境省ホームページ）

家庭部門についてみると、家庭部門の排出量と世帯当たり排出量は、類似の動向となっており、平成 25（2013）年度以降、住宅への太陽光パネルの設置等の再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の普及等により減少傾向にあります。なお、人口当たりの排出量は多少の増減はあるものの横ばい傾向です。

近年、高齢化社会などの要因により世帯当たり人口の減少傾向が続いており、世帯人数が少ないほど、一人当たりのエネルギー消費量は増加する傾向があるため（平成 18 年版環境白書を参照）、対策等を講じない場合、1 人当たりの排出量が増加すると考えられ、家庭部門の環境負荷が高まると予想されます。

さらに、新型コロナウイルスの感染症対策として、在宅勤務による住宅の冷暖房・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤のシフトや、換気を伴う冷暖房による負荷の増大が予想されることから、家庭部門の環境負荷が高まると予想されます。

▼ 家庭部門の二酸化炭素排出量の推移



資料：「部門別 CO₂排出量の現況推計」（環境省ホームページ）
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
（政府統計の総合窓口 web サイト e-Stat）
「こうなんの統計」（江南市ホームページ）

▼ 世帯当たりの人口及び二酸化炭素排出量の推移

区分	平成 2 (1990) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 30 (2018) 年度
世帯当たりの人口 (人/世帯)	3.4	3.0	2.5
世帯当たりの排出量 (kg-CO ₂ /世帯)	3,149	3,897	2,705

資料：「部門別 CO₂排出量の現況推計」（環境省ホームページ）
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
（政府統計の総合窓口 web サイト e-Stat）
「こうなんの統計」（江南市ホームページ）

近年、中部電力による江南市内からの電力購入件数及び受給電力量は年々増加しており、太陽光発電設備の量が徐々に広がっていると考えられます。

▼ 太陽光発電設備からの電力購入実績

年度	件数	受給電力量 (千 kWh)
平成 28 年度 (2016 年 4 月～2017 年 3 月)	3,237	21,620
平成 29 年度 (2017 年 4 月～2018 年 3 月)	3,478	24,865
平成 30 年度 (2018 年 4 月～2019 年 3 月)	3,758	27,672
令和元年度 (2019 年 4 月～2020 年 3 月)	3,969	29,889
令和 2 年度 (2020 年 4 月～2021 年 3 月)	4,309	31,797

注) 令和元年度以前の実績は、中部電力パワーグリッド及び中部電力カミライズによる FIT 買取の太陽光発電実績のみを対象としており、令和 2 年度以降の実績は、買取主体及び買取内容 (FIT、非 FIT) 問わず、対象エリア内の太陽光発電設備の実績を対象としています。

資料：「太陽光発電設備からの電力購入実績 (江南市)」(中部電力パワーグリッド株式会社)

なお、業務部門は、多様なサービスを充実させるために、営業時間の延長、店舗の床面積の拡大などにより、冷暖房や照明に使用するエネルギーが増加すると考えられます。

1. 脱炭素社会に向けた活動の実践



1.1 現状と課題

- ・近年、エネルギーや資源の消費などに伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することで、地球温暖化が進み深刻な問題となっています。
- ・本市においては、平成 25（2013）年度以降二酸化炭素排出量が減少傾向にあります。また、平成 25（2013）年度と平成 30（2018）年度の部門別の排出量割合をみると、家庭部門及び商業・サービス・事業所等の業務部門の割合が減少しており、工場等の産業部門、廃プラスチック・廃油の焼却等の廃棄物部門、自動車等の運輸部門の割合が増加しています。
- ・気候変動に伴う冷暖房需要や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症対策を発端としたテレワークの推進など、今後、世帯当たりのエネルギー使用量が増加する可能性があります。
- ・地球温暖化を解決するために、私たちは、これまでのライフスタイルを見直し、より一層環境に配慮した無駄のない生活を送る必要があります。本市では、平成 30（2018）年に「第三次江南市地球温暖化対策実行計画^{※1}」を策定し、率先的に地球温暖化対策に取り組んでいます。

1.2 目標と指標

目 標	エネルギー使用量を減らします
-----	----------------

市民、事業者に対し、再生可能エネルギーや COOL CHOICE の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、地域全体で脱炭素社会の構築を目指します。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量	4.45 t-CO ₂ /人・年 (R1 4.84t-CO ₂ /人・年)	3.55 t-CO ₂ /人・年	2.80 t-CO ₂ /人・年	エネルギー使用量を二酸化炭素排出量で表したもので、再生可能エネルギーなどの普及が進むと、排出量が減少すると考えられます
販売電力量	415,794MWh (R1 407,613MWh)	370,494MWh	332,745MWh	エネルギー消費量を表したもので、電気の節約が図られると、電力量が減少すると考えられます

注) 市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量の目標値は、2050 年カーボンニュートラルの達成を目標として設定しています。また、販売電力量の目標値は、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 23.2%の削減の達成を目標として設定しています。

※1 平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度の 5 年間を計画期間とした本市の地球温暖化対策実行計画。平成 28（2016）年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量 16%の削減及びエネルギー使用量 6%の削減を目標とする。

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○冷暖房の適正な温度設定や緑のカーテンの設置など、COOL CHOICE の実施に努めます。 ○公共交通機関の利用やカーシェアリング^{※1}などのスマートムーブ、エコドライブ^{※2}を実践します。 ○脱炭素社会の実現に向けて、家庭で話し合いを行うなど関心を高めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ型 O A 機器の導入や LED 化などの省エネ活動の実施や、効率の良い製造ラインの検討等によりエネルギー消費量を削減します。 ○COOL CHOICE へ賛同登録を行います。 ○公共交通機関の利用やカーシェアリングなどのスマートムーブ、エコドライブを実践します。 ○ISO14001^{※3}やエコアクション 21^{※4}など、環境マネジメントシステムを導入します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○冷暖房の適正な温度設定や緑のカーテンの設置など、COOL CHOICE を推進します。 ○公共交通機関の利用やカーシェアリングなどのスマートムーブ、エコドライブを推進します。 ○公共施設のCO₂排出量やエネルギー使用量を削減します。 ○脱炭素社会の実現に向け、国際的な動向を注視し、地域資源の活用を検討します。

▼COOL CHOICE (クールチョイス)

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す取り組みです。

愛知県では、県民一人ひとりの地球温暖化問題に対する意識を高め、ライフスタイルを低環境負荷のものへと転換するため、「あいち COOL CHOICE」県民運動などの普及啓発を推進しています。

▼あいち COOL CHOICE 取り組み事例

自宅	<ul style="list-style-type: none"> ・夏は軽装で快適に、冬は厚着で快適に(冷房は 28℃、暖房は 20℃が目安) ・緑のカーテンを育てよう！ ・パソコンを使わないときは電源を OFF に！ ・シャワーの時間を 1 日 1 分短縮してみよう！
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明や省エネ家電をチョイス！ ・おうちの断熱性をアップ！（窓を二重窓にする） ・太陽光発電施設、HEMS、蓄電池をチョイス！
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車・公共交通機関をチョイス！（スマートムーブ） ・エコカー（EV、PHV、FCV）をチョイス！ ・エコドライブを実践
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材・県内産の食材をチョイス！ ・環境に配慮した商品をチョイス！ ・宅配便は 1 回で受け取る

資料：「あいち COOL CHOICE について」より一部抜粋（愛知県）

- ※1 1 台の自動車複数回が共同で利用する新しい利用形態のこと。
- ※2 「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、暖気運転を適切にするなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。
- ※3 国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた環境を管理する仕組み（環境マネジメントシステム）の国際標準規格。PDCA サイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。
- ※4 全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

2. 再生可能エネルギーの普及促進



2.1 現状と課題

- ・平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災以降、省エネルギーや災害時のエネルギー確保に関心が高まっています。また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーを活用していく必要があります。
- ・省エネ行動に関しては、お金がかかる等の理由から、公共交通機関の利用に関しては、時間がかかる、手間がかかる等の理由から市民の実行度は低く、現段階では、行動の見直しだけでは脱炭素社会の構築という目標達成は非常に厳しい状態にあります。
- ・エネルギーの使用を減らそうと我慢をし過ぎてしまうと、夏季の熱中症や、冬季のヒートショック※¹ など、健康への影響も懸念されます。
- ・そのため暮らしの快適性や安全性を維持しつつ、地球温暖化対策を確実に進めるために、再生可能エネルギー設備の導入や、省エネ設備への更新・導入も同時に行う必要があります。

2.2 目標と指標

目 標	再生可能エネルギー設備の導入を進めます
-----	---------------------

再生可能エネルギー設備の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、省エネルギー・省資源を進めます。

指標名	現状 (R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助件数(年間)	106 件	110 件	110 件	住宅における省エネ設備導入状況の目安となるもので、省エネ設備導入が進むことにより、エネルギー利用の効率化が図られると考えられます

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。 ○LED照明など、省エネ設備・機器の利用に努めます。 ○EV・PHVなどのエコカー※²の購入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。 ○LED照明など、省エネ設備・機器の導入や開発に努めます。 ○EV・PHVなどのエコカーの購入に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の利用・普及促進に努めます。 ○LED照明など、省エネ設備・機器の利用・普及促進に努めます。 ○EV・PHVなどのエコカーの導入・普及促進に努めます。

※1 急激な温度変化が身体へ悪影響をおよぼすこと。温かい居室から寒い脱衣所へ行く、寒い脱衣所から熱い浴槽に浸かるなどにより血圧が大きく変動して心筋梗塞や脳梗塞などを起こすことがある。

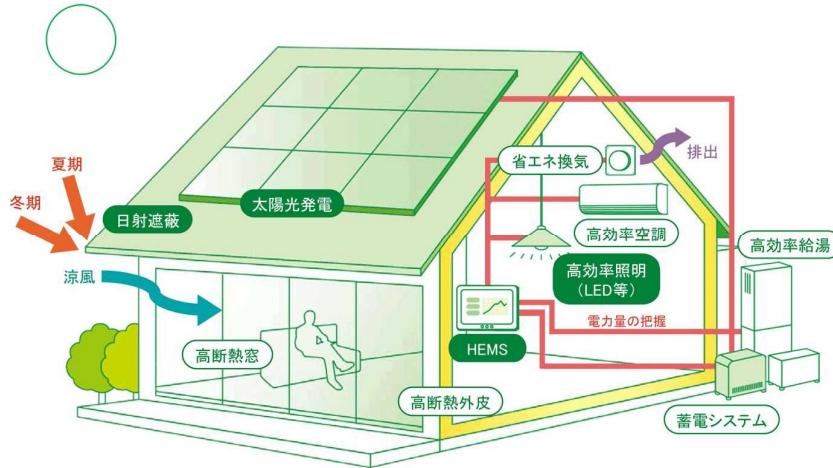
※2 電気自動車や燃料電池自動車等の二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排出量が少ない環境に優しい自動車であり、同時に燃費性能にも優れた自動車のことを指す。

▼建築物のエネルギー消費量削減に向けて

【ZEH】

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼びます。

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。



資料：「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報公開について」（資源エネルギー庁ホームページ）

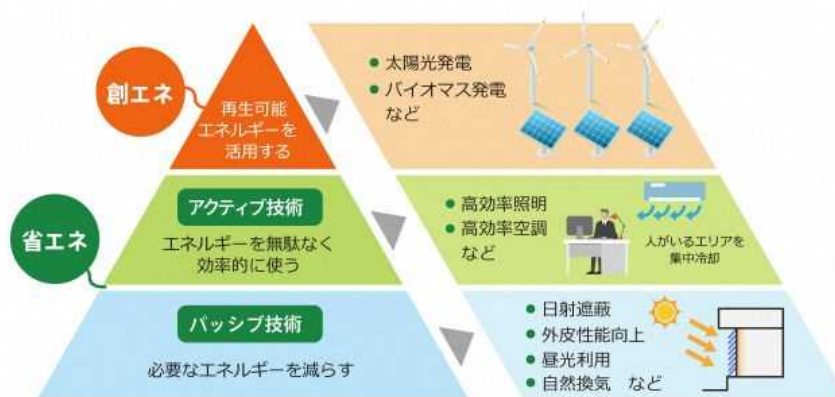
【ZEB】

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

建物のエネルギー消費量を減らすためのさまざまな技術を適切に組み合わせて導入することで、ZEBを実現することができます。



資料：「ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル）」（環境省ホームページ）

▼公共施設の再生可能エネルギー設備の導入

本市で再生可能エネルギー設備を導入している、最新の3施設を紹介します。

・防災センター（平成 28（2016）年 3 月）

太陽光発電設備（最大出力 10.0 kW）と蓄電池（15.0 kW）、充電システムが設置されています。非常時には防災用電源として使用することができ、蓄電池も備えているため夜間でも電気を使用することができます。



・KTX アリーナ（江南市スポーツセンター）（平成 30（2018）年 5 月）

太陽光発電設備（最大出力 107.0 kW）が設置され、平時は施設電力として使用していますが、非常時には防災用電源として使用することができます。



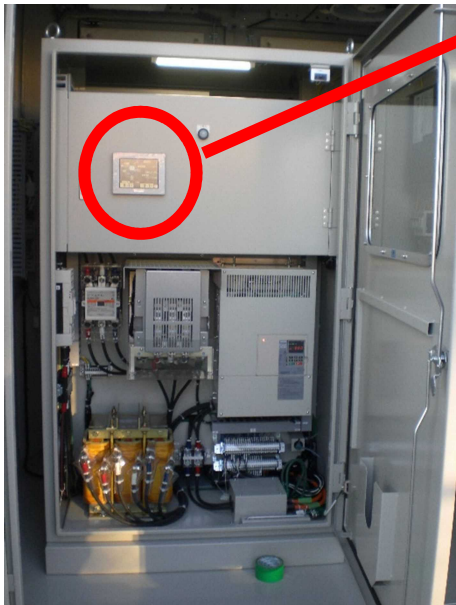
▼公共施設の再生可能エネルギー設備の導入

・下般若配水場（令和4（2022）年1月）

マイクロ水力発電機を設置しました。官民連携で運用を行っており、売電後は両者に利益が還元されます。



＜水車発電機＞



＜システム制御盤＞



＜高圧キュービクル＞

3. 気候変動の影響に対する適応策の推進



3.1 現状と課題

- ・近年、世界では地球温暖化に伴う気候変動による猛暑や豪雨等の自然災害の発生、気温上昇による熱中症等の健康被害、作物の不作など様々な影響が出てきています。
- ・地球温暖化に対する取り組みとして、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても進めることが求められています。
- ・本市のような舗装面の多い都市環境は、雨水が地中に浸透する面積が少なく、豪雨や大型台風の上陸等により浸水被害が発生する可能性が高いことから、雨水流出抑制施設^{※1}の整備を進めていく必要があります。
- ・気候変動の影響による熱中症患者数は、対策の推進により全国的に減少傾向ですが、熱中症リスクが最も高い8月をみると、増加傾向であり、引き続き対策が必要となります。
- ・市では、注意喚起等を行うほか、一人ひとりが熱中症を予防するための行動を実行していくことが重要です。

3.2 目標と指標

目 標	気候変動に適応するための施設を整備します
-----	----------------------

熱中症等の健康被害やゲリラ豪雨などの自然災害のような気候変動の影響にも適応した、まちづくりに努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
クールステーション ^{※2} 数	120カ所	120カ所	120カ所	クールステーション数を維持することで、熱中症の予防対策ができ、健康被害の減少に寄与すると考えられます
雨水流出抑制施設整備率	65.4%	77.0%	84.7%	豪雨に備え、雨水の流出を抑制するための整備が進み、浸水被害が軽減されると考えられます

3.3 取り組み

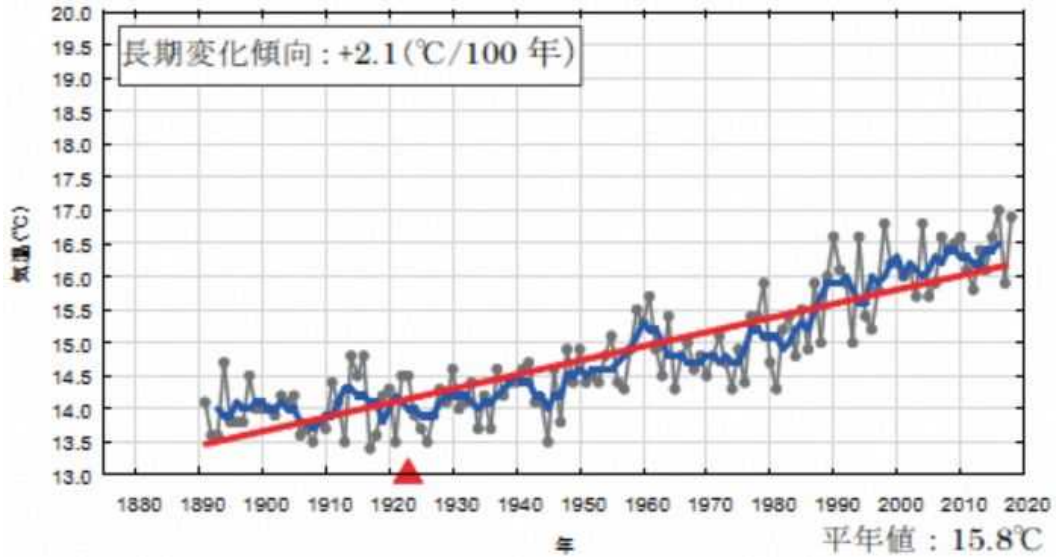
実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○エアコンや扇風機を上手に使用する等の熱中症予防に努めます。 ○雨水貯留タンクを設置し、非常用水等として水資源を確保しておきます。 ○日頃から災害時の備蓄品や避難所経路を確認し、防災意識を高めます。 ○持続可能性を考慮した地産地消・旬産旬消の農作物を選択します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○エアコンや扇風機を上手に使用する等の熱中症予防に努めます。 ○豪雨に備え、雨水貯留施設の設置や透水性舗装を導入します。 ○災害時には自社の特徴を生かし、市民や市に協力します。 ○持続可能性を考慮した地産地消・旬産旬消の農作物の生産・利用に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防のための普及・啓発を行います。 ○豪雨に備え、公共施設における雨水貯留施設の導入を推進します。 ○避難所や災害時の備蓄品を整備し、災害に強いまちづくりを推進します。 ○地産地消・旬産旬消など持続可能な農業に関する取り組みを啓発します。

※1 雨水を貯留したり地下に浸透させることにより、河川や水路への雨水の流出を抑え、水害を緩和させるための施設。

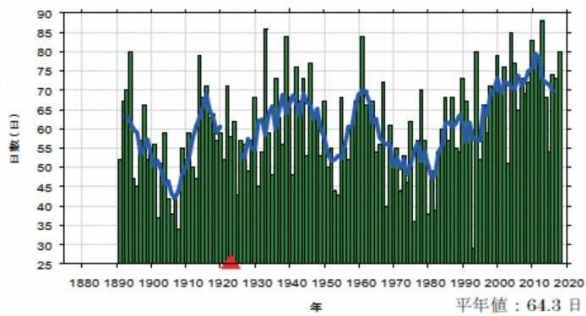
※2 暑さで気分が悪くなる前に、協力施設・店舗などで気軽に一時的に「涼」をとってもらうことで熱中症を予防する場所。

▼気候変動の現状

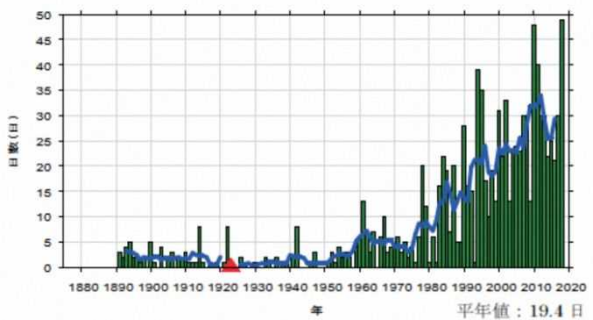
本市が位置する愛知県内で古くから気象観測を行っている名古屋地方気象台の年平均気温は、上昇傾向であり、100年あたり約2.1℃上昇しています。また、真夏日（最高気温30℃以上の日）日数及び熱帯夜（最低気温25℃以上の日）日数は増加傾向であり、冬日（最低気温0℃未満の日）日数は減少傾向です。また、年降水量は大きな変化は確認されていません。



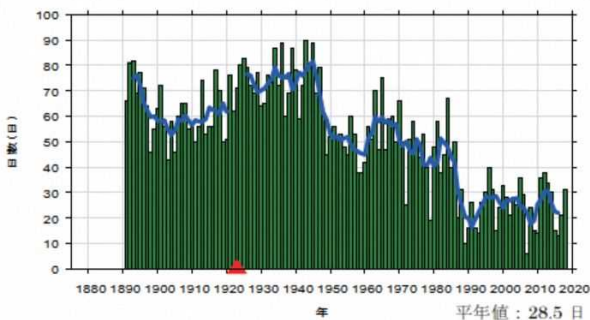
年平均気温の経年変化



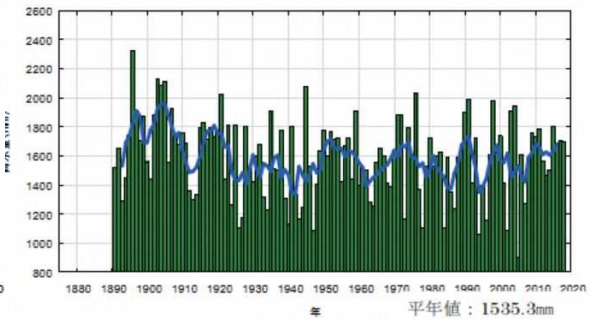
真夏日日数の経年変化



熱帯夜日数の経年変化



冬日日数の経年変化



年降水量の経年変化

資料：「気候変化レポート - 関東甲信・北陸・東海地方 -」

▼気候変動に対する緩和策と適応策

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことが重要であり、平成 27 (2015) 年に日本として初の「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。

緩和とは？
原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例
節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす
温室効果ガスを減らす

適応策の例
感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培
水利用の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

資料：「気候変動適応情報プラットフォーム」

▼気候変動による影響

世界	<ul style="list-style-type: none"> ・将来も気温上昇が続く（現状・予測） ・海水温が上昇している（現状・予測） ・北極海の海水が減少している（現状・予測） ・熱帯低気圧の最大風速及び降雨量は増加する可能性が高い（予測）
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・世界より速いペースで気温が上昇している（現状・予測） ・真夏日・猛暑日の日数が増加している（現状・予測） ・強い雨が増加している一方、降水日が減少している（現状・予測） ・多くの地域で積雪が減少する一方、内陸部では大雪が増加する可能性も（現状・予測）
農業、森林・林業 水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・コメの収量・品質への影響（現状・予測） ・果実の品質・栽培適地への影響（現状・予測） ・サンマの南下の遅れ（予測）
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマの渡りの経路が変化（予測） ・竹林の雑木林への侵入が進む（予測） ・藻場の衰退、消失（現状・予測）
水環境・水資源 自然災害・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流況が変わる（予測） ・流域の複合的な水害・土砂災害（予測） ・台風による高潮（予測）
健康、産業・経済 国民生活、都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症が増加（現状・予測） ・産業・経済活動や生活面にも様々な影響が及ぶ（予測）

資料：「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」

(環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

第4節 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して

1. 生活環境に対するマナーの強化



1.1 現状と課題

- ・本市では、大きな公害問題はありませんが、屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）による煙や雑草除去などの空き地の管理、ペットのふん、ごみの不法投棄、生活排水による水質汚濁などの生活環境に関する苦情が数多く寄せられています。
- ・地域や市民団体による清掃活動が続けられているにもかかわらず、ごみのポイ捨てに対する不満は高い状態が続いています。
- ・これらの問題は、生活に密接し発生源が分散していることから、根本的な対策が難しいものです。煙草の吸殻のポイ捨て対策の一環として路上喫煙を禁止する条例の制定を検討しています。
- ・市民意識調査によると、駅周辺に喫煙禁止区域を設置した方が良いと回答した人は 82.8%でした。

1.2 目標と指標

目 標	生活環境に関する苦情の件数を抑制します
-----	---------------------

生活環境保全に関する一人ひとりの意識啓発、条例に関する指導などにより、暮らしやすいまちづくりを進めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
公害 苦情件数	375 件 うち野焼き 48 件 雑草除去 174 件	375 件 うち野焼き 45 件 雑草除去 175 件	375 件 うち野焼き 40 件 雑草除去 180 件	野焼きや雑草の問題について、理解が深まると、公害の苦情件数が抑えられると考えられます

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃活動の実施等、環境美化に努めます。 ○近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為はしません。 ○遊休地や空き家などの雑草の除去や樹木の伐採など、適切な維持管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の清掃活動の実施等、環境美化に努めます。 ○廃棄物の適正処理、騒音被害や不法投棄の防止等、公害被害の防止に努めます。 ○周辺住民から公害苦情が入ったときは、誠意を持って対応します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外燃焼行為の防止や空き地の雑草除去など適切な管理を啓発します。 ○広報、市ホームページ等を通じ、ふん害や生活騒音被害、不法投棄等の公害被害を削減するため生活環境対策を啓発します。

2. 公害防止対策の推進



2.1 現状と課題

- ・本市では、住宅と工場などが近接していることから、施設の稼働による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの問題には注意が必要です。
- ・事業所では、水質汚濁物質の排出削減の取り組みが進んでいますが、大気汚染では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は改善されているものの、光化学オキシダント^{※1}は、依然として環境基準を達成しておらず、河川水質は BOD^{※2}が環境基準（行政目標を含む。）を達成していない地点があるなど、公害問題は解決していません。
- ・近年ではダイオキシン類やアスベスト、土壌汚染などの問題も発生する可能性があることから、公害問題に関する情報を収集し、市民の安心、安全を確保しなくてはなりません。
- ・引き続き、環境の監視及び事業者に対する公害防止対策の指導を行うとともに、有害化学物質に対する情報の提供など、新たに発生する問題へ柔軟に対応します。

2.2 目標と指標

目 標	環境基準を達成し、公害を防止します
-----	-------------------

公害問題に関する調査を行い、安心・安全なまちづくりに努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
大気汚染に係る環境基準の達成を目指す	光化学オキシダントが環境基準に適合していない	環境基準の達成を目指す	環境基準の達成を目指す	排気ガスの対策が進むと、環境基準に適合する項目が増えると考えられます
水質に係る環境基準の達成を目指す	水質調査の測定地点 14 地点中 5 地点で BOD が環境基準に適合している	水質調査の測定地点 14 地点中 7 地点で BOD が環境基準に適合している	水質調査の測定地点 14 地点中 8 地点で BOD が環境基準に適合している	合併処理浄化槽や下水道が普及し、生活排水処理率が高くなると、水質調査の環境基準の達成地点が増えると考えられます

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の水質汚濁を防止するため、油を流さないようにする、シャンプーや洗剤の使い過ぎには気を付ける等の生活排水対策を実施します。 ○浄化槽設置整備事業補助金制度を活用し、合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染や水質汚濁等の公害発生がないよう、排水や排出ガス、化学物質の使用などを適正に管理します。 ○環境に配慮した車両・重機や、低騒音型・低振動型機器を導入し、周囲への騒音・振動の軽減を図ります。 ○自主的に環境測定・調査を行い、結果の公表に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対して、環境保全に関する事項や公害防止対策(大気汚染や水質汚濁等)の指導を行います。 ○環境の調査・監視を行います。 ○有害化学物質の利用や影響等に関する情報提供を行います。 ○公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の推進及び早期接続の促進に努めます。

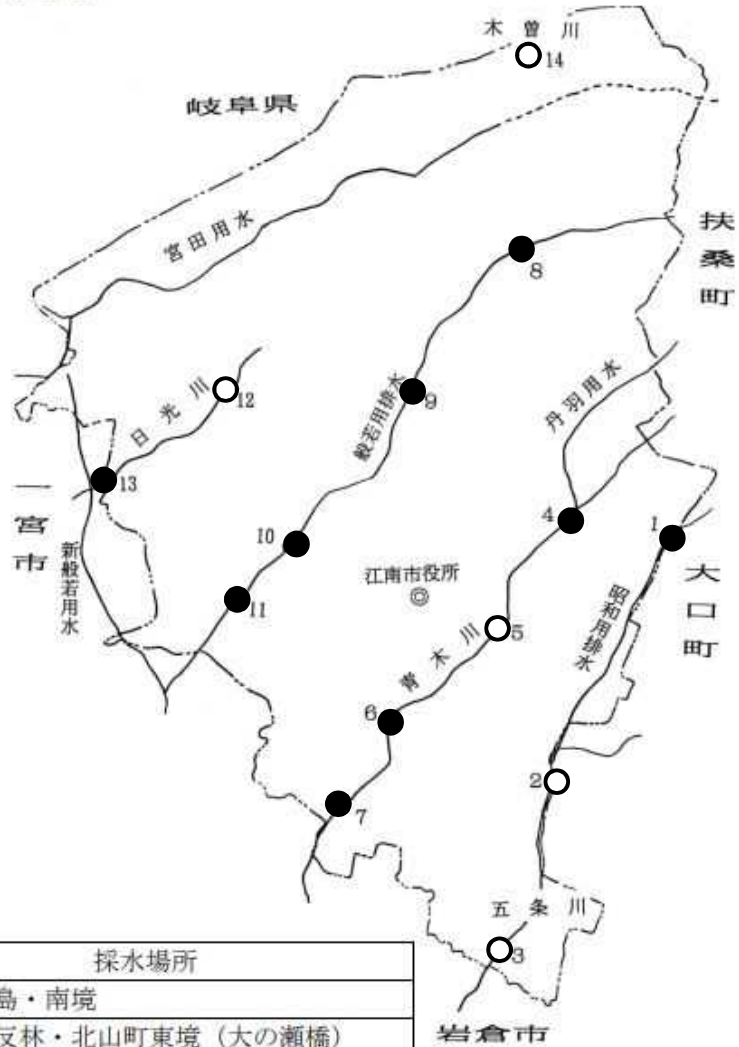
※1 窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

※2 Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/L で表わす。

▼BODの環境基準適合状況

令和2（2020）年度において、主要河川の水質でのBODが環境基準に適合しているのは5地点です。

市内主要河川水質調査地点



No.	採水場所
1	前野町高島・南境
2	天王町五反林・北山町東境（大の瀬橋）
3	小折本町白山・曾本町幼川添境（幼橋）
4	宮後町清水・出屋敷境
5	木賀東町新宮・大海道町青木境（秋津橋）
6	五明町青木・布袋町西境（報国橋）
7	五明町石橋・小郷町西ノ山境（五明橋）
8	村久野町平河地内（巻目橋）
9	飛高町中町地内
10	上奈良町錦・大間町新町境
11	上奈良町瑞穂・久保境（郷前西橋）
12	前飛保町河原地内
13	松竹町西瀬古・一宮市境
14	草井町宮西地内（すいとびあ江南）

凡例
 ○：環境基準適合地点
 ●：環境基準不適合地点

資料：「公害に関する資料」

3. 水辺と緑の整備



3.1 現状と課題

- ・都市における公園や緑地は、市民の憩いの場としてだけでなく、災害発生時の避難地や復旧・復興活動の拠点としても注目されています。また、夏季の気温上昇を緩和して、地球温暖化防止に役立つことも期待されています。
- ・古くから開発が進んでいた本市は、森林は河川沿いに河畔林が残る程度で、市民 1 人当たりの都市公園面積も愛知県・国の平均に対して、いずれも大きく下回っており、その分布も北部に偏っていますが、新しい公園の整備はなかなか進まない状況にあります。
- ・市民意識調査によると、公園や街なかの緑について、市民の重要度は高いが、満足度は低いことから、憩いの場の整備や、街路樹や農地等の既存の緑地を保全する必要があります。

3.2 目標と指標

目 標	公園施設等に対する満足度を高めます
-----	-------------------

市民と協力して緑化運動を進めながら、水辺や緑の整備を進めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
市民 1 人当たりの都市公園面積	4.0 m ²	7.0 m ²	7.0 m ²	市民の憩いの場としての緑地の多さを示します
宮田導水路の上部利用による散策道の整備延長	1.4km	4.3 km	4.3 km	歩きながら緑を楽しめる場所の整備状況を示します

3.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水辺の創出・維持管理に関するイベントに参加します。 ○緑化に関する制度を積極的に活用し、屋上緑化や生垣の設置などに努めます。 ○農地の適切な維持管理に努め、遊休農地化を防ぎます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水辺の創出・維持管理に関するイベントに参加します。 ○緑化協定^{※1}を遵守する等、開発事業などの際には、緑化を推進します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水辺の創出・維持管理に関するイベントを開催します。 ○市内の樹木や緑地を保全し、公園や公共施設を中心に、緑や水辺の創出に努めます。 ○緑化協定を継続し、開発行為が行われる際には、緑化に努めるよう指導します。 ○農地を保全し、持続可能な利用に関する取り組みを実施します。

※1 和田工業団地に立地する企業と締結した協定で、工場等緑化を推進し、快適な工場環境等を創出し、地域の生活環境の保全向上に積極的に努めるよう定めたもの。

▼散策道の整備

宮田導水路の上部を利用し、歩きながら緑を楽しむことができる散策道を整備しています。

【整備前】



【整備後】



4. 生物多様性の保全と持続可能な利用



4.1 現状と課題

- ・私たちの暮らしは、食料、水、建築物、燃料、安定的な気候など、様々な生物の恵み（生物多様性）を受けて成り立っています。生物多様性保全は、自然環境保全にとどまらず、こうした自然の恵みを持続可能な形で利用していくという側面もあります。
- ・本市は、古くから発展してきたため、まとまった山林はなく、社寺林や河畔林を含む水辺や農地などは生物の貴重な生息環境となっており、それぞれの環境で生物多様性を維持しています。
- ・市内においては、古くからこの地で自然の恵みを利用してきた農業・農地を大切に受け継ぐとともに、日常生活や事業活動において、生物資源の持続可能性に配慮した資材調達も重要になってきます。
- ・生き物に配慮した水辺環境の整備は、進んでおり、水生生物の調査は実施していますが、その他の生物については、実態が把握できていません。
- ・一人ひとりが身近にある生物の存在に気づき、生物多様性保全に向けて、貴重な自然環境の維持や創出をしていく必要があります。

4.2 目標と指標

目 標	生物の生育・生息の実態を把握し保全します
-----	----------------------

市内の水生生物の調査を行います。

指標名		現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
水生生物調査によって確認された水生生物の種類	木曽川	中止 (R1 7種類)	16種類	16種類	確認された水生生物の種類を用いて、水辺環境の保全状況を把握します
	五条川	中止 (R1 7種類)	15種類	15種類	

4.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の生態系の保全などの活動に取り組みます。 ○自然と触れ合うイベントや活動に参加します。 ○ビオトープ^{※1}など生物多様性に配慮した事業への関心と理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の生態系の保全などの活動に取り組みます。 ○自然と触れ合うイベントや活動に参加します。 ○生物多様性に配慮した事業活動を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民参加による自然環境の実態を把握する体制を整備します。 ○ビオトープや河川敷等といった自然環境とふれあえる場の整備及び機会を創出します。 ○生物多様性の保全に対して意識啓発を行います。

※1 その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

▼江南市内の希少種

本市主催の生物調査で確認された希少種の一部です。

木曽川沿いの河川敷や公園、緑地を中心に、多種多様な動物・植物が存在しています。

＜スジマドジョウ＞

ため池やそれにつながる水路、水田地帯の
河川に生息する



＜トノサマガエル＞

水田・池沼・河川などの止水・緩流域に
生息する



＜オオタカ＞

平地から山地の樹林地に生息する



＜カワアイサ＞

湖沼・河川・海岸等に生息する



＜イカルチドリ＞

中洲、河原、湖岸、水田などに生息する



第4部 計画の推進に向けて

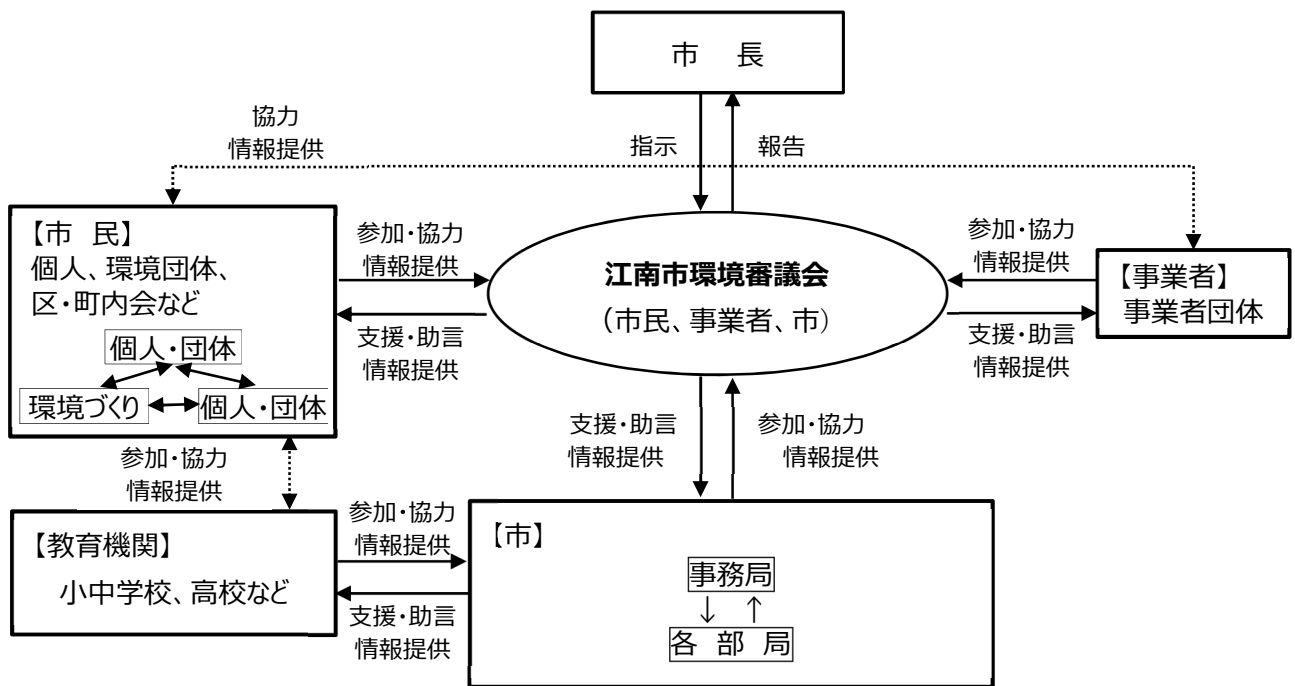
第1章 みんなの体制づくり及び推進体制の強化

第1節 推進体制

平成23（2011）年度に制定された江南市市民自治によるまちづくり基本条例において、市民、事業者は交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力し、行動するよう努めることが求められています。

本計画に基づき、市民、事業者、市が協働で環境に関する取り組みを推進します。また、市は庁内各部署が連携して取り組みを進めます。

市民、事業者、市で構成する江南市環境審議会に、計画に関する情報が集約されます。審議会では、指標をもとに進捗状況を把握し、必要に応じて助言を加え、個人や団体のつながりを深めながら環境課題の解決に向けて新たな取り組みを実施できるよう行動します。



第2節 江南市環境審議会

江南市環境基本条例に基づき設置された江南市環境審議会では、必要に応じて本計画の変更、環境に関する基本的事項や施策などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

第3節 重点的取り組みの推進

望ましい環境像の実現に向けて掲げた4つの環境目標のそれぞれについて、先導的役割を果たす取り組みを「重点的取り組み」として定め、市民、事業者、市の連携のもと、その推進を優先的に図ります。

重点的取り組みの推進にあたっては、庁内各部局間の意見調整、周辺自治体との協調、市民、事業者との連携により効果的に施策を進めます。

環境目標	重点的取り組み
I 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して	エコ人材の発掘・連携
II 「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して	ごみ減量「 ^{コウナン} 57運動」の推進
III 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して	地球温暖化対策の推進
IV 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して	生活マナーの向上

1. エコ人材の発掘・連携

市民、事業者の自主的な取り組みを支援するにあたり、現段階で活躍している人・団体の先導的な活動を支援し、その風潮を全市に広げることが大切です。市民にとって身近な人が活動していることは、参加のハードルを下げる効果があります。

そのためには、環境学習アドバイザー養成講座などで専門家を発掘すると同時に、環境イベントを開催するなど、各自が参加しやすい仕組みを作る必要があります。そして、市内における環境保全活動をしやすくするため、エコ人材が相互に高め合う仕組みを構築します。

●こうなんエコチャレンジ推進協議会における連携

江南市環境学習アドバイザー及び環境登録団体（NPO・ボランティアガイド登録団体）、愛知県地球温暖化防止活動推進員などのエコ人材が集まる協議会であり、それぞれが行っている環境保全活動の情報交換を行っています。

また、この協議会では各自の活動の垣根を越え、環境保全活動の発表やイベントを開催するなど、エコ人材の連携を進めます。

2. ごみ減量「^{コウナン}57運動」の推進

ごみ減量を目的にしたごみ減量「^{コウナン}57運動」は、平成9（1997）年度に始まり、25年近く継続しており、その成果がはっきりとごみの排出量に現れています。ごみ排出量の削減と、徹底的な資源の分別は、現在どの自治体でも常識になっています。本市では、さらなるごみの減量を図るため、今後も「^{コウナン}57運動」を継続していきます。

●現状の詳細な情報の伝達

運動開始から25年近く経過した今、市民のごみ減量に向けたモチベーションを維持するため、広報等によるごみの分け方とその目的については、結果も含めてこれからも詳しく紹介していきます。また、ごみ排出量や処理費用の報告を続けるほか、ごみ減量、資源の再利用などのアイデアを広めます。

なお、必要に応じて分別品目や収集体制を見直し、効率のよい資源回収に努めます。

3. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として、市民団体や愛知県地球温暖化防止活動推進員^{※1}などと協力して啓発活動を行っています。その中で、市民、事業者の一人ひとりが、日常のエネルギー使用に関して見直しを行うとともに、その効果について身近な人に紹介するなどして、脱炭素社会の実現に向けて一人ひとりの関心が高まり、それぞれに自主的な取り組みが普及するよう努めています。

●脱炭素社会の実現に向けて

地球温暖化対策については、脱炭素社会の実現に向けて、より一層進めていく必要があります。

そこで、エコシティ江南行動計画に基づき、ごみの減量・分別を推進し、焼却処分されるごみを減らすことで資源の循環利用を推進するとともに、ごみの処理にかかる経費を削減し、その経費で市民へのEV・PHV購入や事業所への充電設備購入の補助などを行い、EV・PHVの普及促進に努め、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

また、市の業務においても、二酸化炭素排出量を見える化し、職員一人ひとりが意識をもち二酸化炭素排出量の削減を率先して行うとともに、公共施設の新設や改修工事を行うときには、ZEBや再生可能エネルギー設備導入などの再エネ率を考慮した施設建設の検討を行います。

これらによって、市民・事業者・市が連携し、ゼロカーボンシティを目指します。

4. 生活マナーの向上

市に寄せられる苦情の大半を占める屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）、雑草除去、ごみの不法投棄などの都市・生活型公害をなくすため、生活マナーの向上が求められています。現在、広報、市ホームページ、区・町内会への回覧などによって呼び掛けを行っていますが、今後も苦情に対応するだけでなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を強化します。

●区・町内会や関係市民団体などと協力して地域全体で啓発

生活に関する苦情については、実態把握とともに必要な啓発や指導などを行ってきましたが、今後も市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を促すなどして、生活に関する苦情の発生の防止に取り組んでいく必要があります。

また、市が主体となって違反行為を取り締まるのではなく、地域全体が一体となって、地域ぐるみで快適な環境づくりへの取り組みを進めることが大切です。

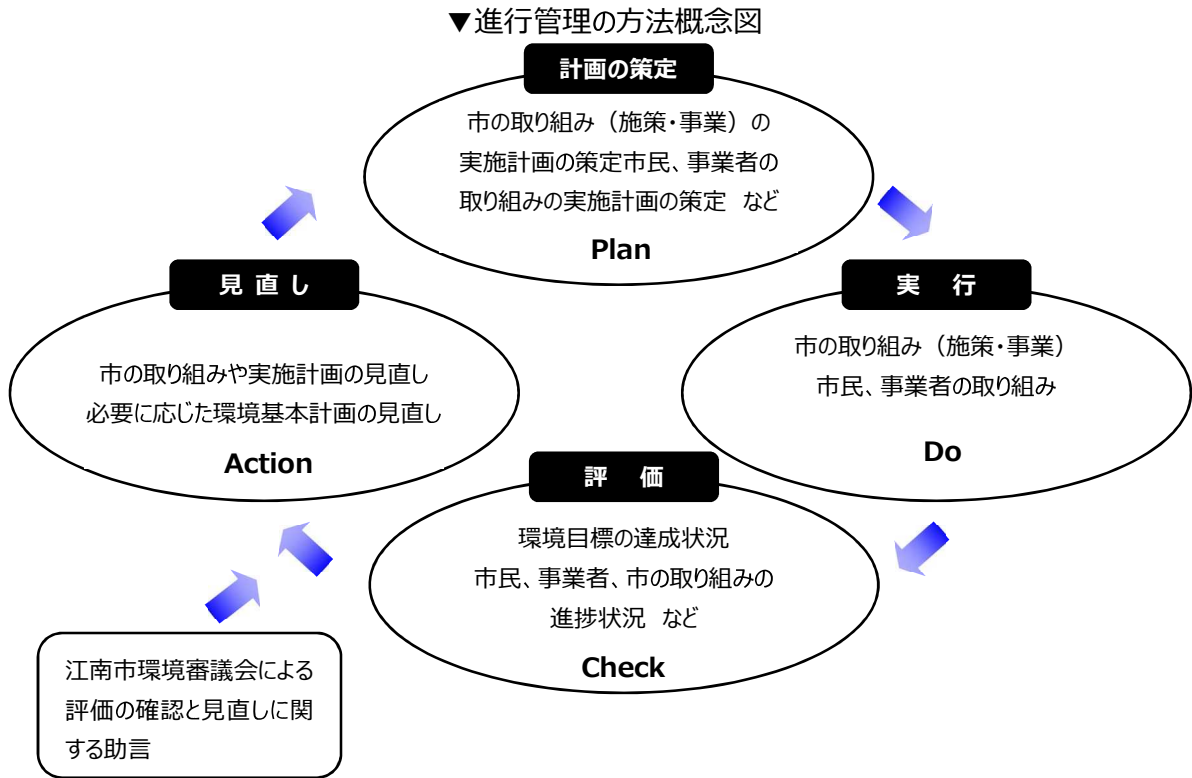
今後も、快適な生活環境づくりに向けて市民意識の高揚を図るとともに、みんなで快適な生活環境をつくるため、市民の主体的な活動を促進していきます。

※1 地域における温暖化防止に関する知識の普及や対策の推進を図るため、地球温暖化防止に熱意と識見を有する者として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき知事が委嘱した専門的人材のこと。

第2章 進行管理の手法

第1節 PDCAサイクル

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方（PDCAサイクル）を基本とした計画の進行管理を行います。また、進行管理の結果については、公表を行います。

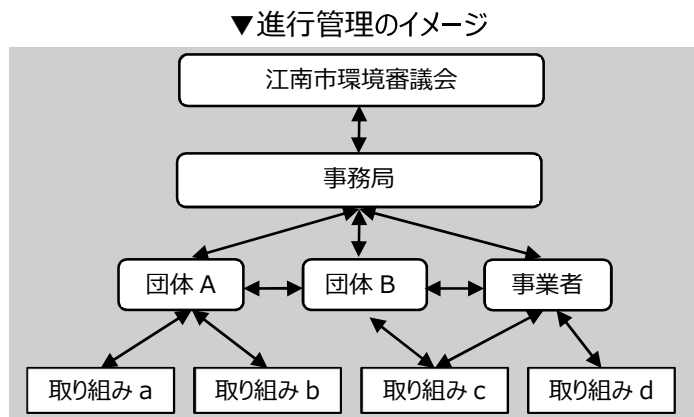


上記の進行管理においては、江南市環境審議会が重要な働きをします。

審議会は、市民、事業者、市が協力する場として計画推進に重要な役割を持っています。本計画の個々の取り組みを進めるにあたり、それぞれの立場を代表し、計画全体の進捗状況の現状から、事務局に適宜助言する役割があります。

現在、審議会では計画の進捗状況について毎年報告をするとともに、具体的な事業についても審議をしております。引き続き、審議会からの助言を具体的な取り組みに反映することにより、本計画の推進を図ります。

また、市の事業を行うにあたって市民団体などとの協力は不可欠であり、その意見や情報を調整する必要があります。個々の取り組みは、市だけ、団体などで個別に行うものではなく、それぞれが協力して得意な部分を生かしながら実施する必要があります。



第2節 評価方法

市民、事業者、市が行う具体的な取り組みについては、指標及び目標値を公表し、その達成状況を審議会により評価します。

評価の結果または社会情勢の変化などにより、必要に応じて個々の取り組みの見直しや5年後の計画の見直しを検討します。

▼評価の例（令和2（2020）年度の環境の現状に対して）

指標名	現状(R2)	中間目標（R8）	目標値(R13)	指標の見方
ごみ 排出量	家庭系可燃ごみ 394g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	市民・事業者が4Rに取り 組むことによる、ごみの 排出量の削減状況を示 します
	事業系可燃ごみ 6.2t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.1t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.0t/年・事業所	

【評価】

ごみ減量に関する従来のキーワードだけではなく、SDGs を取り入れながら啓発活動を推進し、独身世帯や若い世帯を含めた市民や事業者に対する情報提供を行い、ごみの排出抑制や分別回収の意識向上に努められたい。また、「57^{コナン}運動」の見直しを行われたい。さらには、世界的な問題となっているプラスチックごみについては取り組みを強化されたい。

資料編

江南市環境基本計画 諮問・答申	56
江南市環境基本条例.....	60
市の環境	64
環境に関する意識調査結果の概要	79
用語集	91

< 諮 問 >

3 江環第300号
令和3年10月6日

江南市環境審議会
会長 川口 邦彦 様

江南市長
澤田 和延

第三次江南市環境基本計画(案)について(諮問)

第三次江南市環境基本計画(案)について、江南市環境基本条例第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答 申>

令和4年2月16日

江南市長 澤田 和延 様

江南市環境審議会
会長 川口 邦彦

第三次江南市環境基本計画(案)について(答申)

令和3年10月6日付け3江環第300号で諮問のありました「第三次江南市環境基本計画(案)」について、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり、とりまとめましたので答申します。

本計画は、望ましい環境像を「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」と掲げ、地球温暖化対策や気候変動への適応、生物多様性の保全に対する計画としての側面を持ちつつ、4つの環境目標と13の基本的取り組みを設定し、江南市の快適な環境を市民、事業者、市のそれぞれが、みんなでつくりあげる計画として妥当であるとの結論に達しました。

また、望ましい環境像を実現されるため、下記のこと配慮し、適切な措置を講じられることを求めます。

記

- 1 市は、望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市が協働して、それぞれが地域の主役となって快適な生活環境都市をつくり上げることができるよう、環境情報の共有に努め、その体制の充実を図ること。
- 2 市は、計画を確実に推進するため、目標・指標の把握に努め、進行管理を適切に行うとともに、市を取り巻く環境状況や市民ニーズの変化の把握に努め、必要に応じて、目標・指標・取り組み内容等の見直しを行うこと。
- 3 市は、市民、事業者に計画の概要版等を配布するなどして、第三次江南市環境基本計画の普及・啓発の推進に努めること。

<委員名簿>

江南市環境審議会委員名簿

令和3年4月1日現在

区分	氏名	所属など
学識経験	◎川口 邦彦	NPO法人トンボと水辺環境研究所 理事
	○加藤 幸治	建築士(熱環境)
	岩井 喜美子	愛知県地域環境保全委員
	太田 立男	環境学習アドバイザー
	富岡 万揮	「SDGs de 地方創生」公認ファシリテーター
団体など	瀬上 圭太	江南市小中学校長会 江南市立古知野北小学校 校長
	伊藤 靖祐	江南市私立幼稚園協会 会長
	林本 圭司	江南市災害協力会 役員
	藤田 泰雄	NPO江南フラワーズ 役員
	栗本 明美	エコライフクラブ 代表
一般公募	堀場 敏之	一般公募
	鈴木 文隆	一般公募
	石井 進	一般公募
	落合 敬子	一般公募
行政機関	川邊 真	愛知県尾張県民事務所 環境保全課 課長

◎は会長 ○は副会長

※任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

＜会議の経過＞

環境審議会の開催日と議題

開催日	回	主な議題
令和3年8月5日	第1回	第三次江南市環境基本計画策定事業について
令和3年10月6日	第2回	「第三次江南市環境基本計画」(案)について 「第三次江南市環境基本計画」(案)の諮問について
令和3年11月1日	第3回	「第三次江南市環境基本計画」(案)について
令和4年2月7日	第4回	「第三次江南市環境基本計画」(案)について 「第三次江南市環境基本計画」(案)のパブリックコメントの結果について 「第三次江南市環境基本計画」(案)の答申について
令和4年2月16日	-----	答申(会長、副会長)

▼令和4年2月16日に行われた川口会長、加藤副会長から澤田市長への答申の様子です。



江南市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第10条)

第3章 総合的推進のための施策(第11条—第14条)

第4章 効果的推進のための施策(第15条—第19条)

第5章 江南市環境審議会(第20条—第25条)

附則

江南市は、木曾川の恩恵と肥沃な土壌に恵まれて、水と緑が豊富な地として、豊かな自然環境のもと、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきた。

しかしながら、今日の都市の繁栄は大量の資源やエネルギーの消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大し、身近な自然も減少させながら社会経済活動や日常生活を営んできた。

今日の環境問題が、地域のみにとどまらず地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球の環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちはこのような認識の下に、地球の環境を守るため、環境の尊さに目覚め、環境に対し調和と節度の心をもって、行動しなければならない。このために、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努め、環境にやさしく快適でうるおいに満ちた江南市を実現していくため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日

常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全等に関する施策を策定及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(快適な環境の確保)

第7条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(公害の防止及び廃棄物の減量等)

第8条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の減量、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第9条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関して必要な施策を推進するものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、江南市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

- (2) 環境の保全等に関する施策の基本的方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置をとるとともに江南市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第12条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第13条 市は、自らの施策を策定又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第14条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全等に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 江南市環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第23条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(委任)

第25条 第20条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、現に江南市環境審議会委員の身分を有する者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

(江南市環境審議会条例の廃止)

- 3 江南市環境審議会条例(平成12年条例第35号)は、廃止する。

附 則(平成19年12月25日条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月25日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

市の環境

1. 社会環境

1.1 市の位置及び沿革

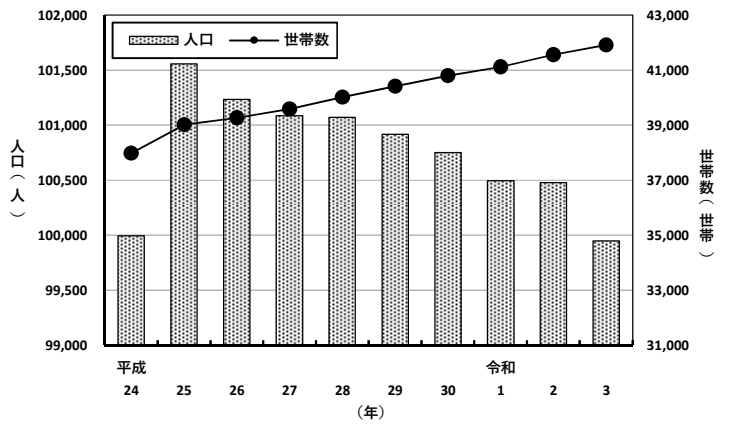
本市は濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km² のまとまりやすい市域です。また、名古屋市から 20km 圏にあり名鉄犬山線により約 20 分で結ばれているなど利便性が高いことから、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。

昭和 29 年 6 月 1 日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の 4 か町村の合併により江南市が発足しました。

1.2 人口

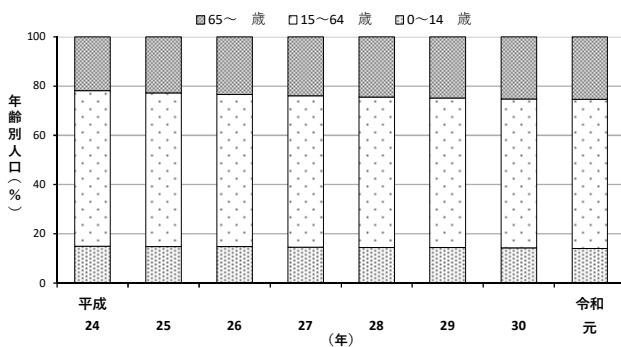
本市の人口は、平成 25 年にいったん増加しましたが、以降は減少に転じ、令和 3 年 4 月 1 日現在で 99,948 人です。一方、世帯数の増加傾向は続いていることから、1 世帯当たりの人口が減少しており、令和 3 年 4 月 1 日現在で 2.4 人です。

また、年齢別人口では、65 歳以上の高齢者が約 25%を占めており、本市の平成 27 年の昼夜率（昼間人口÷夜間人口×100）は約 84%で、夜間の人口より昼間の人口が少ないベッドタウンといえます。



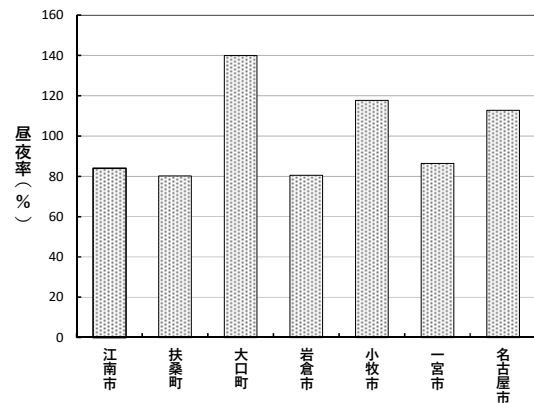
資料：「こうなんの統計」(各年 4 月 1 日現在)

■ 人口・世帯数の推移



資料：「愛知県統計年鑑」(各年 10 月 1 日現在)

■ 年齢別人口の推移

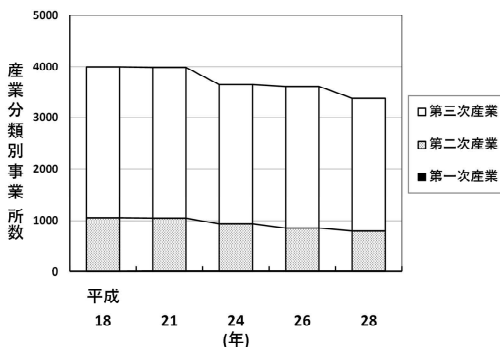


資料：「愛知県統計年鑑」(平成 27 年 10 月 1 日現在)

■ 昼夜率の比較

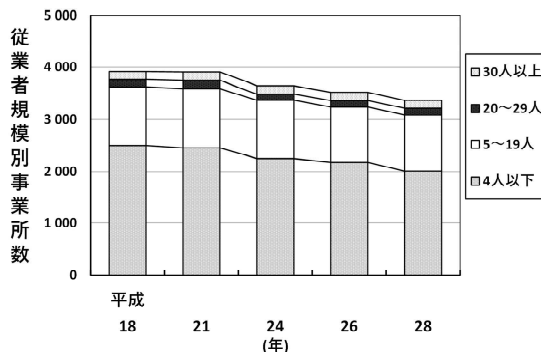
1.3 産業

本市の事業所数は、減少傾向にあります。事業所の76%が第三次産業で、製造業を中心とする第二次産業が24%となっています。農業などの第一次産業の事業所はわずかです。第三次産業の事業所は主に卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業です。また、従業者数4人以下の小規模の事業所が全体の事業所の約60%を占めています。



資料：「こうなんの統計」(平成18年は10月1日現在、平成21、26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在、平成28年は6月1日現在)

■ 産業分類別事業所数の推移

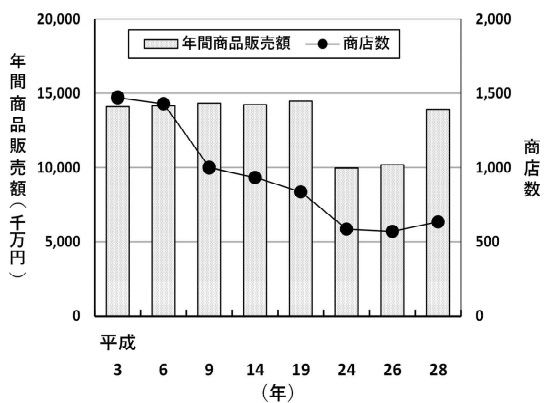


資料：「愛知県統計年鑑」(平成18年は10月1日現在、平成21、26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在、平成28年は6月1日現在)

■ 従業者規模別事業所数の推移(民間)

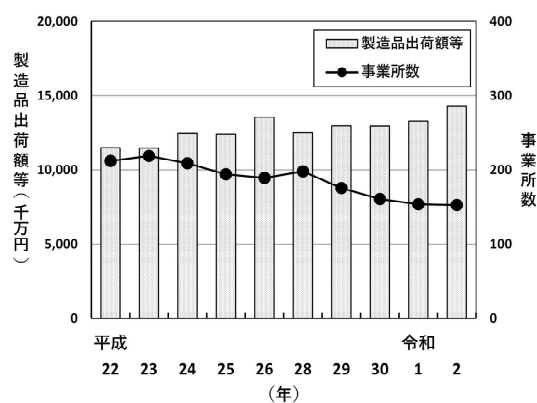
商業では、年間商品販売額は増減をくりかえしており、商店数は減少傾向ではありましたが、平成28年に増加しています。

工業では、製造品出荷額等は平成22年から増加傾向にあります。事業所数は平成22年から減少傾向が続いています。



資料：「こうなんの統計」(各年6月1日現在(平成3、6、26年は7月1日現在、平成9、14、19年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在))

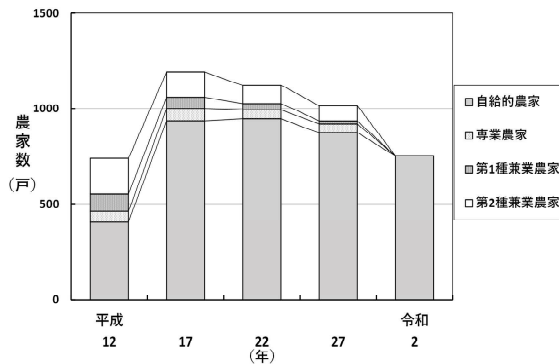
■ 商業の年間商品販売額・商店数の推移



資料：「こうなんの統計」(各年12月31日現在(平成28年~令和2年は6月1日現在))

■ 工業の製造品出荷額等・事業所数の推移

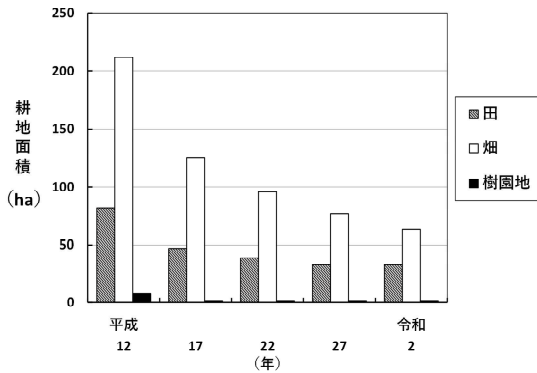
農業では、近年すべての農業形態で農家数が減少しており、耕地面積についても、田、畑、樹園地すべてが減少しています。



資料：「こうなんの統計」(各年2月1日現在)

注) 令和2年度における専業農家のデータはない

■ 農家数の推移



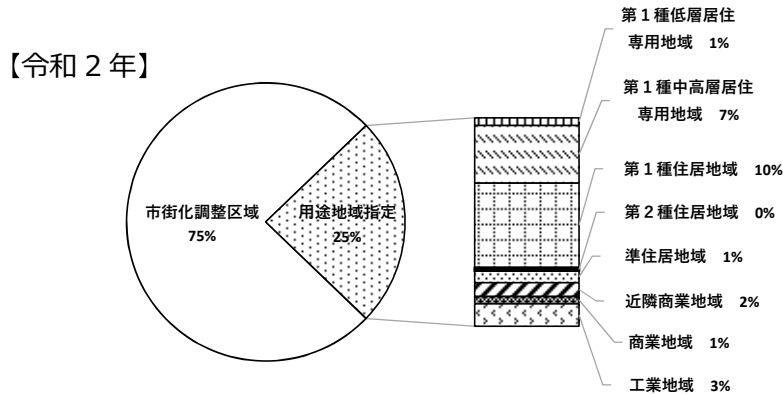
資料：「こうなんの統計」(各年2月1日現在)

■ 耕地面積の推移

1.4 土地利用

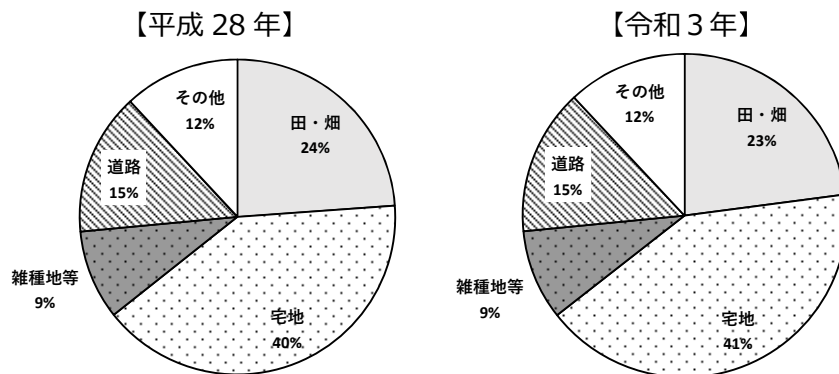
本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち約25%にあたる737haが市街化区域であり、用途地域が指定されています。用途地域は主に市中心部に分布しており、第1種住居地域と第1種中高層住居専用地域が市域の約17%を占めています。

土地の利用状況を見ると令和3年は、平成28年に比べ田・畑が減少し、宅地が増加していますが、大きく変化しているわけではありません。



資料：「こうなんの統計」(令和3年4月1日現在)

■ 用途地域別面積の割合



資料：「こうなんの統計」(各年1月1日現在)

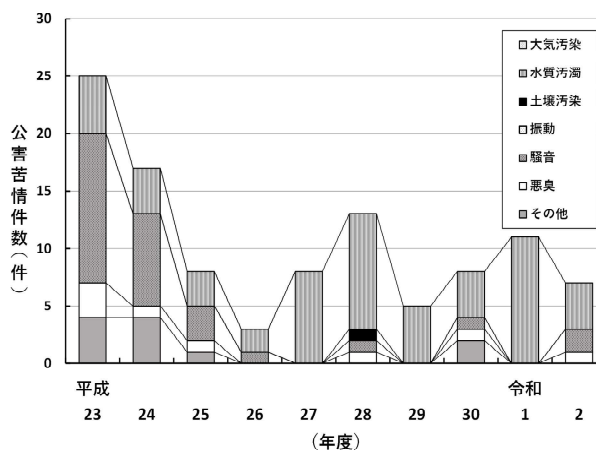
■ 土地利用状況の比較

2. 生活環境

2.1 公害

(1) 苦情件数

平成 23 年度は公害に関する苦情は最も多く 25 件でしたが、平成 24 年度以降、減少傾向が強まり、平成 26 年度は 6 件でした。近年は増減を繰り返しており、令和 2 年度は 7 件で、水質汚濁の苦情が最も多く寄せられています。

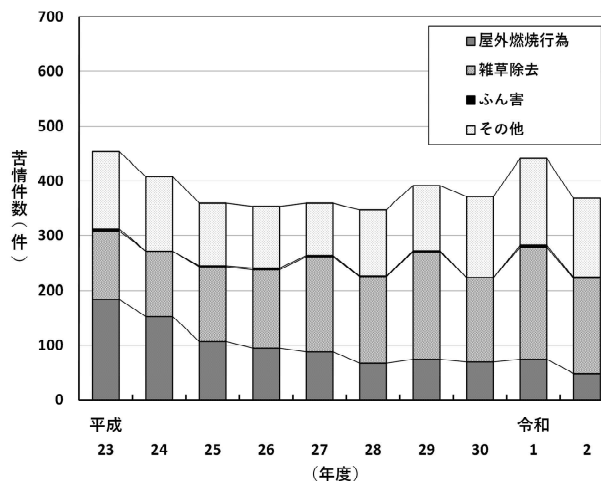


資料：「こうなんの統計」

■ 公害苦情件数の推移

屋外燃焼行為、雑草除去、ふん害などの典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染）以外の苦情は、平成 23 年度をピークに減少傾向でしたが、平成 28 年度以降増加傾向に転じ、令和 2 年度は 368 件です。

近年、屋外燃焼行為の苦情は減少しています。



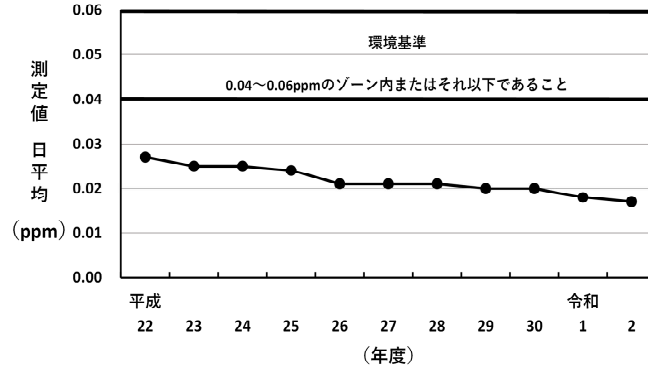
資料：「こうなんの統計」

■ 生活環境苦情件数の推移

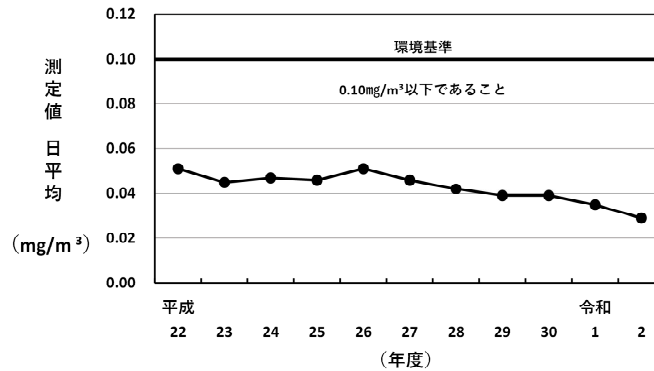
(2) 大気

古知野町の調査結果では、光化学オキシダントは環境基準を満たしていませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満たしていました。

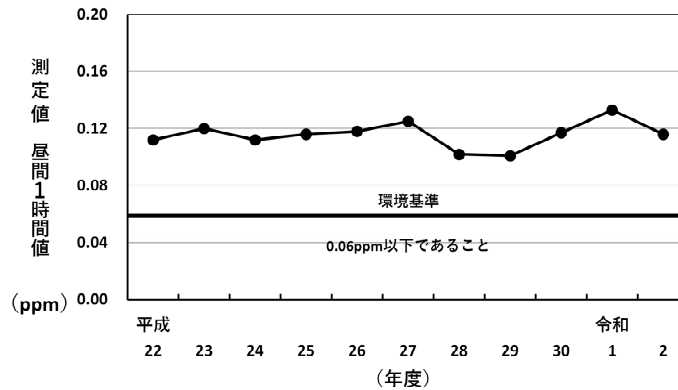
▼ 二酸化窒素（日平均値の年間98%値）



▼ 浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）



▼ 光化学オキシダント（昼間の1時間値の最大値）



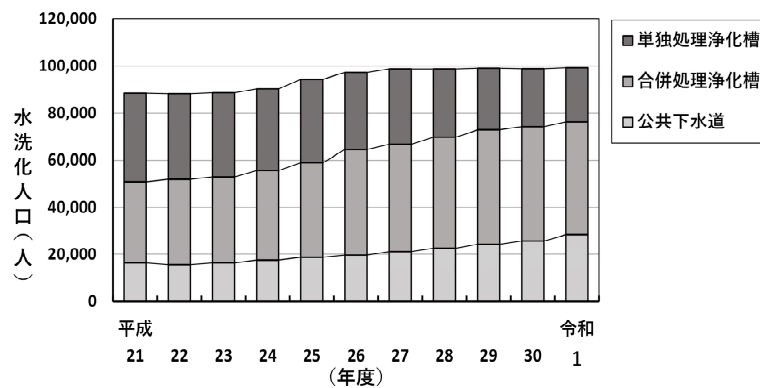
資料：「愛知県大気汚染調査結果」

■ 大気汚染物質の推移

(3) 水質

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によれば、水洗化率（総人口に占める下水道及び浄化槽などの人口）は増加を続け、令和元年度には 98.6%に達し、水質改善に効果があったと考えられます。一方で、水洗化人口のうち 20%以上が単独処理浄化槽であり、近年では減少傾向ではあるものの依然として、未処理の生活排水が河川に流入しています。

引き続き市では、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を図るとともに市民一人ひとりの生活排水に対する理解と協力への呼びかけを行っています。



資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

■ 水洗化人口の推移

(4) 騒音

令和 2 年度に主要幹線道路（一宮犬山線、里小牧北方江南線、一般国道 155 号）を対象に実施した自動車騒音の測定、面的評価では、昼間、夜間いずれも環境基準の達成率が 100% でした。

2.2 廃棄物の状況

(1) ごみ処理の概要

全市域を処理区域として、家庭から出るごみを中心に、処理を行っています。

可燃ごみは、江南丹羽環境管理組合（環境美化センター）で焼却・減量化し、さらに焼却残渣の中から鉄類を回収し、残りを埋立処分しています。

可燃性の中型ごみ及び粗大ごみについては、主に環境美化センターで破碎し、その中から回収した鉄類を資源化しています。鉄類以外の可燃物については、燃料化や焼却による処理をしています。

現在、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）の広域による新ごみ処理施設の建設に向けた準備が進められています。

埋立ごみは、収集したごみの一部を手作業により選別後、市の破碎処理施設で破碎すると同時に鉄類と可燃物を抜き出して資源化や焼却を行うことで、減量化を図っています。

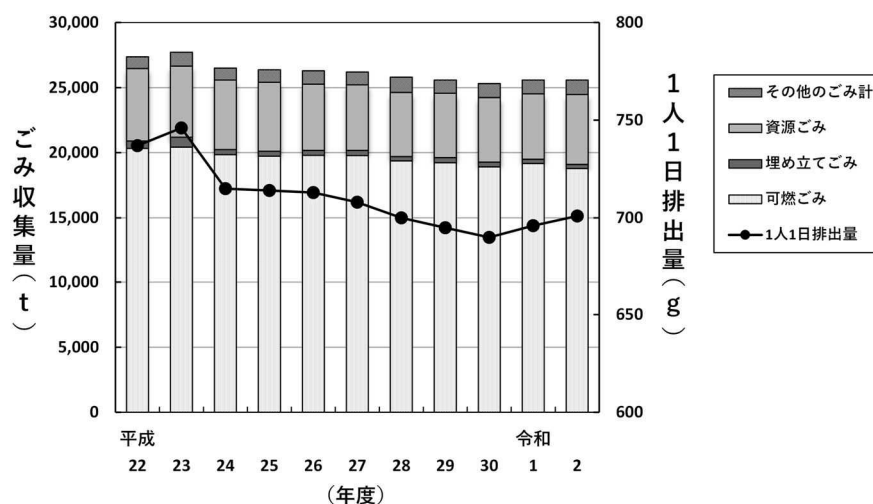
資源ごみは、空き缶類、空きびん類、紙類、布類、鉄類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、プラスチック類、特別ごみ、剪定枝・草、廃食用油などを分別収集してリサイクルを行っています。

このほか、子ども会、PTA などの団体による資源回収活動に助成金を交付し、紙類、布類などの集団資源回収を促進しています。

(2) ごみ排出量

ごみ収集量は減少傾向が続いていますが、平成 24 年度以降、やや鈍化しており、平成 30 年度からやや増加しています。

1 日当たりの排出量も同様の傾向が見られ、平成 30 年度以降増加傾向にあります。また、ごみの内訳では約 75%が可燃ごみで、約 20%が資源ごみとなっています。なお、可燃ごみの約 70%が家庭系です。

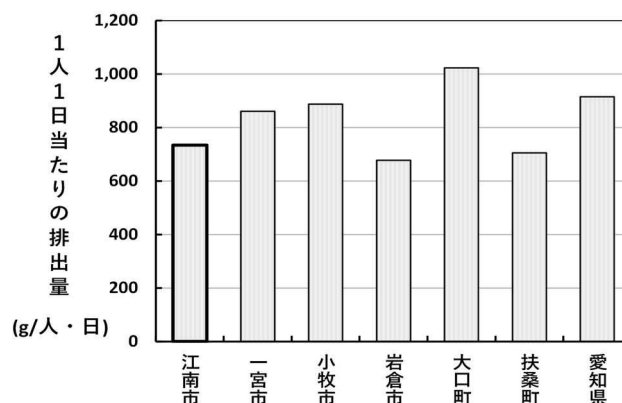


注：その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

資料：「令和 3 年度 清掃事業概要（令和 2 年度実績）」

■ ごみ収集量の推移

本市の 1 人 1 日当たり排出量は約 734g であり、愛知県全体と比較すると 182g/人・日程度少ないですが、岩倉市及び扶桑町より多くなっています。



注：排出量は、生活系ごみ(生活系ごみ収集量+集団回収量)と事業系ごみ(事業系ごみ収集量)の合計。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度実績）」（環境省）

■ 1人1日当たり排出量の比較

(3) 資源化

資源ごみの分別区分は右記のとおりです。

市内 252 か所（令和 3 年 4 月現在）の資源ごみ集積場において、資源ごみなどの分別収集を実施しています。廃食用油は、リサイクルステーションのみで回収しています。

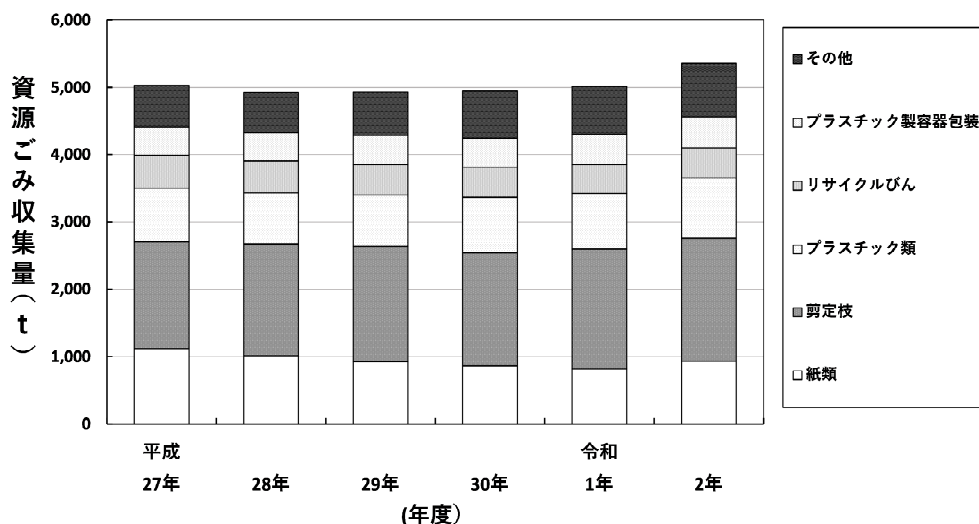
平成 27 年度以降、資源ごみ収集量全体はほぼ横ばい傾向でしたが、令和 2 年度は増加しています。内訳ではプラスチック類及び剪定枝の排出量が増え、紙類の排出量が減っています。

本市では、区・町内会に対して分別協力金を、子ども会、PTA、老人クラブなどの各種団体に対して助成金を交付して支援し、ごみの減量化を進めています。回収割合は新聞紙、ダンボールが大半を占めており、回収量は減少傾向が続いています。

● 資源ごみの分別区分

空き缶類	
空きびん類	無（白）色
	茶色
	青・緑色
	黒色
紙類	段ボール
	新聞紙(チラシの混入可)
	雑誌・雑がみ
	牛乳パック
布類	
鉄類	
ペットボトル	
トレイ	
発泡スチロール	
プラスチック製容器包装類	
廃プラ（プラスチック類）	商品そのもの（プラスチック製容器包装類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック類）
	ビデオテープ、カセットテープ、プリンターリボン
特別ごみ	乾電池、ボタン電池、コイン電池のみ
	その他水銀を含む有害ごみ
中型ごみ	
剪定枝・草	
使用済み小型家電	
埋立ごみ	
粗大ごみ	
可燃ごみ(台所ごみ)	
廃食用油(天ぷら油)	

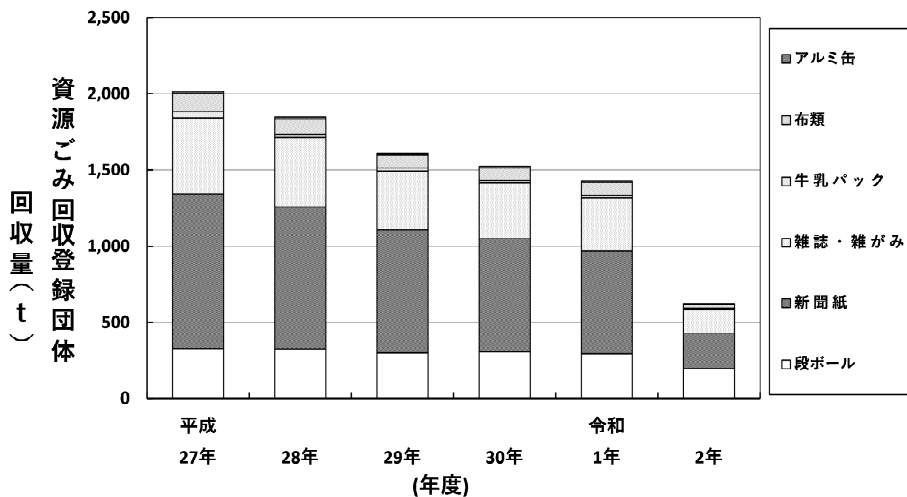
資料：令和 3 年度ゴミカレンダー・ゴミの出し方のしおり（江南市）



注：「その他」は、布類、鉄類、空缶、リユースびん、小型家電、廃食用油、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、特別ごみの合計。

資料：「令和 3 年度 清掃事業概要（令和 2 年度実績）」

■ 資源ごみ収集量の推移



注：アルミ缶は補助対象外の品目。

資料：「令和3年度 清掃事業概要（令和2年度実績）」

■ 資源ごみ回収登録団体回収量の推移

(4) ごみ減量化への取り組み

令和3年4月1日現在、市内252か所の資源ごみ集積場において、資源ごみなどの分別収集を実施しています。また、平成29年6月に常設資源ごみ集積場所「リサイクルステーション」を開設するとともに、令和元年6月に段ボールや新聞紙などの紙類を回収する「リサイクルBOX」を市内3カ所に設置しました。

毎年ごみ減量「57（こうなん）運動」（1日1人当たり57gの減量）を展開し、平成29年4月から江南市ごみ分別アプリ「江南市ゴミチェッカー」の運用も開始するなど、ごみの減量に取り組んでいます。

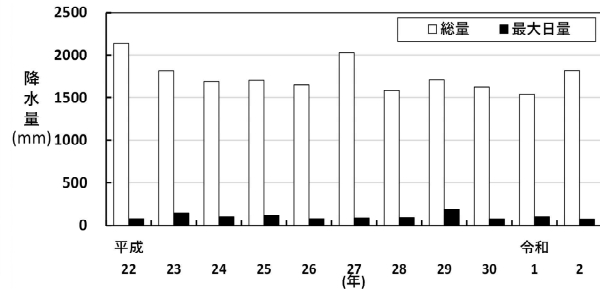
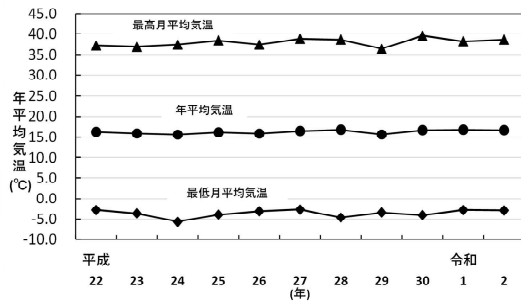
さらには、平成31年1月策定の「エコシティ江南行動計画」に基づき、可燃ごみの減量を推進しています。

3. 自然環境

3.1 気象

令和 2 年の年平均気温は 16.7℃でした。気温の推移を見ると、年平均気温はほぼ横ばいですが、最高月平均気温、最低月平均気温は、多少の変動があるものの近年は微増傾向となっています。

また、令和 2 年の総降水量は 1,814.0mm でした。総降水量は毎年変動していますが、令和 2 年 7 月豪雨などにより例年よりも総降水量は多くなっています。また最大日量についても毎年変動していますが、概ね 100mm 前後です。



資料：「こうなんの統計」

■ 平均気温の推移

資料：「こうなんの統計」

「江南市提供データ」

■ 降水量の推移

3.2 生物多様性

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）の第 10 回締約国会議（COP10）で、生物多様性の保全に関する令和 2 年までの世界目標である「生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択され、COP10 を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、さまざまな社会経済活動に組み込み、多様な主体が行動する社会の実現に向けた取り組みが進められています。

また、「愛知目標」の目標年である令和 2 年度には、COP10 以降に愛知県内で行われた取組事例を、愛知県と名古屋市が『あいち・なごや生物多様性ベストプラクティス』として、事例の募集を行い、この中で江南市環境学習会（五条川の学習）が、優れた事例である「グッドプラクティス」を受賞しました。

なお、中国の昆明で開催される生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、ポスト 2020 目標（ポスト愛知目標）となる新たな目標が採択される予定です。

愛知県では、令和 3 年 3 月に「生物多様性 2030」を策定し、SDGs 未来都市として、県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組の展開を図っています。

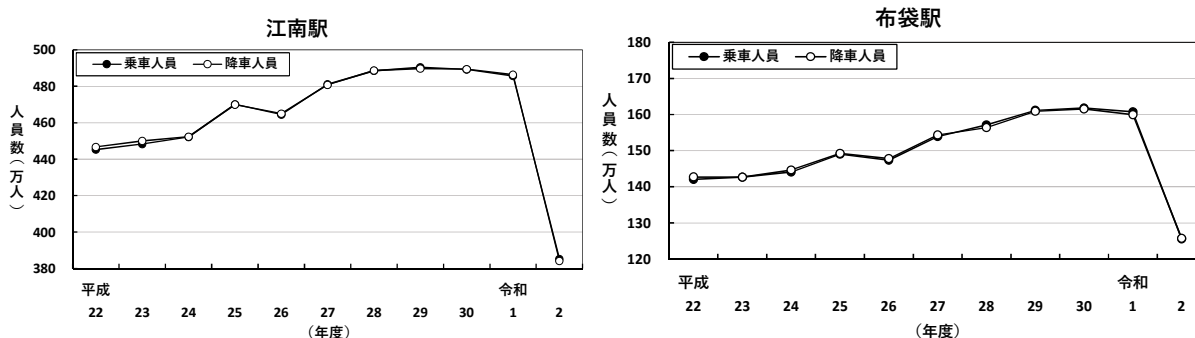
3.3 緑地・緑化

まちの緑化に向けて、建築物の屋上や敷地内の空き地などを緑化するための整備（緑化施設整備）や花いっぱい運動などを推進しています。

3.4 交通

(1) 公共交通機関の利用

公共交通機関としては、名鉄の電車・バスが営業しています。電車については、名鉄犬山線の特急が停車する江南駅と急行が停車する布袋駅があり、名古屋方面などへの広域的な足となっています。利用客は平成 22 年度以降増加傾向にありますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から大幅に減少しています。バスについては、令和 3 年 4 月現在、名鉄バス 9 路線が運行されています。平成 16 年度からは、市内の公共交通機関の不足を補うため、タクシーを利用した「いこまい C A R」が運行しています。



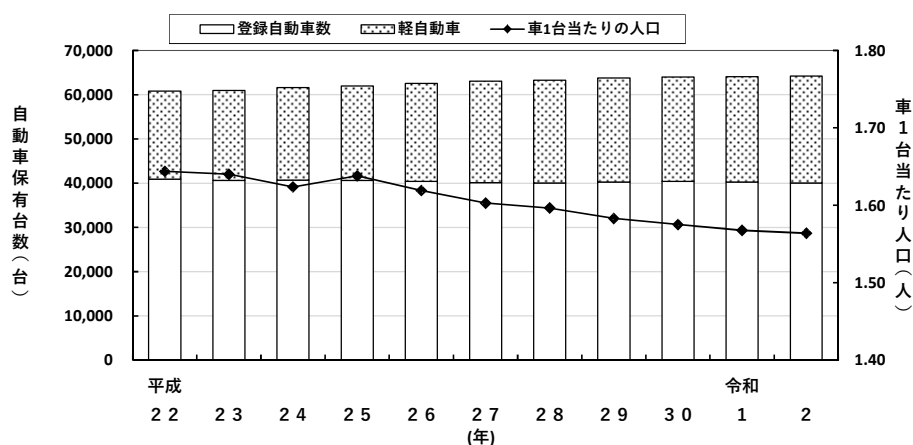
資料：「こうなんの統計」

■ 名鉄電車乗降客数の推移

(2) 自動車利用

自動車保有台数は、平成 22 年度からやや増加傾向となっており、保有する自動車の内訳では軽自動車が増加しています。

また、近年人口は減少していることから、車 1 台当たりの人口は減少しており、おおむね 1.6 人で 1 台を所有していることになります。



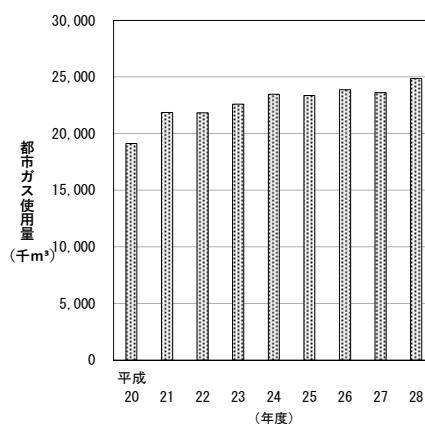
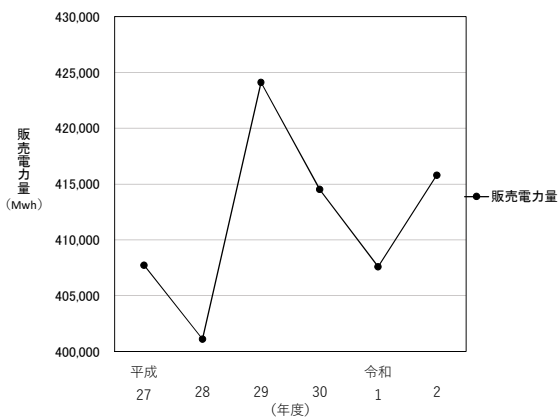
資料：「こうなんの統計」

■ 自動車保有台数の推移

4. 地球・広域環境

4.1 電気・ガス・上水道

電気の販売電力量は毎年変動しており、令和2年度は令和元年度から増加しています。



注) 平成 29 年度より都市ガスの全面自由化のため公開されていない。

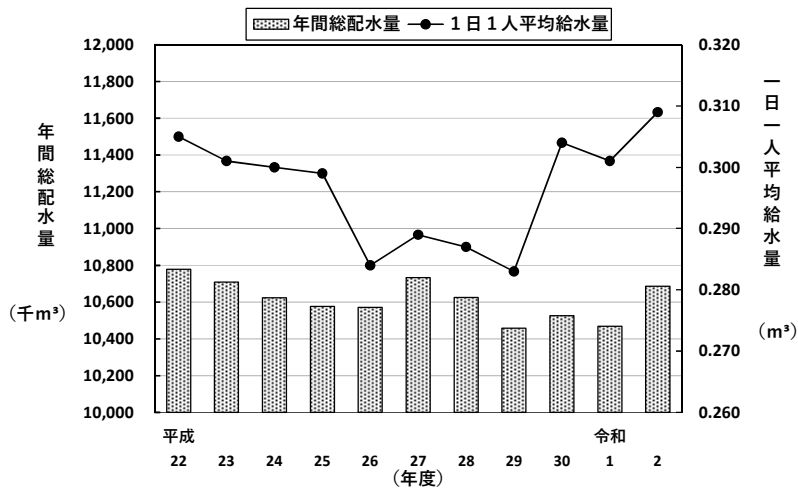
資料：「江南市提供データ」

資料：「こうなんの統計」

■ 電気の販売電力量の推移

■ 都市ガス使用量の推移

上水道について、年間総配水量と1日1人平均給水量は平成26年までは減少していましたが、平成27年以降は増減を繰り返しており、令和2年度は令和元年度から増加しています。



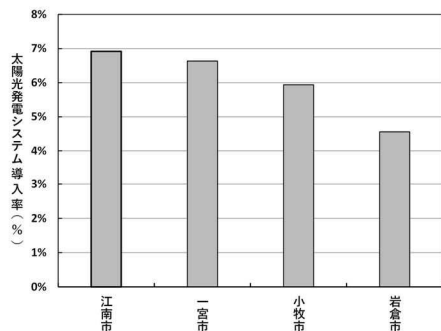
資料：「こうなんの統計」

■ 年間総配水量の推移

4.2 太陽光発電システムの導入状況

本市の太陽光発電システムの導入率は約 7%で、周辺自治体よりやや高い傾向があります。

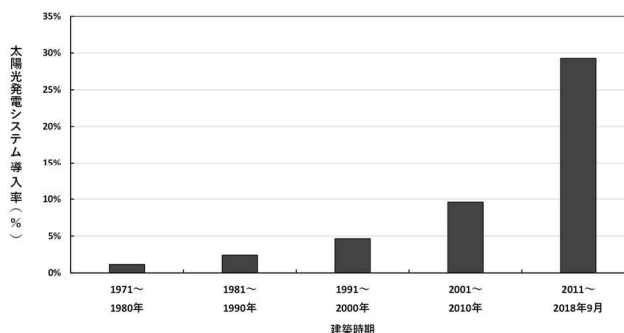
建築の時期別にみると、平成 12（2000）年以前の建築では 5%未満であるのに対し、平成 13（2001）年から平成 22（2010）年では約 10%、平成 23（2011）年以降では導入率が急激に増加しています。



注：持ち家、借家の合計である。

資料：「平成 30 年住宅・土地統計調査」

■ 太陽光発電システム導入率の比較

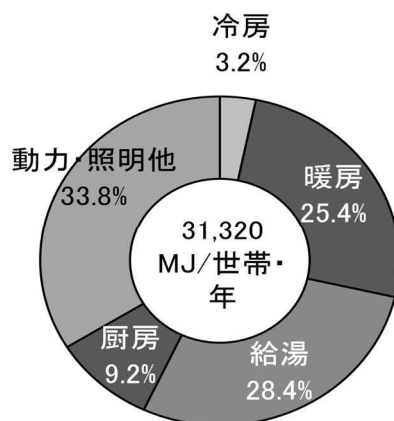


注：持ち家、借家の合計である。

資料：「平成 30 年住宅・土地統計調査」

■ 太陽光発電システム導入率(江南市)

家庭のエネルギー消費量は、動力や照明などを目的としたものが最も多く 33.8%、給湯が 28.4%、暖房が 25.4%であり、太陽エネルギーを給湯に利用する太陽熱温水器や暖房効率を上げる二重サッシまたは複層ガラスは、省エネ対策に有効であることがわかります。



資料：「平成 30 年度エネルギー消費状況調査

(民生部門エネルギー実態調査)」(資源エネルギー庁)

■ 用途別エネルギー消費量

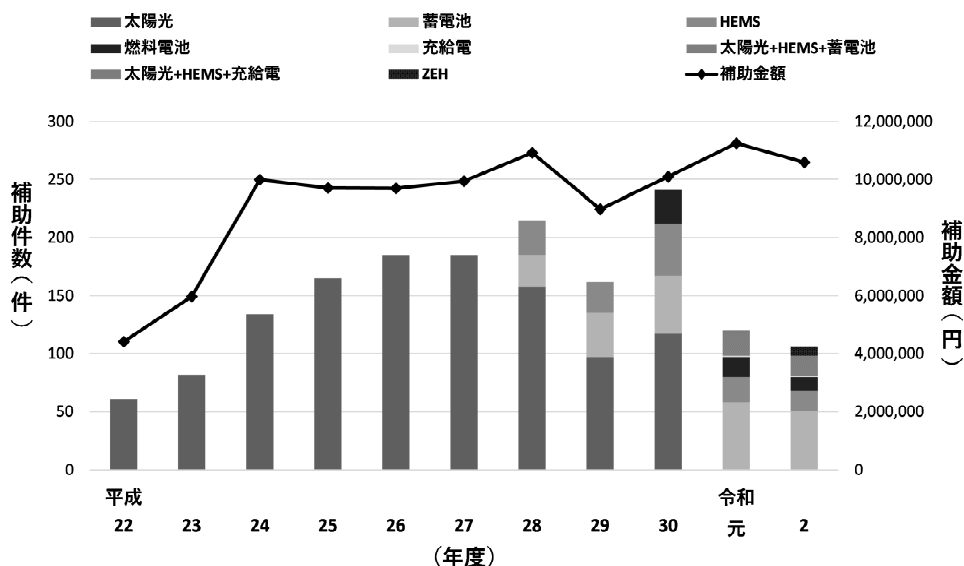
4.3 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助の状況

平成 16 年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度にて、太陽光発電システムの設置の補助を開始しました。その後、住宅用地球温暖化対策設備の多様化に伴い、平成 28 年度からは住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金制度へと名称を変更し、蓄電システムなどの補助を開始しました。さらに、令和元年度からは効果的なクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電システムの導入の際には、HEMS と蓄電システムまたは充給電システムを同時に設置する一体的導入へと転換しています。

▼住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金制度に関する経緯

開始年度	経緯・対象機器など
平成 16 年度	住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を開始 ・太陽光発電システム
平成 28 年度	住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金制度へ名称を変更 ・蓄電システム ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
平成 30 年度	・燃料電池システム ・充給電システム
令和元年度	【一体的導入】※太陽光発電システムのみ補助は廃止 ・太陽光発電システム+HEMS+蓄電システム ・太陽光発電システム+HEMS+充給電システム
令和 2 年度	【一体的導入】 ・太陽光発電システム+HEMS+断熱窓改修工事 ・太陽光発電システム+HEMS+高性能外皮など（ZEH に限る）

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助件数及び補助金額の推移は、以下に示すとおりであり、令和 2 年度における補助件数は、蓄電池が 51 件、HEMS が 17 件、燃料電池が 12 件、充給電が 1 件、太陽光と HEMS と蓄電池が 17 件、ZEH が 8 件でした。また、補助金額は 1,059 万円となっています。



資料：江南市環境課資料

■ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助件数、補助金額の推移

4.4 地球温暖化の現状と対策に関する流れ

年月	対象	概要
平成26年11月	世界	国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第5次評価報告書を公表 気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出が主な原因であった可能性が極めて高いことなどが示された。また、温室効果ガスの継続的な排出が、さらなる温暖化と気候システムに長期的にわたる変化をもたらす、深刻な影響を生じる恐れがあることから、早急な対応を求めた。
平成27年	世界	COP21において、「パリ協定」を採択 発展途上国も含めたすべての国が温室効果ガスの削減に努め、世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を2℃未満に抑える目標を設定した。
平成28年4月	日本	電力の小売全面自由化を開始 消費者が温室効果ガスの排出が少ない電気の購入を選択することが可能となった。
平成28年5月	日本	「地球温暖化対策計画」を策定 温室効果ガスの総排出量を平成25年度比で令和12年度に26%削減、令和32年までに80%削減する目標を提示した。
平成30年7月	日本	「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定 脱炭素化に向けて、令和32年には再生可能エネルギーの経済的な自立と主力電源化を目指すこと、及び非効率な石炭火力発電のフェードアウトなどを掲げた。
平成30年10月	世界	IPCCは「1.5℃特別報告書」を公表 地球温暖化を1.5℃に抑えるには、世界全体の人為起源の温室効果ガスの排出量が、令和12年までに、平成22年水準から約45%減少し、令和32年前後に正味ゼロを達成する必要があると示した。また、地球温暖化が進むことにより、熱波、強い降水、干ばつ及び関連する森林火災、沿岸洪水など極端な気象現象による自然災害が多発することが懸念されている。
令和元年6月	日本	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定 今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すことを掲げた。
令和2年10月	日本	2050年カーボンニュートラル宣言 第20回国会で、当時の菅内閣総理大臣は令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言した。
令和2年12月	日本	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定 カーボンニュートラルへの挑戦を「経済と環境の好循環」につなげることを目指す。
令和3年10月	日本	「地球温暖化対策計画」を改訂 2050年カーボンニュートラル宣言及び温室効果ガスを平成25年度比で令和12年度までに46%削減することの実現に向け、目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を掲げた。

環境に関する意識調査結果の概要

<目的>

本調査は、第三次江南市環境基本計画の策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

<対象>

意識調査の対象と調査方法及びスケジュールを以下に示します。

● 意識調査の対象と調査方法及びスケジュール

対 象		調査方法	スケジュール
市民	・18歳以上の市民 1,000人 ・無作為抽出	郵送による配布・回収を行いました。	発送 令和3年 6月24日
事業所	・本市の事業所 200箇所 ・業種別に抽出		回収締切 同 7月16日

<回収数>

調査票の回収数を以下に示します。

● 調査票の回収数

対 象	回答結果（回答率）	
	配布数	
市 民	1,000	390 (39.0%)
事業所	200	85 (42.5%)

<結果>

調査した結果のうち、市民、事業者による現在の環境に対する評価や、将来の環境に関すること、行動の実態に関することについて、次に示します。

なお、平成28年度に実施した意識調査については、今回（令和3年度）の設問内容と異なる箇所もあるため、比較できない質問もあります。

その他、調査結果に関する注意事項は以下のとおりです。

- ・パーセント表示のものについては、端数処理の関係で合計が100にならない場合もあります。
- ・報告書の表、グラフ及び文章などで示した回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略している場合があります。
- ・複数回答式の設問の場合、回答割合は回答数を分母として算出しています。そのため、選択肢ごとの回答の割合を合計した場合、100%を超える場合があります。

1. 江南市の現在の環境に対する満足度、重要度

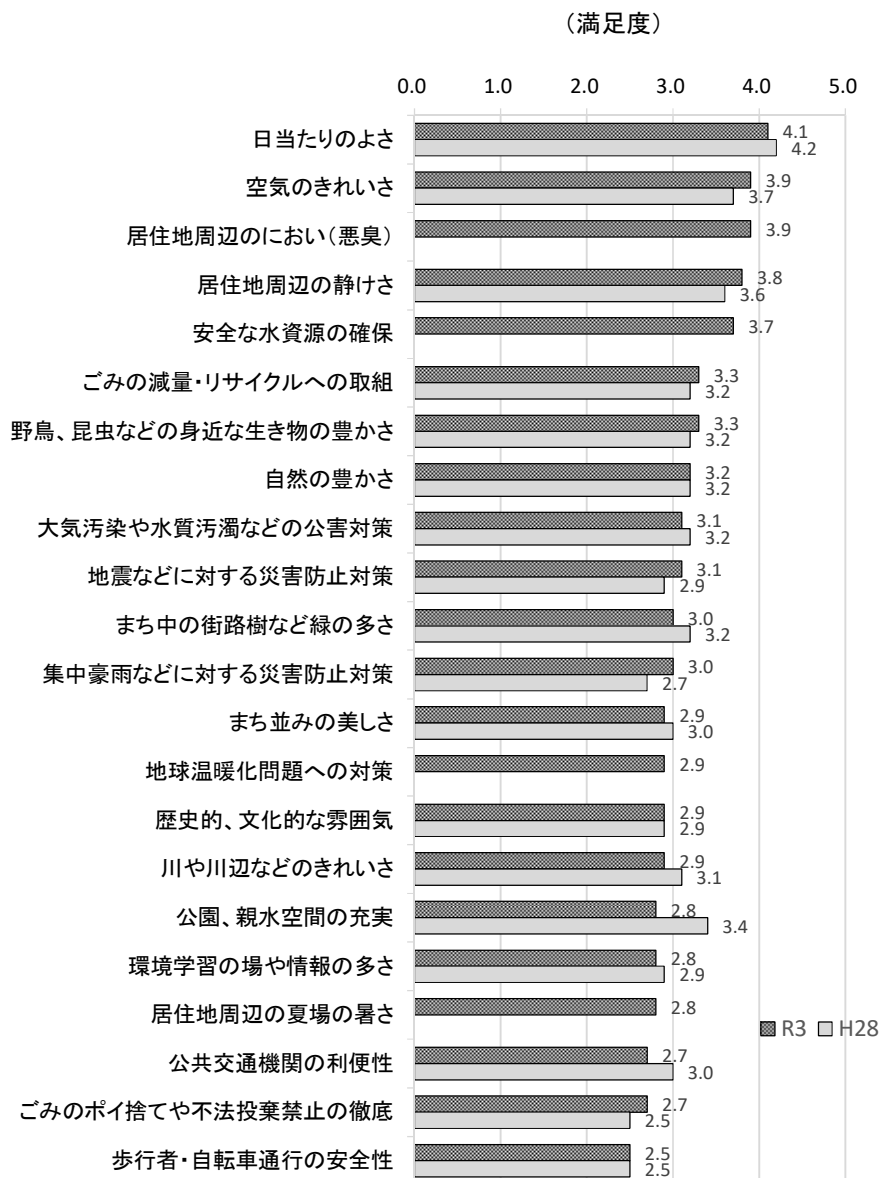
「満足」・「重要」=5点、「やや満足」・「やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」・「さほど重要ではない」=2点、「不満」・「重要ではない」=1点として、各項目の割合を得点化し、「満足度」・「重要度」として算出しました。

市民にとって満足度が最も高いのは、「日当たりのよさ」で4.1点であり、次いで「空気のきれいさ」、「居住地周辺のおい（悪臭）」が3.9点、「居住地周辺の静けさ」が3.8点です。

満足度が最も低いのは、「歩行者・自転車通行の安全性」で2.5点であり、次いで「ごみのポイ捨てや不法投棄禁止の徹底」、「公共交通機関の利便性」で2.7点です。

平成28年から満足度が上がった項目は、「空気のきれいさ」、「地震などに対する災害防止対策」、「集中豪雨などに対する災害防止対策」などですが、一方で、満足度が下がった項目は「川や川辺などのきれいさ」、「公園、親水空間の充実」、「公共交通機関の利便性」などです。

※満足度・重要度 = { (「満足・重要」の回答数) × 5 + (「やや満足・やや重要」の回答数) × 4 + (「どちらともいえない」の回答数) × 3 + (「やや不満・さほど重要ではない」の回答数) × 2 + (「不満・重要ではない」の回答数) × 1 } ÷ (回収数 - 不明数)

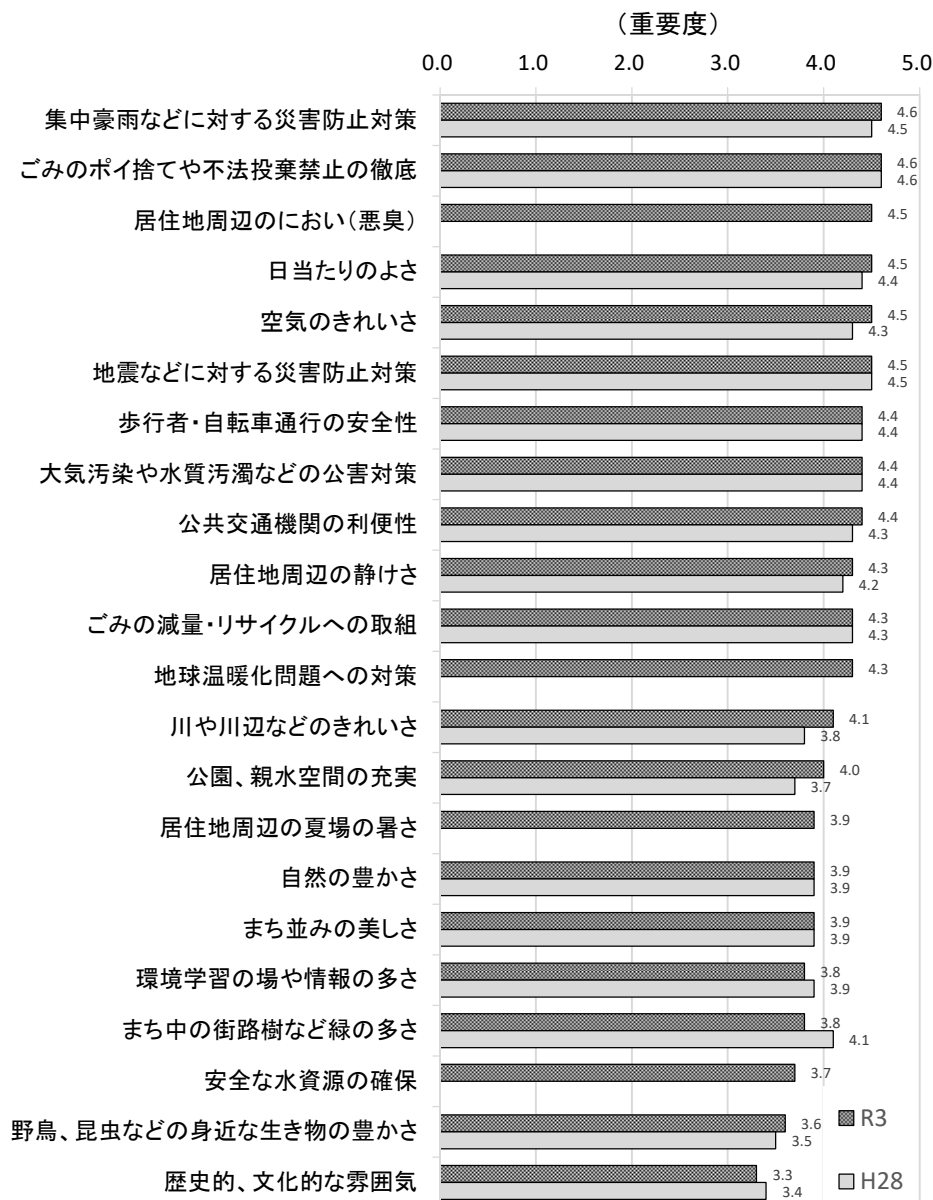


● 環境の満足度

重要度が最も高いのは、「集中豪雨などに対する災害防止対策」、「ごみのポイ捨てや不法投棄禁止の徹底」で 4.6 点であり、次いで「居住地周辺のおい（悪臭）」、「日当たりのよさ」、「空気のきれいさ」、「地震などに対する災害防止対策」で 4.5 点です。

重要度が最も低いのは、「歴史的、文化的な雰囲気」で 3.3 点であり、次いで「野鳥、昆虫などの身近な生き物の豊かさ」で 3.6 点です。

平成 28 年から重要度が上がった項目は、「空気のきれいさ」、「川や川辺などのきれいさ」、「公園、親水空間の充実」などですが、一方で、重要度が下がった項目は、「まち中の街路樹など緑の多さ」などです。

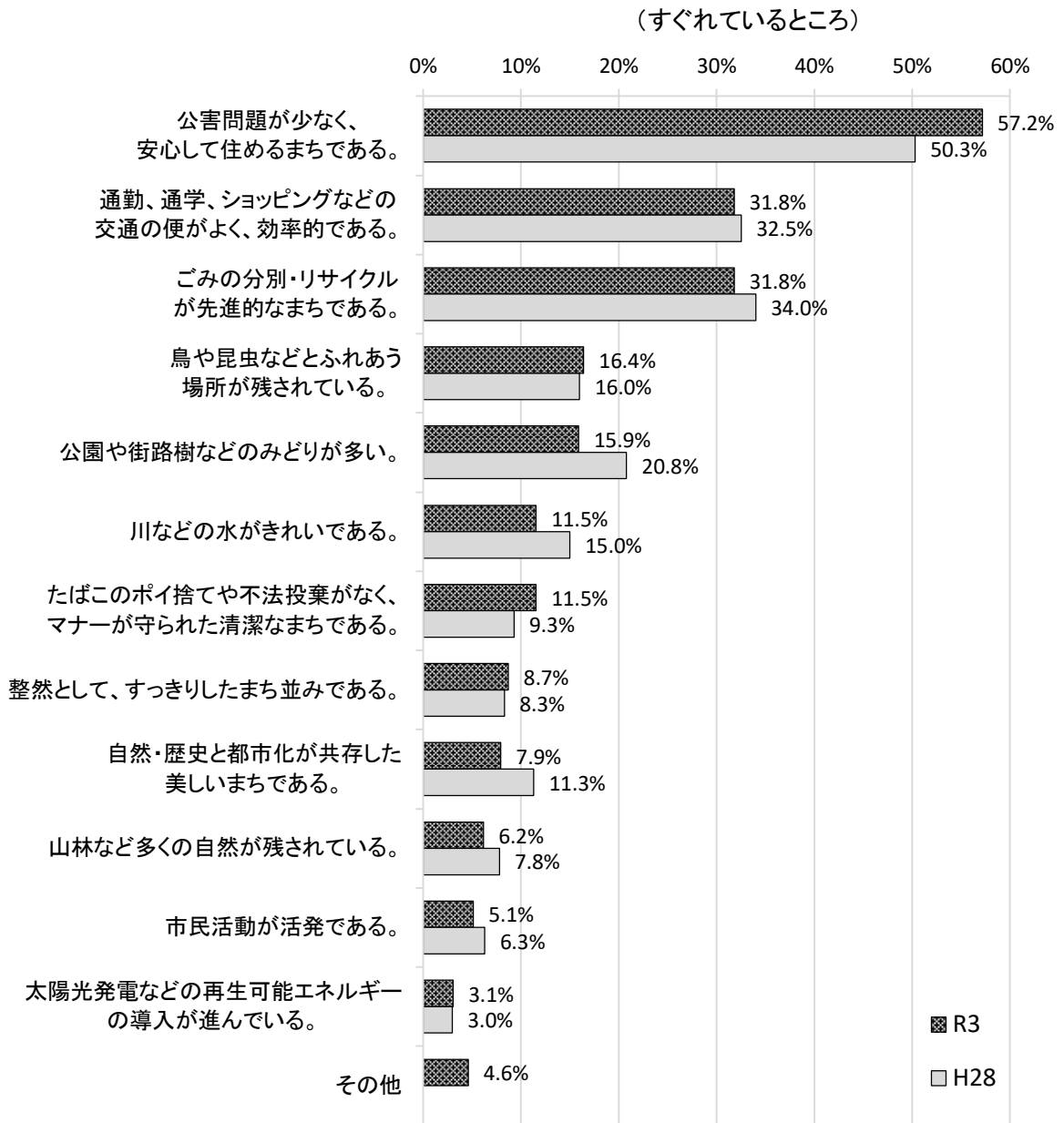


● 環境の重要度

2. 江南市の環境のすぐれているところ・良くないところ

市民が考える、江南市の環境のすぐれているところの回答割合は以下に示すとおりです。

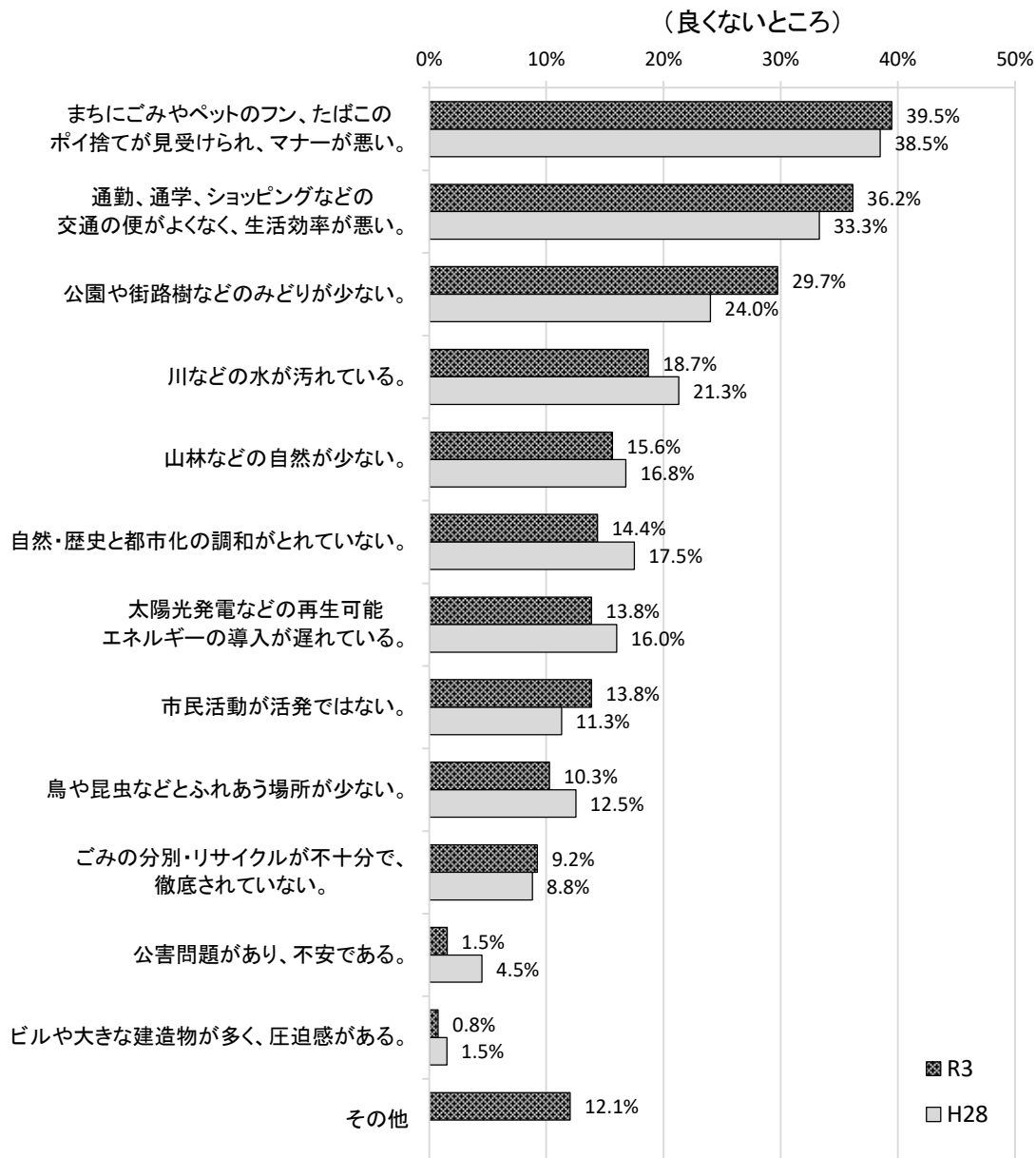
回答が最も多かった項目は、平成28年と同様に、「公害問題が少なく、安心して住めるまちである」で57.2%であり、次いで、「通勤、通学、ショッピングなどの交通の便がよく、効率的である」、「ごみの分別・リサイクルが先進的なまちである」で31.8%です。



● 環境のすぐれているところ

市民が考える、江南市の環境の良くないところの回答割合は以下に示すとおりです。

回答が最も多かった項目は、平成28年と同様に、「まちにごみやペットのフン、たばこのポイ捨てが見受けられ、マナーが悪い」で39.5%であり、次いで、「通勤、通学、ショッピングなどの交通の便がよくなり、生活効率が悪い」で36.2%、「公園や街路樹などのみどりが少ない」で29.7%です。



● 環境の良くないところ

3. 市民の環境に配慮した行動の実行度

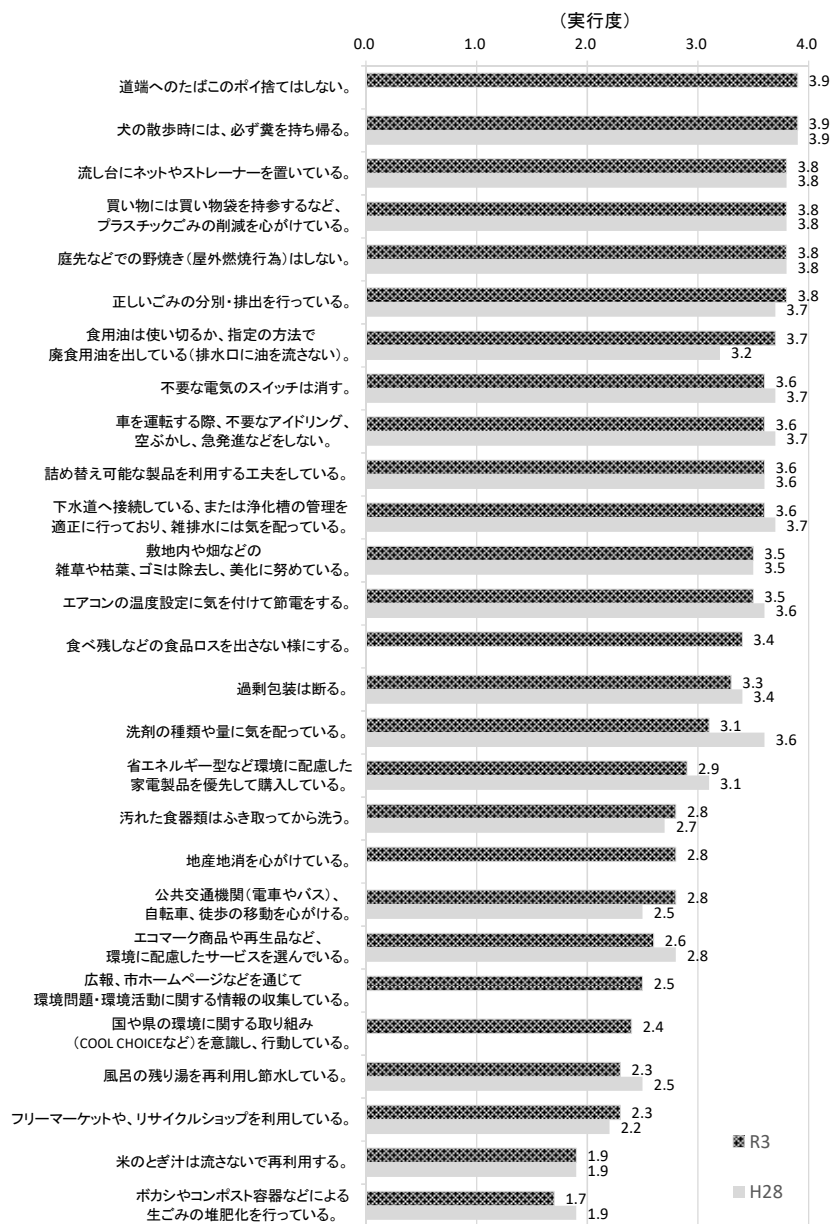
「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

市民の環境に配慮した行動のうち、実行度が最も高いのは「道端へのたばこのポイ捨てはしない」、「犬の散歩時には、必ず糞を持ち帰る」で3.9点です。実行度が最も低いのは、「ボカシやコンポスト容器などによる生ごみの堆肥化を行っている」で1.7点です。

また、平成28年と比べて、「洗剤の種類や量に気を配っている」、「省エネルギー型など環境に配慮した家電製品を優先して購入している」などの項目の実行度が低くなっています。

一方で、「食用油は使い切るか、指定の方法で廃食用油を出している（排水口に流さない）」、「公共交通機関（電車やバス）、自動車、徒歩の移動を心がける」などの項目の実行度は高くなっています。

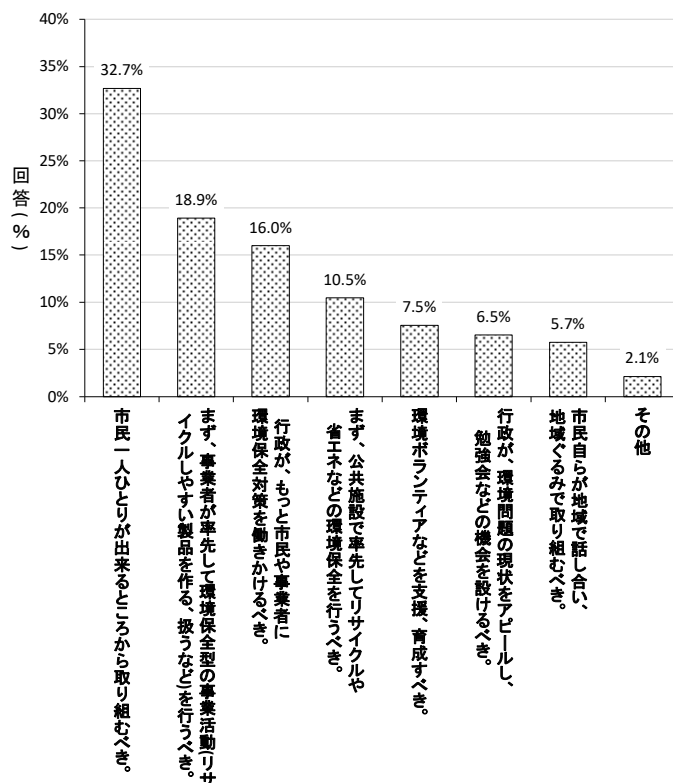
$$\text{※実行度} = \{ (\text{「常に実行」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行」の回答数}) \times 3 + (\text{「今後実行する」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \div \{ \text{回収数} - (\text{「該当しない」回答数}) - \text{不明数} \}$$



● 環境に配慮した行動の実行度

4. 環境保全活動の推進への取り組み

環境保全活動の推進への取り組みについて、市民が重要だと考えることは以下に示すとおりです。「市民一人ひとりが出来るところから取り組むべき」と答えた人が最も多く、32.7%です。

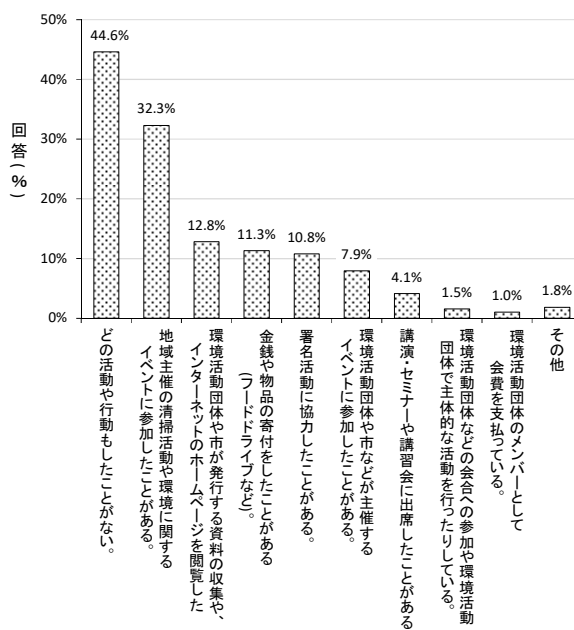


● 環境保全活動の推進への取り組み

5. 環境保全活動への参加状況

市民の環境保全活動の参加状況は以下に示すとおりです。

「どの活動や行動もしたことがない」と答えた人が44.6%であり、次いで、「地域主催の清掃活動や環境に関するイベントに参加したことがある」と答えた人が32.3%です。

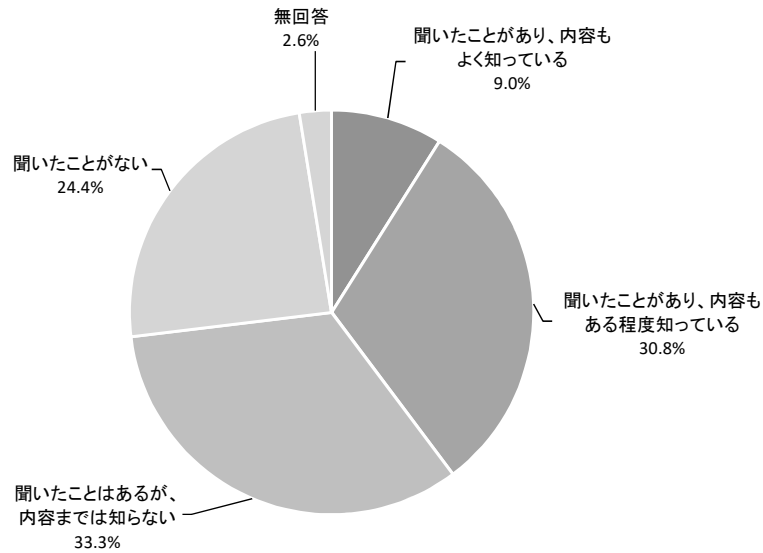


● 環境保全活動への参加状況

6. 市民の SDGs の認知度

市民の SDGs の認知度は以下に示すとおりです。

「聞いたことがあります、内容もよく知っている」、「聞いたことがあります、内容もある程度知っている」と答えた人は、全体の 39.8%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」、「聞いたことがない」と答えた人は全体の 57.7%を占めています。

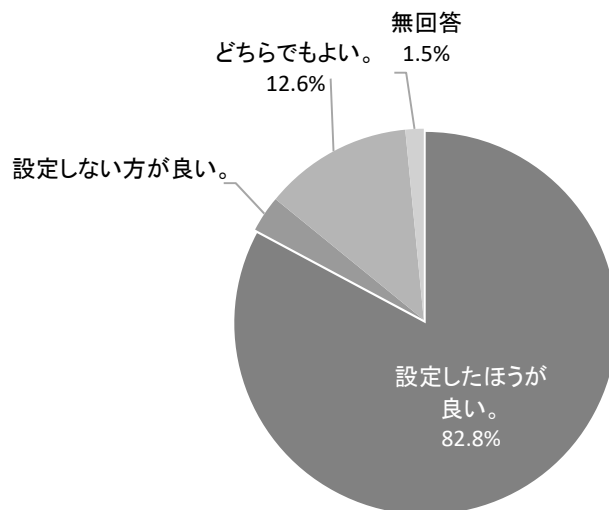


● SDGs の認知度

7. 駅周辺への喫煙禁止区域の設定

市民の、駅周辺の喫煙禁止区域の設定に対する考えは以下に示すとおりです。

「設定した方が良い」と答えた人が 82.8%と大多数を占めています。



● 駅周辺への喫煙禁止区域の設定

8. 事業所が取り組んでいる行動の実行度

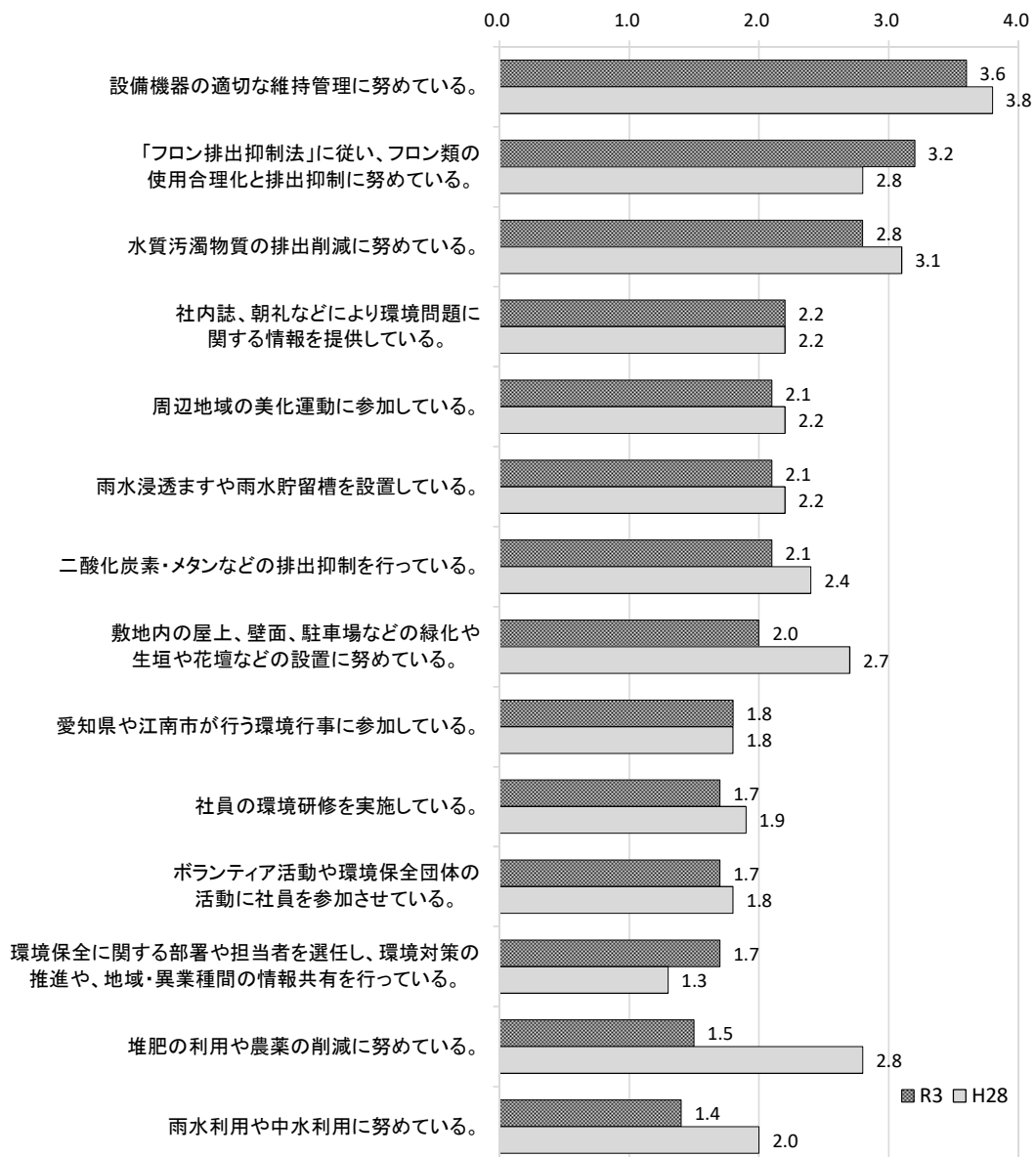
「実行している」=4点、「今後2年以内に取り組み予定」=3点、「今後5年以内に取り組み予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

事業所が取り組んでいる環境に関する行動の実行状況は以下に示すとおりです。

(1) 社員教育・公害・環境問題対策・地球温暖化対策に関する行動について

実行度が最も高いのは、「設備機器の適切な維持管理に努めている」で3.6点であり、次いで、「フロン排出抑制法」に従い、フロン類の使用合理化と排出抑制に努めている」で3.2点です。実行度が最も低いのは、「雨水利用や中水利用に努めている」で1.4点であり、次いで、「堆肥の利用や農薬の削減に努めている」で1.5点です。

平成28年から、全体的に社員教育・公害・環境問題対策・地球温暖化対策に関する行動の実行度は低くなっている傾向がみられます。

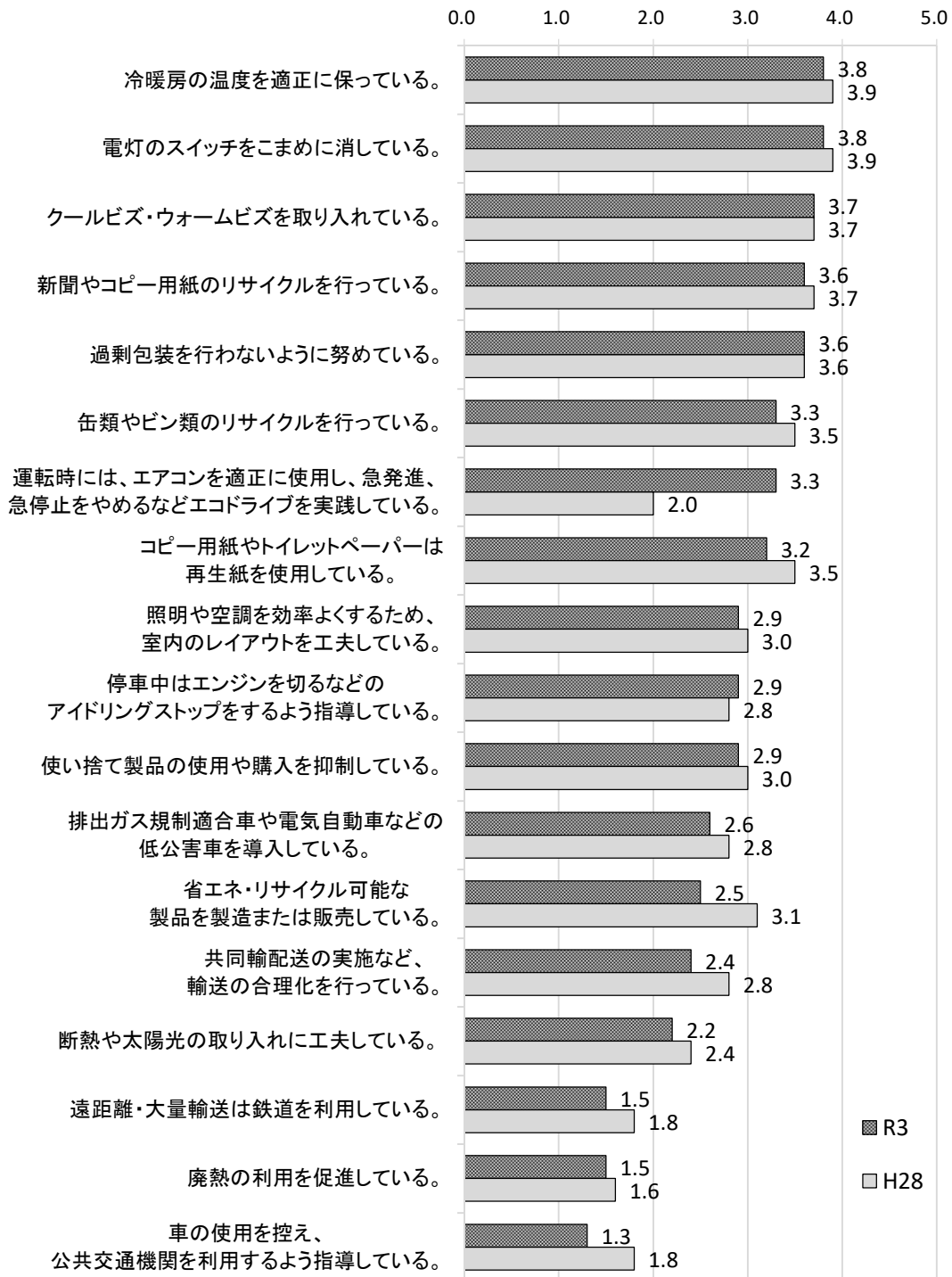


● 社員教育・公害・環境問題対策・地球温暖化対策に関する行動の実行度

(2) 省エネ・リサイクル・自動車の運用などに関する行動について

実行度が最も高いのは、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「電灯のスイッチをこまめに消している」で3.8点であり、次いで、「クールビズ・ウォームビズを取り入れている」で3.7点です。実行度が最も低いのは、「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」で1.3点です。

平成28年から、全体的に省エネ・リサイクルなどに関する行動の実行度は現状維持又は低くなっていますが、「運転時には、エアコンを適正に使用し、急発進、急停止をやめるなどエコドライブを実践している」については大幅に高くなっています。

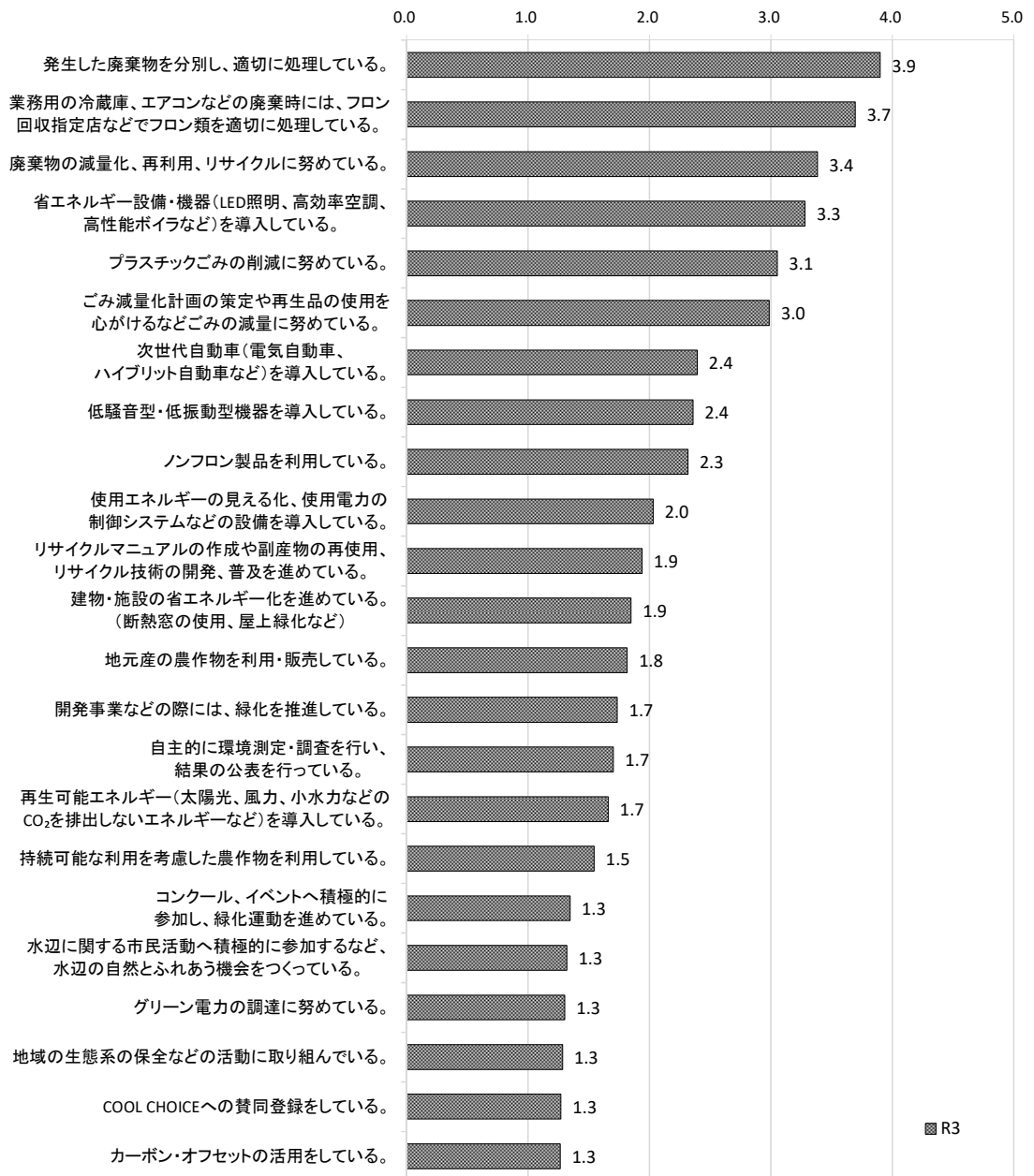


● 省エネ・リサイクル・自動車の運用などに関する行動の実行度

(3) その他の環境に関する行動について

実行度が最も高いのは、「発生した廃棄物を分別し、適正に処理している」で3.9点であり、次いで、「業務用の冷蔵庫、エアコンなどの廃棄時には、フロン回収指定店などでフロン類を適切に処理している」で3.7点です。実行度が最も低いのは、「カーボン・オフセットの活用をしている」、「COOL CHOICEへの賛同登録をしている」などで1.3点です。

ごみに関する取り組みや、省エネ・フロン関連に関する取り組みの実行状況は比較的高くなっている一方で、環境保全活動などへの参加や再生可能エネルギーの使用などの実行状況は低くなっています。

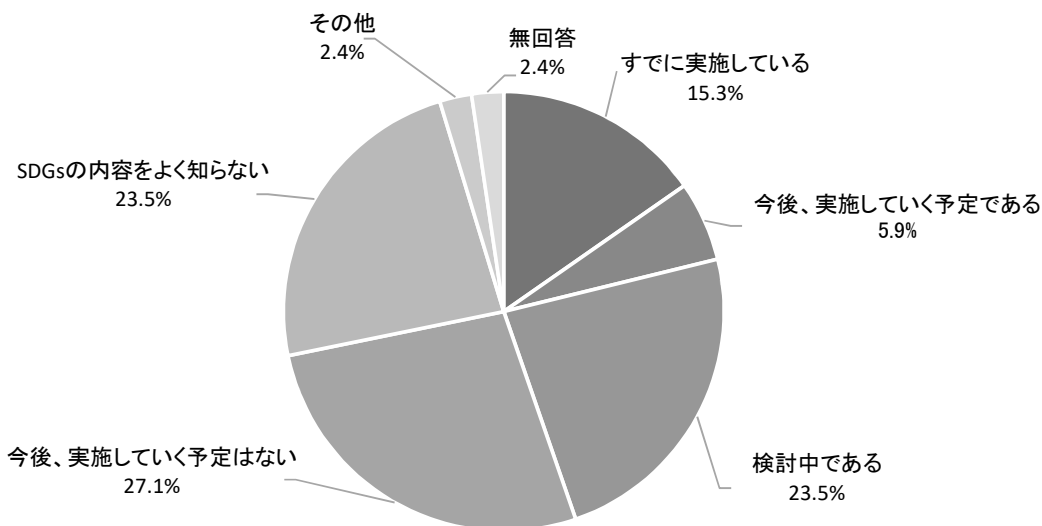


● その他の環境に関する行動の実行度

9. 事業所におけるSDGsの実施状況

事業所におけるSDGsに関する取り組みの実施状況は以下に示すとおりです。

「すでに実施している」、「今後、実施していく予定である」と答えた事業所は、全体の21.2%、「検討中である」、「今後、実施していく予定はない」と答えた事業所は全体の50.6%、「SDGsの内容をよく知らない」と答えた事業所は23.5%です。

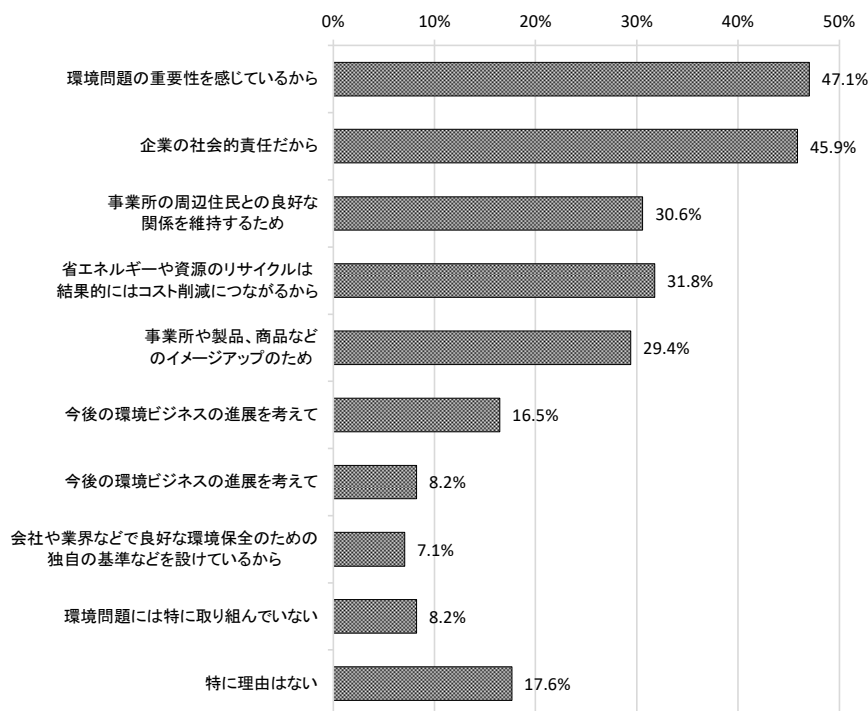


● 事業所におけるSDGsの実施状況

10. 事業所における環境保全に対する取り組み

事業所が環境保全に取り組む理由は以下に示すとおりです。

取り組む理由として最も多い回答は、「環境問題の重要性を感じているから」で47.1%であり、次いで、「企業の社会的責任だから」で45.9%です。



● 事業所における環境保全に対する取り組み

用語集

【あ行】

アイオーティー
IoT

Internet of Things（インターネット オブシングス）の略称。様々な物がインターネットにつながることを。

アイエスオー
ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた環境を管理する仕組み（環境マネジメントシステム）の国際標準規格。PDCA サイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。第三者機関による審査を受けて認証登録される。

あいち生物多様性戦略 2030

平成 22（2010）年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議から 10 年を経た愛知県の状況を総括し、SDGs（持続可能な開発目標）に合致した生物多様性保全の取組指針として策定するもの。県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進める上での具体的な行動の指針となるもの。

アイピーシーシー
IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織である。

アダプト団体

「アダプト（ADOPT）」とは英語で「養子縁組をする」という意味で、公共の場所（一般道路、公園、河川など）を養子にみため、わが子のように愛情をもって定期的に除草などの清掃活動を行う団体のこと。本市では「こうなん美化ボランティア」、愛知県では「愛・道路パートナーシップ」の名称でアダプト団体の支援を行っている。

イーヴィー
EV・PHV

EV とは、Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車と言ひ、PHV とは、Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車と言う。

雨水流出抑制施設

雨水を貯留したり地下に浸透させることにより、河川や水路への雨水の流出を抑え、水害を緩和させるための施設。雨水貯留槽（雨水タンク）、浸透トレンチ、雨水浸透柵、透水性舗装などがある。

エコアクション 21

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

エコカー

電気自動車や燃料電池自動車などの二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排出量が少ない環境に優しい自動車であり、同時に燃費性能にも優れた自動車のことを指す。

エコシティ江南行動計画

社会情勢の変化や新たに見えた様々な課題と市民のニーズを把握し、ごみ減量や地球温暖化対策など、市民や事業所が「協働」して取り組める具体的な施策を打ち出し、環境に関する課題解決を図っていくことで、環境基本計画における環境目標の達成に向け、望ましい環境像の実現を目指し、平成 31（2019）年 1 月に策定された計画である。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、エアコンを適切に使用するなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO₂）の排出量を減らす運転のこと。

エスディー・ zeroes

SDGs (持続可能な開発目標)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものである。

エスディー・ zeroes

SDGs ウェディングケーキモデル

スウェーデンの首都・ストックホルムにあるレジリエンス研究所の所長が考案した、「SDGs の概念」を表す構造モデルのこと。SDGs の全 17 目標はそれぞれ大きく 3 つの階層から成り、それらが密接に関わっていることを、ウェディングケーキの形になぞらえて表されている。

【か行】

カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のこと。利用時間に応じて料金を支払うことができる経済的なシステムであり、カーシェアリングをはじめると、車を必要な時だけ使うようになり、1 世帯当たりの年間自動車総走行距離が平均約 4 割減少するといわれている。

カーボンニュートラル

令和 32 (2050) 年までに地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO₂) などの温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会 (脱炭素社会) を実現するために、二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

環境学習アドバイザー

環境保全、生活環境、自然環境、生物多様性など環境に関する学習プログラムを行う能力がある者で、市長が委嘱した者。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30 (2018) 年 6 月に制定された法律。政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供などの措置を講ずるもの。

気候変動枠組条約

正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、平成 4 (1992) 年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。

グリーン購入制度

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。日本では、平成 13 (2001) 年 4 月からグリーン購入法 (国などによる環境物品などの調達) の推進などに関する法律) が施行され、国などの機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

クールステーション

暑さで気分が悪くなる前に、協力施設・店舗などで気軽に一時的に「涼」をとってもらうことで熱中症を予防する場所。市役所や防災センターなどの市内公共施設及び「クールステーション実施中」ポスターが掲示してある協力店舗などで実施している。

クール CHOICE

令和 12 (2030) 年度の温室効果ガスの排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

コッパ COP10

条約における締約国の会議の略称を COP という。生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として平成 4（1992）年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第 10 回締約国会議のことを示す。

コッパ COP21

条約における締約国の会議の略称を COP という。パリで開催された気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議は、COP21 と呼ばれる。

コッパ ごみ減量「57運動」

焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成 9（1997）年度からスタートした運動で、平成 8（1996）年度の市民 1 人 1 日当たりの焼却場で処理するごみの量の 10%（概ね 57 g）の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあり、このうち十分普及していないものを新エネルギーという。

市民・協働ステーション

江南市役所西分庁舎 1 階の一部に位置しており、市民の自主的かつ自発的な市民活動が地域に根付き、だれでも、共に、人間らしく、しあわせに生きることができる江南市を実現するため、相談・情報・場の提供を通じて市民活動をサポートするための場所。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

旬産旬消

地域で生産された旬な食材を、旬な時期に消費することであり、旬の食材は美味しく、栄養価も高く、季節を実感することができる。また、旬ではない時期に生産するために燃料を使用するハウス栽培などで排出されるエネルギーを削減でき、環境の負荷を減らすことができると考えられている。

浄化槽設置整備事業補助金制度

市では、処理対象人員 10 人以下の合併処理浄化槽への転換をする人に、浄化槽の規模と要件に応じて補助金を交付している（下水道法に基づく公共下水道事業計画区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く地域に限る）。

新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年 12 月に中国武漢市で感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間に世界的な流行となり、翌年 3 月 11 日に世界保健機関（WHO）がパンデミックとの認識を示した。感染を予防するため、手洗いなどの基本的感染対策や不要不急の外出の自粛、密閉空間・密集場所・密接場面（3密）を避けることが重要とされた。

水質に係る環境基準

水質調査地点の内、環境基準が設定されているのは 3 地点で、その他の地点は行政目標として設定している。ここでは便宜上すべて「環境基準」としている。なお、国の基準では、「75%水質値」（小さい順に並べて下から 75%の位置にある値）で評価することとしているが、市では年間の測定結果全てが環境基準に適合しているものを「適合」と評価している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である。生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、平成24（2012）年9月28日に閣議決定された。

ゼロ

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ゼロカーボンシティ

令和32（2050）年に二酸化炭素（CO₂）を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら又は地方自治体として公表された地方自治体のこと。

【た行】

第三次江南市地球温暖化対策実行計画

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の5年間を計画期間とした本市の地球温暖化対策実行計画。平成28（2016）年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量16%の削減及びエネルギー使用量6%の削減を目標とする。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出をゼロにすることを実現した社会のこと。二酸化炭素（CO₂）の排出を低く抑える「低炭素社会」が主流だったが、パリ協定をきっかけに現在は「脱炭素社会」を目指している。

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティアのこと。ストップ温暖化教室の講師など県が行う地球温暖化対策への協力や地球温暖化問題の住民への啓発などを行う。

地産地消

地域で生産された農林水産物などをその地域で消費することであり、生産・輸送にかかるエネルギーを低く抑えることにつながる可能性がある。

低炭素社会

化石エネルギー消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

特定家庭用機器

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）で、家電メーカーにリサイクルが義務付けられた家電製品。一般消費者が日常生活で使う家電製品のうち、市町村によるリサイクルが難しいものでリサイクルが特に必要なものを対象機器とし、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目が指定されている。

【は行】

バイオプラスチック

微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及び再生可能なバイオマス資源を原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称である。

パブリックコメント

政策などの策定途中で、事前にその計画などの素案を市民に公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報などをいただき、提出された意見などを考慮して政策などを決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度のこと。

パリ協定

「京都議定書」の後継となるもので、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。

ビオオーディ BOD

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。単位は一般的に mg/L で表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

ビオトープ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

ヒートショック

急激な温度変化が身体へ悪影響をおよぼすこと。温かい居室から寒い脱衣所へ行く、寒い脱衣所から熱い浴槽に浸かるなどにより血圧が大きく変動して心筋梗塞や脳梗塞などを起こすことがある。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックに係る資源循環の促進を目的として令和 3（2021）年 6 月に制定された法律。多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずるもの。

ボランティア分別指導員育成講座

市民参加によりごみ減量「^{コッパン}57 運動」を推進するため、市民の方を対象にしたボランティア分別指導員を養成する講座を開設している。

【や行】

4R

「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ（R e f u s e = ごみの回避）」「リデュース（R e d u c e = ごみの減量）」「リユース（R e u s e = 再使用）」「リサイクル（R e c y c l e = 再生利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

【ら行】

緑化協定

和田工業団地に立地する企業と締結した協定で、工場などの緑化を推進し、快適な工場環境などを創出し、地域の生活環境の保全向上に積極的に努めるよう定めたもの。

【わ行】

ワンウェイプラスチック

使い捨てられるプラスチックのこと。

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曾の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもっています。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

私たち、江南市民は、

1. 自然を愛し、美しいまちにしましょう
1. 心のかよう、温かいまちにしましょう
1. 健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
1. きまりを守り、住みよいまちにしましょう
1. 教養を深め、文化の高いまちにしましょう

第三次 江南市環境基本計画

令和4年3月

発行 愛知県江南市

編集 経済環境部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話(0587)54-1111(代)
